

## 平成21年第4回(12月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (12月8日)	
開 会.....	6
開 議.....	6
議事日程の報告.....	6
諸般の報告.....	6
町長挨拶及び行政報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
議案第59号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	10
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	14
議案第62号の上程、説明、質疑.....	16
議案第63号の上程、説明.....	22
議案第64号の上程、説明.....	22
議案第65号の上程、説明.....	23
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	24
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	25
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	26
議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	29
議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	32
議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	49
議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	50
議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	51
議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	54
農業委員会委員の推薦について.....	55
散 会.....	56
第 2 号 (12月17日)	
開 議.....	59

諸般の報告.....	5 9
一般質問.....	5 9
小 籾 侃一郎 君.....	5 9
山 本 信 之 君.....	6 9
中 田 隆 幸 君.....	7 3
原 田 全 修 君.....	7 8
市 川 昌 美 君.....	9 6
太 田 侑 孝 君.....	1 0 6
鈴 木 多 津 枝 君.....	1 1 2
中 澤 智 義 君.....	1 2 6
同意第 5 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 3 2
同意第 6 号の上程、説明、質疑、採決.....	1 3 6
議案第 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 3 9
会議時間の延長.....	1 4 3
議案第 5 9 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 4 3
議案第 6 2 号の質疑、討論、採決.....	1 4 5
議案第 6 3 号の質疑、討論、採決.....	1 4 6
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決.....	1 4 7
議案第 6 5 号の質疑、討論、採決.....	1 4 7
発議第 6 号の上程、採決.....	1 4 9
発議第 7 号の上程、採決.....	1 5 0
発議第 8 号の上程、採決.....	1 5 1
川根本町議会議員派遣の件.....	1 5 1
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	1 5 2
常任委員会の閉会中の継続調査の件.....	1 5 2
閉 会.....	1 5 2

## 応招・不応招議員

### 応招議員（12名）

1番	中	野	暉	君
2番	太	田	侑孝	君
3番	山	本	信之	君
4番	中	田	隆幸	君
5番	小	藪	侃一郎	君
6番	原	田	全修	君
7番	森		照信	君
8番	中	澤	智義	君
9番	市	川	昌美	君
10番	鈴	木	多津枝	君
11番	高	畑	雅一	君
12番	板	谷		君

### 不応招議員（なし）

## 平成21年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成21年12月8日(火)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第59号 川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 4 議案第60号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
- 日程第 5 議案第61号 町道路線の認定について
- 日程第 6 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町福祉センター)
- 日程第 7 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町高齢者デイサービスセンター)
- 日程第 8 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)
- 日程第 9 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町創造と生きがいの湯)
- 日程第10 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町自然休養村管理運営施設)
- 日程第11 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町自然休養村農林水産物直売所)
- 日程第12 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町自然休養村農林水産物直売所)
- 日程第13 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町接峯峡温泉休憩施設)
- 日程第14 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)
- 日程第15 議案第71号 平成21年度川根本町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第72号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第73号 平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第74号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第75号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 2 0 農業委員会委員の推薦について

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	総務課長	小坂泰夫君
企画課長	羽根田泰一君	税務課長	中澤莊也君
福祉課長	柴田光章君	生活健康課長	羽倉範行君
産業課長	鈴木一男君	建設課長	大石守廣君
商工観光課長	西村太一君	教育総務課長	山田俊男君
生涯学習課長	森下睦夫君	会計管理者兼 出納室長	藤田至君

事務局職員出席者

議会事務局長 西村 一

開会 午前 9時00分

開 会

議長（板谷 信君） ただいまから平成21年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月2日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案17件が町長から提出されております。

次に、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

町長挨拶及び行政報告

議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして、ごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。

本日は、平成21年第4回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御出席をいただき開催できますことを厚くお礼を申し上げます。

去る12月3日には、知事広聴「平太さんと語ろう」が開催されました。大勢の傍聴者をお迎えして、各界の代表8名の発言者がそれぞれの立場から意見発表や提言を行いました。さまざまな分野で頑張っておられる皆様からの御発言に川勝知事も熱心にお答えくださり、これからの行政を進める上で大変参考になるものがありました。知事からは、「グリーンティー・ガーデン・シティー構想」や、その大きな柱として折江省竜泉市との姉妹都市提携の御提言をいただきました。

12月5日には年末の風物詩ともなっております「市町村駅伝大会」が開催され、川根本町の選手たちも力強い走りを見せ、大変立派な成績をおさめることができました。議員の皆様も何名か応援に駆けつけてくださいましたが、沿道から、あるいはテレビの前で声援を送ってくださった皆様の御期待にこたえて、全体では41チーム中34位、町村の部では14チーム中9位、そして前年度から大幅にタイムを縮めることができ、敢闘賞をいただくことができました。

選手たちはもとより、選手たちのコンディションの調整に細心の注意を払いながら指導に当たってこられた監督、コーチ、そしてそれらを支えられた御家族の皆様、実行委員会の皆様ほか関係者の皆様のチームワークが大変よかった、その結果であったと思います。関係の皆様には、まずは「お疲れさまでした」と申し上げるとともに、「おめでとうございます」、「そして「ありがとうございました」と申し上げたいと思います。

知事広聴、駅伝大会の成果は、国民文化祭「神楽フェスティバル」や「奥大井ふるさとまつり」、「産業文化祭」の成果とともに、今後のまちづくりに必ずや活かされるものと信じております。

私は、富士山・静岡空港の開港に伴って、南アルプスに至る大井川を軸とした広域的連携の必要性と連携を深める中で、川根本町の地域資源を磨くことの大切さを申し上げてきましたが、今回の知事広聴の中で、川勝知事はかねてから我が国の国土を「ガーデンアイランド」とおっしゃっておられますが、空港のある牧の原台地から大井川沿いに茶園が広がる一帯の振興策を「グリーンティー・ガーデン・シティー」という表現で提言されました。

川根本町では大井川沿いに続く道路に沿って広がる茶園を「川根お茶街道」とも呼んできました。国土交通省では、郷土愛をはぐくみ、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創生する運動を促し、もって地域活性化、観光振興に寄与し、国土の再興につながることを目的として「日本風景街道」を推進しております。

空港から南アルプスへの一帯を「グリーンティー・ガーデン・シティー」ととらえ、この「グリーンティー・ガーデン」の中を大井川、大井川鉄道、道路がくねりながらつないでおります。この南北の軸を「大井川・南アルプス風景街道」とする、そこには人々の暮らしがあり、さまざまな歴史や文化をはぐくんできました。長い時間をかけてはぐくまれてきた自然、歴史、文化、産業、人情など、固有の土地柄といえますか地域に内在する資源を掘り起こし、見直し、さらに磨きをかけていきたいと思っております。地域個性を際立たせることによ



て、他地域との差別化を図り、地域間競争時代を生き抜いていく必要があると考えるからであります。

また、島田市、静岡市、あるいは周辺市町との連携をより深め、かつ強固にしていかなければなりません。面的な広がりを持たせる必要があるからです。グローバル時代にあっては、さらに全国へ、そして世界へと向けて発信していく必要があります。知事が間を取り持ってくださいということでもありますので、中国浙江省竜泉市との友好姉妹都市提携についても積極的に推進し、川根茶ばかりでなく川根本町そのもののブランド化につなげていきたいと考えております。

現在、平成22年度の当初予算編成に取り組んでいるところであります。世界同時不況の影響を受け、戦後最悪ともいえる経済危機に直面したことから、当面は景気対策との方針のもと、昨年秋から一連の景気対策を講じてきておりますが、これに伴い財政は急速に悪化するとともに、税収減等から長期債務残高は816兆円となる見込みであり、さらに深刻化する見通しとなっております。これらを踏まえ、持続的な経済成長と財政の健全化の両立を図るため、「経済財政改革の基本方針2009」で無駄の排除など、歳出改革を継続しつつ、安全・安心を確保するために社会保障の必要な修復をするなど、安心と活力の両立を目指しておりました。

ところが、前回の衆議院選挙の結果、民主党が勝利し新政権が誕生し、政権交代前に概算要求された平成22年度予算を抜本的に見直し、予算の全面的な組みかえに着手する方針が明らかにされました。さらに国の予算、制度、その他行政全般のあり方を刷新するとともに、国と地方公共団体及び民間の役割のあり方の見直しを行うために、新たな行政刷新会議が設置され、事業仕分けなどの手法が大きな話題ともなりました。

本町においては、実質単年度収支が平成13年度決算から平成17年度までの5年間は赤字が継続し、財源不足を基金の取り崩しに頼らざるを得ない財政事情から、平成13年度末の基金残高34億1,470万円が、平成17年度末には23億1,745万円にまで落ち込みました。このような状況を踏まえ、持続可能な行政運営を目指し、町の歳入規模を見据えた緊縮予算の編成・執行と川根本町行政改革大綱に基づくところの実施計画である集中改革プランの推進を図るとともに、依然として高い経常収支比率を低下させるようシーリング制を導入し、需用費の5%削減などを条件とした予算要求とするなど、経常収支比率の抑制に努めてきました。その結果、平成19年度には、町債の繰り上げ償還により、2,372万円の赤字となるものの、平成18年度及び平成20年度は黒字となり、平成20年度は国の景気対策による交付金や、普通交付税における地方再生対策費の加算により、1億5,713万円の黒字とすることができました。

しかし、特別交付税にあっては、特別加算が平成19年度、県合併交付金も平成21年度に終了となるほか、民主党新政権での新年度予算の見直しや国と地方の役割のあり方を見直す行政改革刷新会議などの動向を注視する必要があり、従来と同様の歳入規模が継続して確保できるとは言いがたい状況にあります。

そのような中、町民の多様化するニーズに対応した行政サービスの向上、維持が求められておりますが、限られた財源の中で対応していくためには、依然として高い経常収支比率を抑制することが不可欠であり、制度改正などにより新たな事業を展開していくためには、従前の事業を見直すとともに、真に必要なものの選択を図っていく必要があると考えます。

以上を踏まえ、財政状況を十分認識し、コスト意識を持ち積極的な事業の見直しによる行政全般にわたる改革を目指し、的確な予算編成となるよう努めていきたいと考えるものであります。

基本的な事項については、歳入規模に応じた中で、総合計画に基づいた当初予算とすること、集中改革プランへの提言を踏まえ、事業を検証し、効率性、経済性を追求すること、総合計画等の効率的な展開を図るとともに、着実な推進に取り組むため、総合計画に基づく実施計画ヒアリングを受けないものは原則予算化しないこととし、新たな事業を実施する場合は、従来から実施している事業との目的や必要性を十分検証し、真に必要な事業を選択すること、予算の概算要求額、いわゆるシーリングを引き続き設定し、一般財源枠については21年度当初予算額以内を目指すことなどに留意しながら、予算編成に当たっていきたいと考えるものであります。

今回提出する議案は、公の施設の指定管理者の指定に関するもの9件、補正予算5件、その他条例関係など4件、計18件であります。よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、小藪侃一郎君、6番、原田全修君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの10日間に決定しました。

日程第3 議案第59号 川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金  
徴収条例の制定について

議長(板谷 信君) 日程第3、議案第59号、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第59号、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例について、提案理由を申し上げます。

議案1ページから2ページをごらんください。

この条例は、川根本町が施行する携帯電話等エリア整備事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法の規定により分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものです。

対象となる携帯電話等エリア整備事業については、第2条の定義に規定されているとおり、電気通信事業者による携帯電話のサービス提供が見込めない地域の解消を図るため、国の平成21年度補正予算に計上されている事業を活用して、川根本町が実施する事業であり、具体的には小竹、下河内、壱町河内、文沢の4カ所に携帯電話簡易基地局を整備する事業であります。

納入義務者については、電気通信事業者である株式会社NTTドコモ、分担金の額については、整備事業による補助対象経費の90分の1に相当する額とします。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当した場合の電気通信事業者の負担割合については、平成21年11月6日付総行情第148号総務省自治行政局地域情報政策室長通知により取り扱うよう定められましたので、今回分担金の額を定め、提案するものであります。

今回の補正予算についても、歳入予算11款1項22目1節、企画費分担金として事業費が確定していないことから、予算科目設定のために1,000円計上しております。また、充当先を歳出予算2款2項6目、情報政策費としておりますことを申し上げます。

以上、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第4 議案第60号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

議長（板谷 信君） 日程第4、議案第60号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第60号、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

議案3ページから4ページをごらんください。

地方税に係る徴収困難な滞納事案の財産調査、滞納処分及び構成団体の職員に対する徴収義務に関する研修事務、並びに滞納整理に関する相談事務を実施している静岡地方税滞納整理機構の処理する事務に、平成22年度から新たに徴収業務以外の税務研修事務、軽自動車税及び自動車取得税の申告書処理等事務を追加する予定であります。

地方自治法第291条の3第1項の広域連合の規約変更に係る協議については、同法第291条の11の規定により、議会の議決を要することと規定されております。そこで、別紙のとおり規約の改正を提案するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） まず最初に、改正による当町が受けるメリット、デメリットについて、どういうものがあるのかお聞きします。負担額の変化とか、当町の影響などについてです。

2点目は、機構の事務内容が増えるわけですがけれども、広域連合の権限拡大・強化につながるものではないかを伺います。

3点目は、徴収業務研修事務と税務研修事務を徴収業務研修事務から税務研修事務に変えるわけですが、この違いは何かお聞きします。

4点目ですが、支払い能力がない生活困窮者を移管しないことは守られているかどうか、確認いたします。

それから、当町の収納率はどれくらい向上しているのか、その推移について御答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（中澤莊也君） それでは、鈴木議員の質問について、1番目から回答をさせていただきます。

まず、改正による当町が受けるメリット、デメリットは何かという御質問でございますが、軽自動車関係税の申告処理事務の一元化に伴う当町におけるメリットは、申告書の審査、申告書データの作成、申告書の整理保管の事務等が省略できることとあります。また、県と市町村間で重複しております申告書の審査、申告書のデータ作成等の解消、定置場所が移行する場合など、関係市町村間で行っております新規処理、廃車処理の事務の重複がなくなると考えられます。それと、住民サービスの向上、事務の効率化という面も図られるというふうに考えております。

当町におけるデメリットということについては、特にございません。強いて言えば、システムの改修に伴う費用の負担や滞納整理機構への負担金の増額が考えられます。徴収事務以外の業務に関する税務研修事務の追加に伴い、各自治体の共通テーマに関する研修の共同開催による職員の質の向上、自己開催、あるいは外部派遣により研修を実施した場合と比較しての共同化による負担経費の減の効果が考えられます。

滞納整理機構への負担金でございますが、軽自動車税関係の申告書処理事務の一元化に伴う負担金は、町村会への負担金が5万8,600円でしたが、それに比べると10万円ほどの負担増になります。税務研修の共同化に伴う負担金は4万6,000円とあります。また、徴収事案移管に伴う負担金は、平成22年度から負担金の根拠に徴収実績割を導入することにより、平成21年度が110万円でありましたが、平成22年度には85万7,000円と24万3,000円の減額となり、滞納整理機構への負担金は平成21年度に比べて3万8,000円の減となります。

2番目の質問でございますが、事務内容が増えるが、広域連合の権限拡大・強化につながるのではないかと御質問でございます。

今回の滞納整理機構の規約改正は、地方税の一元化の推進の中で全市町村の要望と同意を受けて行われるものであり、事務の効率化や研修内容の充実等が図られるが、広域連合の権限拡大や強化につながるものではないと考えます。

3番目の徴収業務研修と税務研修事務の違いは何かという御質問でございますが、徴収事務の研修事務は税の徴収に関する法的な知識の習得等の研修であり、徴収業務以外の研修は

課税を公平に行うための知識を徴収するための研修でございます。税務研修における賦課と徴収の違いというふうに考えられます。

4番目の支払い能力がない生活困窮者を移管しないことは守られているかという質問でございますが、滞納整理機構への移管は移管予告通知にも応答がなく、分納誓約等も履行しない悪質滞納者に対して滞納整理機構へ移管するものであり、納税相談に訪れ、相談の結果生活困窮等と判断された滞納者に対しては、納付猶予や執行停止の措置をとるよう努めております。このような方の案件を今後とも滞納整理機構への移管は行わない考えであります。

当町の収納率はどれくらい向上したか、その推移はということでございますが、滞納整理機構への移管による効果は内容等をより詳細に調査する必要があるかと思っておりますが、平成19年度における滞納繰り越し分でございますが、13.7%が平成20年度には15.8%と上昇してございます。平成20年の9月末と本年9月末の比較でございますが、徴金免税が6.9%から9.4%に増加し、固定資産税は8.1%から10.3%、国保税は8.1%から9.4%に増加してございます。今後とも、滞納繰り越し分の徴収率は増加していくというふうに見込んでおります。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 再質問させていただきます。

今度改正、変更する事務の中身、こういうことについて、地方税の一元化などに向けて、全市町村の要望を受けて行われるものだというただいま答弁がありましたけれども、全市町村というところが間違いはないか確認させていただきます。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（中澤荘也君） 間違いございません。これは滞納整理機構の運営協議会等で協議された内容でございますので、全市町村の参加ということでございます。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 運営協議会はいつ、要望した運営協議会がいつ開かれたんですか。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（中澤荘也君） 全3回に行われまして、地方税の滞納整理機構運営協議会というのは実施してございます。最終が9月24日に第3回目を行っております。

以上であります。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第61号 町道路線の認定について

議長(板谷 信君) 日程第5、議案第61号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第61号、町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5ページをごらんください。

この道路は、梅高、高郷間の国道362号上長尾バイパスの一部供用に伴い、旧道区間が廃止となりますが、この道路につきましては、梅高集落と高郷集落とを結び、地域住民の生活と密着した道路であるとともに、通学路にもなっていることから、県から移管を受け、町道として管理したく道路法第8条第2項の規定により、町道路線として認定の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

全協でもいろいろ聞いたんですけども、同じような質問になりますけれども、この高郷バイパスの一部供用開始に伴って生活道路、あるいは通学に必要な現道といいますか、旧国道ですので、町道として町が管理したいということで、町道に認定するんだという説明がありましたけれども、そのときに最大の問題として、今の高郷バイパスが一部分だけつけかえられたために、短い距離で直角のカーブが2カ所もできて、特に元N T T横の直角のカーブと、その交差点での事故が多発しているという大変重大な状況が起きています。国道バイパス工事の見通しや、交差点、直角カーブの安全対策などを今後どのように考えているのか伺います。

議長(板谷 信君) 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの質問につきましてお答えをさせていただきます。

N T T横の直角のカーブや交差点での安全対策をどう考えているかという御質問でございますが、供用開始後は通行する車両も新しい道に慣れていないということもありまして、何件か事故が発生をしております。そのため、標識や白線の改善、またカーブ区間に道路線形等を明示するためにセンターラインに沿いましてポストコーンを設置するなどの対策が講じられてきました。また、供用開始後しばらくの間ですけれども、旧道入口の交差点の中に入り込むような形で大きな矢印の標識が置かれており、大変見通しが悪く、また車も曲がりづらかったということもありましたけれども、現在はその標識も移動をされ、見通しもよくなっております。

こういったような幾つかの点が改善されたことによりまして、最近では事故が発生していないという認識をしております。もちろんこれらの対策だけで十分だとは考えておりませんが、もうしばらくの間このまま状況を観察していきたいと思っております。

また、今後の状況によりましては、車のスピードを抑制するための舗装の改善といったことや、新たな安全対策につきましても検討していきたいと思っております。

それから、根本的な改善策ということにつきましては、何といたっても上長尾バイパスの全線開通が一番でありますので、今後も早期着工、早期完成に向けて関係機関に対しまして今まで以上に強く要望してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 根本的には本当に私たちも早期、もう手をつけたからにはあのままでは1日も早く改善をして、直線で走れるような道にしないと、余りにも不自然な形になっていきますので、行政、議会挙げて直線になるように新しく、課長が言われたように早期着工、早期完成というのを私たちも目指していかなければいけないんですけれども、行政としてその見通しというんですか、がありましたら教えてください。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） 見通しということにつきましては、現段階でいつからどういう形で工事が再開されるかという計画は特に立っておりませんが、現在川根本町では、藤城バイパス、青部バイパスということで2本のバイパス工事が現在進められておりますが、一市町村原則1カ所のバイパス工事が原則ということになっておりますので、なかなか上長尾バイパスを新規でということになりますと、なかなか難しい問題でありますけれども、先ほども申しましたけれども、関係機関に対しまして今まで以上に強く要望をして、1日でも早く着工及び完成できますよう要望等していきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。



(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第61号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町福祉センター)

議長(板谷 信君) 日程第6、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案6ページをごらんください。

川根本町本川根福祉センター及び川根本町老人福祉センター憩いの家いずみの施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理者制度により、川根本町社会福祉協議会を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、川根本町社会福祉協議会より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） まず最初に、全協でいただいた資料、収支決算書ですか、見ますと、18年度の差引額は2,520円とわずかに黒字とありますが、残りがあるんですけれども、19年度の決算の繰越額に計上されていません。また、19年度の差引額は23万760円と残額が、差引額があるんですけれども、それも20年度の決算を見ますと繰越収入額で12万4,000円しか入っていません。この理由について、またどのような処理をしているのか。確認したかどうか、答えをお願いいたします。

それから、2点目ですけれども、利用人員一覧表では、多機能室が1,103人から1,128人、889人というふうになり、また入浴のほうも445人から19年度は増えて、どちらも増えて762人に増えたんですけれども、20年度は362人へと激減しているわけです。こういう状況で、指定管理者をそのまま継続するという議案が出ているんですけれども、このことについてどのように考えるか、御答弁をお願いいたします。

3点目ですけれども、社会福祉協議会の会長名が当初の配られた議案では森田愛子さんだったんですけれども、全協で芹澤徳治さんへ差し替えられました。指定管理者申請書は会長がまだ森田愛子さんであったため、森田さんの任期は11月30日なので、最初の議案作成時は森田愛子さんの名前で受け取ったという説明でしたけれども、評議員や理事の交代・就任にかかわる評議員会、理事会開催日と議案の提出、承認状況など、説明を聞きましてもなかなか納得できない、どうしてそういう時期に変わったのかなということで、もう少し早くやれなかったのかと思うわけですけれども、承認状況を、この人事の決まっていく状況を順を追って理事会、評議員会、それぞれ順を追って説明を求めます。

まず、1点目ですけれども、芹澤氏が新理事として評議員会に芹澤氏の名前を出すことを決めたのはいつのどういう会で決めたのでしょうか。

それから、2点目ですけれども、芹澤氏を新理事として承認した評議員会はいつなのでしょうか。

3点目、同氏を新会長に決めた理事会はいつなのですか。そのとき議会からの充て職となっている議長はだれが出席しておられたのでしょうか。

それから、4点目ですけれども、正副会長交代の議案はいつの何の会で承認されたのか、そのとき議会からだれが出席していたのか、お聞きします。

次、5点目ですけれども、議会の充て職になっている新評議員や新理事の承認は、いつの何というどの会で承認されたのか伺います。

それから、6点目ですけれども、議案の指定期間は22年4月1日から25年3月31日までとなっており、その前に当然会長交代がわかっていたはず、会長の任期もわかっていたはずですが、新会長が決まるまで、この指定管理の議案を、指定の議案を会長のところを空欄にするか、あるいは会長が交代したということを示すことを全協の前に議員に差し替えの議案をよこすとか、そういうことがあって当然だと思えるんですけれども、そういうことがされなかった

わけですけれども、なぜそういう手続をされなかったのか。この大きい3点、小さい6点についてお伺いいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 答弁の前に10番議員に確認しますけれども、この利用実績、多機能室とそれから入浴、これ年度違っていませんか。18年度、19年度。だんだん減っているように資料にはなっているわけなんです。18年度の実績と19年度の実績が逆になっているのじゃないかなと思いますけれども。

それでは、答弁のほうをお願いします。

福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） それでは、鈴木議員の質問に対して順次お答えいたします。

まず、1番目の質問でございます。

余剰金と言いますか、繰越金の関係でございますけれども、町と指定管理者との年度協定を結ぶ中で、維持管理経費について見積もりを徴取しまして、それを精査して委託料を決定しております。最終的に管理者が適正に管理し、経費節減に努めた結果出た余剰金については、原則的に返還は求めずに指定管理者が管理することにしております。平成20年度におきましては、光熱水費等が増加したため、余剰金から12万4,000円の負担を求めたものでございます。

質問の2番目でございますけれども、利用一覧でございますけれども、施設の利用が減少しているのはどういったことかということでございますけれども、多機能室ですけれども、趣味的な利用が実際減少しているという状況にあるということがございます。そのほかにも、各地域におけるいろんな事業、例えばいきいきサロンとか、そういった事業に移行したことなどが考えられるということでございます。入浴者の減に関しましても、固定客の高齢化による減少、そんなような影響が出ているのではないかとということでございます。

利用者の嗜好といえますか、意識も変化しているということで、順次そういうような減少傾向にあるということがございますものですから、今後の運営改善を図るために、指定管理者に対して住民の要望、意見等を聞きながら、これからの利用改善に努めていくよう要請したいと考えております。

質問の3番目でございますけれども、社会福祉協議会の関係の理事、評議員の関係でございます。

まず、1番目でございますけれども、芹澤氏が新理事として評議員会に出すことを決めたというような内容からでございますけれども、理事でございますけれども、社会福祉協議会の定款の施行細則で6つの選出区分が決められております。この中の社会福祉関係団体の中でございますけれども、保護司会、更生保護女性の会から選出されたということでございます。11月14日に保護司会と更生保護女性の会で協議し、選出されたと伺っております。

2番目でございますけれども、芹澤氏を新理事として承認した評議員会はいつかというこ

とでございますけれども、11月24日に開催しました評議員会で選任されたものでございます。

3番目でございますけれども、同氏を新会長に決めた理事会はいつか、そのときの議会からの充て職になっている議長はだれが出席したかということでございますけれども、12月1日開催の理事会でございます。板谷議長が出席していらっしゃいます。

4番目でございますけれども、正副会長の交代の議案はいつ何会で承認されたかという質問でございますけれども、12月1日の理事会の中で承認されたものでございます。

5番目でございますけれども、議会充て職になっている新評議員や新理事の承認はいつ何の会でされたのかという質問でございますけれども、新評議員につきましては、12月1日の理事会で承認、新理事は11月24日の評議員会で承認されたものでございます。

6番目の議案の提出の関係でございますけれども、指定管理の申請につきましては、11月24日に提出があったものでございます。11月30日まで森田氏が会長職にあるということですから、議案配付時には正当な代表者だったものでございます。12月1日新会長就任に伴いまして、議案の差しかえをお願いしたものでございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 質問を出しながら、大変複雑なことを聞きましたので、5番目の充て職になっている新評議員や新理事の承認はいつの何会で承認されたのかという質問に対して、新評議員は12月1日の理事会でですね。新理事は同じ12月1日の評議員会、もう一度その確認をします。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 5番目の承認の関係でございますけれども、新評議員は12月1日の理事会、新理事は11月24日の評議会ということでございます。

議長（板谷 信君） ほかに質疑は。どうぞ、10番。

10番（鈴木多津枝君） 一番最初の質問に対する答弁なんですけれども、余剰金が出ているときに、余剰金は返還しないということなんですけれども、決算書に上げてこないというのは、どのような処理をしていたのかということを知りたいんですけれども、どうなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） こちらの指定管理の関係の決算書には出ませんで、指定管理していただいている団体のほうに管理をお願いしているという会計処理を行っています。

議長（板谷 信君） 3回になりましたけれども。

ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 9番、市川です。

この指定管理者の申請書が11月24日に森田さんから出ていますけれども、当然11月30日で任期が切れるということで、何でこのような手続をとって芹澤氏に代わって、ましてや議案

の差しかえまでやるというのはちょっと不可解な感じがいたしますけれども、その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 11月24日に申請書を提出してございます。社会福祉協議会の会長の森田氏でございますけれども、11月30日まではその職にあるということで、11月30日までには正当な代表者という解釈をしておりました。12月1日から新たな会長が決まるということでございましたので、その会長が決まった時点で差しかえをお願いしたということで、手続的にはこの形しかとれなかったというふうに理解しております。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 新しい会長は、たしか24日に決まったではないですか。ちょっとちまたのうわさではもう決定的な話を耳にしたものですから、ただなんかこれ時間的に見てもこういう手続をとらなくちゃならないということではないと思いますよね。任期が決まって、それで一応差しかえをやらなければ手続がとれないというものではないと私は思いますけれども、その点もう一度。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 今回議案を提出するに当たりまして、日程的な問題、それから審査会の関係もありますので、11月の時点で申請を求めたわけでございますけれども、この時点におきましては、正式な会長さん名で出していただいて、評議員会である程度次期理事の選任をいたしましたけれども、かつての会長さんの任期が11月30日までであるということで、こういう形になったということでございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 5番、小藪でございます。

先ほど鈴木議員の質問の中の答弁の中で、ちょっとわかりづらいところございましたので、もう一度私からお聞きします。

平成18年度差し引き2,520円、19年度、23万760円の繰り越しがございます。それで、この説明には翌年度へ繰り越すということが書いてございますけれども、19年度の収入の科目には前年度繰越金という科目さえありません。それから、19年度、23万760円の翌年度へ繰り越すとしてありますけれども、20年度の収入の中に、ここには前年度繰越金という科目はございますけれども、金額が違っております。この説明が先ほど不十分だったと思いますので、お願いいたします。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 最終的な余剰金の処理の関係でございますけれども、年度協定を結ぶ中で委託料を決定しておりまして、適正に管理した上で経費節減に努めた場合の余剰金については、町に返還を求めないで指定管理者が管理していただくというような協定を結ん

であります。こうしたことから、次の年度のほうの決算のところには特別その繰越金は反映されないというような会計処理をさせていただいております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 繰越金は指定管理の中で処理されていると言いますが、会計帳簿上、前年度繰越金という科目があってしかるべきだと思うんですね。ではなぜ、20年度には前年度繰越金という科目で繰り越されているのか。ここも金額が違いますけれども、年年によって都合のいいような繰越金の処理をしているのではないかと、そんなふうな疑念がわきますけれども、いかがですか。

議長（板谷 信君） 常識的な繰り越しの処理をしていない理由について、答弁をお願いします。

福祉課長（柴田光章君） それこそ、管理委託の形から指定管理という形に切りかわりまして、従来の社会福祉協議会のほうに管理をお願いしているというような状況でございますけれども、今までも申し上げましたように、取り扱い的にはそういった指定管理者のほうで余剰金は管理していただくというような取り扱いを実際してきております。これは事実でございます、更新期に当たりまして、そのあたりの会計処理については、やはり明確化を図りたいというような考えでございます。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） いかんともわかり難いんですけれども、それでは、19年度のここに23万760円の差引残金があるということで、翌年度へ括弧して繰り越すとなっておりますけれども、20年度の繰越金が12万4,000円になっているわけを、それでは数字に強い佐藤町長にお伺い申し上げます。

議長（板谷 信君） 質問者を振らないように。注意します。

総務課長、お願いします。

総務課長（小坂泰夫君） ただいまの小藪議員への、また鈴木議員への答弁ということで、指定管理制度については、今回3年半経過するわけですね。これから3年間の指定管理ということがありますので、いわゆる総括的には今度の21年度が最終年度ということになりますので、そのあたりを総括的に整理しまして、繰り越し等の金額等についても、次回の委託までの整理をさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。いわゆる3年半の指定管理の中で余剰金等があれば、その3年半をこの際、21年度の決算をもって総括的な繰越額というふうな形で整理をできればと思っておりますけれども。

議長（板谷 信君） 休憩が出ましたので、採用します。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 11 時 05 分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き審議を行いたいと思います。

本案については、議事の延期を行いたいと思います。最終日の17日に質疑、討論、採決を行います。

日程第7 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町高齢者デイサービスセンター)

議長（板谷 信君） 日程第7、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町高齢者デイサービスセンター）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案7ページをごらんください。

川根本町中川根高齢者デイサービスセンター及び川根本町本川根デイサービスセンターの施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理制度により川根本町社会福祉協議会を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、川根本町社会福祉協議会より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 本案についても、議事を延期し、最終日の17日に質疑、討論、採決を行います。

日程第8 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)

議長（板谷 信君） 日程第 8 議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案 8 ページをごらんください。

川根本町生きがい対応型デイサービスセンターとして整備してあります老人福祉センター憩いの家いずみ、高齢者生きがいの郷、高齢者むつみの郷の 3 施設は、平成18年 9 月 1 日から指定管理者制度により川根本町社会福祉協議会を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年 4 月 1 日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、川根本町社会福祉協議会より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 本議案についても、議事を延期し、最終日17日に質疑、討論、採決を行います。

#### 日程第 9 議案第 6 5 号 公の施設の指定管理者の指定について （川根本町創造と生きがいの湯）

議長（板谷 信君） 日程第 9、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案 9 ページをごらんください。

川根本町創造と生きがいの湯は、平成18年 9 月 1 日から指定管理者制度により、川根本町シルバー人材センターを指定管理者と定め、施設の管理を行っております。平成22年 3 月 31 日に指定期間が満了となることから、平成22年 4 月 1 日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、川根本町シルバー人材センターより指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者



を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 本議案についても、議事を延期し、最終日17日に質疑、討論、採決を行います。

日程第10 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について  
（川根本町自然休養村管理運営施設）

議長（板谷 信君） 日程第10、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案10ページをごらんください。

川根本町自然休養村管理運営施設、奥大井自然休養村管理センターの施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理制度により、川根本町まちづくり観光協会会長、望月孝之氏を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、川根本町まちづくり観光協会望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町自然休養村農林水産物直売所）

議長（板谷 信君） 日程第11、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村農林水産物直売所）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案11ページをごらんください。

川根本町自然休養村農林水産物直売所、寸又峡直売所の施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理者制度により、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月静馬氏を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町自然休養村農林水産物直売所)

議長(板谷 信君) 日程第12、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を議題とします。

本案について、町から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案12ページをごらんください。

川根本町自然休養村農林水産物直売所、三盃直売所の施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理制度により、奥大井ふるさと特産振興会会長、森照信氏を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、奥大井ふるさと特産振興会会長、森照信氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

地方自治法第117条の規定によって、森照信君の退場を求めます。

(森 照信君退場)

議長(板谷 信君) 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)は、原案のとおり可決されました。

森照信君の入場を許します。

(森 照信君入場)

### 日程第13 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町接岨峡温泉休憩施設)

議長(板谷 信君) 日程第13、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案13ページをごらんください。

川根本町接岨峡温泉休憩施設、接岨峡温泉会館の施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理制度により、接岨峡温泉会館接岨区長、小林健雄氏を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、接岨峡温泉会館接岨区長、大石博人氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

資料をいただいたんですけれども、これを見ますと、指定管理者に委託してからの利用者数が年々減っていて、指定管理者にしたからという理由ではないとは思いますが、収支が赤字の年が増えてきています。赤字の額も増えてきている状況です。これまでの基金を取り崩して赤字を埋めているという状況ですけれども、利用者の減について、原因と対策をどのように考えておられるのか。このまま基金を取り崩していると枯渇をしてしまいますので、その対策をどのように考えているのか伺います。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、対前年比は平成18年度2万6,697人の101.4%でした。19年度、2万4,008人で89.9%、平成20年度2万2,165人の92.3%となっております。この主な要因は、やはり日本経済による景気の低迷と、それから特に昨年は原油の高騰や、今年に入っての高速道路の料金、ETCの減額による客足が長距離化したことが考えられます。

対策といたしましては、やはりPRの強化に努めなくてはならないと思います。特に、口コミによるPRかと考えております。この良質な温泉を多くの人に広げることが最重要かと思えます。現在もそれに向けて取り組んでいるところであります。また、多様化する観光客のニーズへの対応や、各種ツーリズムの的確な対応と、それから地域資源を生かす観点から、広域化を念頭に指定管理者との協議を踏まえつつ、取り組んでいかなければならないと考えております。

また、赤字補てんを進めていくわけですけれども、今後その蓄えた金額がなくなれば、指定管理委託料というものも考えていかなくちゃならないというのは考えております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 抜本的な対策が必要ということになってくると思うんですけれども、旧という言葉は余り使うなと言われるんですけれども、元中川根のほうからの町民の人たちの声を聞くと、接岨の温泉はすごくいいから入りに行きたいけれども、足が不便で行け

ないという話がありまして、バスをぐるっと行けるようにしてもらいたいと、かなり難しい話なんですけれども、要するに交通の便がなくて行けないから、バスを出してくれればいいのになという話をよく聞くんですよ。そうすると、住民の人たちも結構多いから、1日に1回送迎バスをどこかのバスの路線を接岨会館行きとかいうのがあれば、行くんじゃないかなと思うんですけれども、そういうのはどうでしょうか。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） 議員の前向きな取り組みの御発案に対しまして、ありがとうございます。これにつきましては、やはり指定管理をしたところと協議をしていかななくてはならないし、バスの運行となりますと、それなりの経費もかかることでございますので、その点を踏まえまして、今後前向きに検討させていただきたいと思っております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）

議長（板谷 信君） 日程第14、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明

を申し上げます。

議案14ページをごらんください。

川根本町寸又峡温泉野天風呂施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理制度により、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月静馬氏を指定管理者として定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 利用が資料によると、年々減っていて、大変な状況なんですけれども、19年度はリース料や前年出していた運用金、事務費の支出が合計で88万円ほどなくなっていることや、人件費を削減しているということで、収支が辛うじて黒字にしています。こういう状況で、20年度も辛うじての黒字にしているんですけれども、これ以上利用者が減ると、またこれも穴埋めできない状況になってしまうんですけれども、この施設について、行政はどのように指定管理者を指定したいということであれば、当然存続をしていきたいということでしょうから、提案した行政としてどのようにこの施設を運営できるように考えているのか伺います。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

指定管理後、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合では、全体の中で管理をされているようであります。同組合からも寸又峡温泉を象徴する施設としてのこの野天風呂は人気が高いということでもあります。しかし、年々老朽化も進み、施設の整備を考えていかなければならない現状であります。また、これらと並行して考えていかなければならないことは、入り込み客数であります。特に宿泊客については、大幅な増加を望むことは非常に難しいかもしれませんが、接岨温泉の指定管理のときにもお答えいたしましたように、多様化する観光客のニーズへの対応などにこたえていかなければならないと思っております。

やはり、この指定管理組合との相互協議を踏まえつつ、取り組んでいくことが必要かと思えます。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） この施設については、寸又の組合の方からも施設が古くて、やは

り課長が言われたように、山岳図書館をつくる時などは、そのお金をこちらの改修費に回してくれたら本当に助かるのにといいふうなことまで聞いたことがあります。それくらい、でも入浴料で直すだけの力はないし、組合もみんなお金出し合っていて、お客が減る中で大変な負担金をみんな出し合って寸又を守っているという状況で、何とかしてほしい、せめて客室ですか、そこが狭いものだからお客さんから苦情をかなり言われるということで、そういう状態もニーズにこたえていくということであれば、やはり考えていかなければいけないことではないかと思えます。

今後、町はこういう施設に対して到底採算が今の現状では合わない状況のものをおろくぼや森の国みたいに施設管理料、委託料まで出して指定をしている状況ですけれども、この施設はそういうふうにはまだなっていないくて、こういうものに対して健全な経営ができるように図るには、やはり施設の改修というのも必要ではないかと思うんですけれども、その点どうなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） 先ほどもお答えしましたけれども、議員おっしゃるとおり、年々老朽化が進んでおります。また、議員のおっしゃった中でも客室といいますけれども、脱衣所も含めまして非常に私も現場を拝見しまして、修繕をしていかななくてはならないと思います。小額な修繕の場合には、指定管理者さんのほうでお願いしているわけですけれども、今後やはり大きな修繕になってきますと、行政側としても考えていかなくちゃならないと思います。

現在、20年度では約60万円ほどのプラスになっておりますけれども、やはりこれは組合さんの指定管理者さんのほうの全体の中の事業として取り扱ってくれている関係で、そのような点が出てくると思いますけれども、やはり大きな修繕になれば、行政のほうでも助成をしていかなくちゃならないと考えております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。



(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第71号 平成21年度川根本町一般会計補正予算  
(第4号)

議長(板谷 信君) 日程第15、議案第71号、平成21年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第71号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,596万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,740万3,000円とするものであります。

今回の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員人件費の更正及び自主共聴施設組合地上デジタル対応事業補助の追加、新型インフルエンザワクチン接種費扶助の追加、林道平田線及び林道家山線に係る災害復旧事業の追加等による歳出が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般15ページからごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は64万2,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は2,454万9,000円の増額です。一般管理費については、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。庁舎管理費は、庁舎備品修繕及び浄化槽修繕工事の追加をお願いするものであります。総合支所管理費は、北部地域振興センター緑化工事について県グリーンバンク街の森づくり事業を活用し実施したいことから、工事請負費を負担金及び交付金に変更するものです。山村開発センター等運営費は、施設内換気扇設備修繕の追加をお願いするものです。

第2項企画費は1,819万5,000円の増額です。企画総務費については、職員人件費の補正です。コミュニティ施設管理費は、10月7日の台風18号被害による旧藤川小学校グランド防護柵改修工事の追加をお願いするものです。環境企画費は、自然エネルギー活用機器設置補助金の追加をお願いするものです。情報政策費は、国庫補助金を活用した自主共聴施設組合地上デジタル対応事業補助金の追加をお願いするものです。ダム水源地域振興費は、職員人件費の補正です。路線バス対策費は、南部路線せせらぎ号の修繕費の追加及び南部地域路線バ

ス運行管理委託料に係る入札差金の減額、公共交通運賃助成業務委託料の追加、まちづくり基金からの充当を減額するものです。

第3項徴税費は797万4,000円の増額です。これは人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

第4項戸籍住民基本台帳費は912万円の減額です。人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

第3款民生費、第1項社会福祉総務費は335万3,000円の増額です。社会福祉総務費は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と社会福祉基金の充当を減額するものです。心身障がい者福祉費は、県補助金を活用した自殺予防啓発用品購入に係る需用費の追加及び障害者自立支援給付費の国県負担金を返還するための償還金、利子及び割引料の追加をお願いするものです。老人福祉費は、職員人件費の補正と緊急通報機器購入に係る役務費及び備品購入費の追加と社会福祉基金の充当と減額をお願いするものです。国民年金事務費は、職員人件費の補正です。国民健康保険費は、職員人件費の減額及び高額医療費制度改正に伴うシステム委託料の増額に係る国民健康保険事業特別会計繰出金を減額するものです。老人医療費は、職員人件費の補正です。介護保険費は、職員人件費の補正に伴う介護保険事業特別会計繰出金を減額するものです。

第2項児童福祉費は847万8,000円の減額です。児童福祉総務費、児童福祉施設費及び子育て支援対策費は、それぞれ人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,067万円の増額です。保健衛生総務費は人事異動等に伴う職員人件費の補正です。予防費は、感染症対策備蓄医療薬品購入に係る需用費の追加及び県補助金を活用した新型インフルエンザワクチン接種費扶助の追加、高齢者インフルエンザ予防接種費扶助の追加をお願いするものです。環境衛生費は、職員人件費の補正です。簡易水道施設費は、職員人件費の補正に伴う簡易水道事業特別会計繰出金の追加をお願いするものです。

第2項清掃費は43万4,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は1,475万7,000円の減額です。これは人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

第2項林業費は754万4,000円の減額です。林業総務費及び美しい森林づくり基盤整備交付金事業費は、職員人件費の補正です。林道費は、職員人件費の補正及び重機借り上げに係る使用料及び賃借料の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は1,100万円の増額です。商工総務費は、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。観光費は、職員人件費の補正及び塩郷駐車場整備に係る委託料、工事請負費、補償補てん及び賠償金の追加をお願いするものです。音戯の郷運営費は、人事異動等に伴う職員人件費の補正及び臨時雇賃金の追加をお願いするものです。温泉施設費は、職員人件費の補正に伴う温泉事業特別会計繰出金の追加をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は95万3,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2項道路橋りょう費は769万6,000円の減額です。人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

第3項河川費は100万円の増額です。小規模修繕に伴う委託料及び重機借り上げに係る使用料及び賃借料の追加をお願いするものです。

第9款消防費、第1項消防費は968万1,000円の増額です。これは国庫補助金を活用した全国瞬時警報システム設置工事費の追加をお願いするものです。

第10款教育費、第1項教育総務費は587万7,000円の減額です。事務局費は、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。教育諸費は、私立幼稚園経常費補助金の追加及びまちづくり基金の充当を減額するものです。

第2項小学校費は204万2,000円の増額です。職員人件費の補正及び各小学校トイレ改修工事費の追加をお願いするものです。

第3項中学校費は13万9,000円の増額です。これは職員人件費の補正及び中学校トイレ改修工事費の追加をお願いするものです。

第4項社会教育費は889万4,000円の減額です。人事異動等に伴う職員人件費の補正及びインフルエンザの流行に伴い事業中止となった中学生海外英語研修事業委託料の減額です。文化会館運営費は、職員人件費の補正及び臨時雇賃金の追加、まちづくり基金の充当を減額するものです。

第5項保健体育費は130万円の減額です。職員人件費の補正です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は1億1,305万4,000円の増額です。これは先般発生した台風18号により被災した林道平田線及び林道家山線災害復旧事業に係る職員人件費、需用費、役務費、使用料及び賃借料及び工事請負費等の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般11ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第1項分担金は1,000円の増額です。これは今回議案第59号にて御審議いただいております携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の設置による科目設置をお願いするものでございます。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2,773万1,000円の増額です。総務費国庫補助金は、自主共聴施設組合地上デジタル対応事業に対する補助金を計上するものです。消防費国庫補助金は、全国瞬時警報システム整備事業に対する補助金を計上するものです。

第14款県支出金、第2項県補助金は7,531万9,000円の増額です。民生費県補助金は、自殺予防啓発用品購入に係る地域自殺対策緊急強化基金事業補助金を計上するものです。衛生費県補助金は、新型インフルエンザワクチン接種費用補助金を計上するものです。災害復旧費県補助金は、林道平田線及び林道家山線に係る林業施設災害復旧費補助金を計上するもので

す。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は7,350万円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、まちづくり基金繰入金を3,350万円減額、社会福祉基金繰入金を4,000万円減額し、補正後の繰り入れ額はまちづくり基金繰入金を3,650万円とし、社会福祉基金繰入金を3,000万円としたいものです。

第18款繰越金、第1項繰越金は2,941万1,000円の増額です。これは前年度繰越金で今回の補正で全額計上となります。

第20款町債、第1項町債は7,700万円の増額です。臨時財政対策債における起債限度額の追加及び林道施設災害復旧事業に係る災害復旧債の追加をお願いするものです。

第2表繰越明許費につきましては、一般4ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は常備消防事務委託業務のうち、救助工作車更新事業については、島田市と協議の上、国の経済危機対策交付金により購入することとしておりますが、全国において同様の交付金を活用し、同車両の購入を予定している団体が多いことから、その注文が集中することにより、年度内の納品が困難となったため、平成22年度に繰り越して支出できる限度額として計上させていただくようお願いするものです。

第3表債務負担行為補正につきましては、一般5ページをごらんください。

中学生海外英語研修業務委託契約については、本年度インフルエンザの流行により中止となり、本年度予算の全部を減額させていただくようお願いしているところでありますが、平成22年度当初予算では本年度分と合わせて2カ年分を計上し、その執行については本年度末に実施するようお願いするものです。

第4表地方債補正につきましては、一般6ページをごらんください。

林道施設災害復旧事業に係る災害復旧費を3,100万円追加し、臨時財政対策債の起債限度額を3億4,600万円に補正するものです。また、それぞれの利率については郵政事業の民営化及び公営企業金融公庫が地方公共団体金融機構となり、政府資金からの借り入れが財政融資資金のみとなったことから、民間資金も含めあらゆる金融機関からの利率見直し方式を選択できるように改めるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） ここで休憩をとります。

再開は午後1時からです。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を先ほど町長からいただきましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

一般会計補正予算について、質疑がたくさんありますけれども、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、2款1項9目の15節、工事請負費で40万7,000円出ているんですけども、これは当初で60万円、補正で4,000万円というふうにこの工事請負費のところなっているんですけども、今回は浄化槽のふたの数量増ということで、これだけの予算なのか、それとも前の補正などにも入っているのかどうか。具体的な内容について教えていただきたいと思ひます。

それから、2点目ですけれども、2款1項10目の15節の工事請負費で、グリーンバンクのところで総合支所のところですが、61万9,000円を減額して、19節のほうで負担金補助に61万9,000円つけ加えているんですけども、これは全協でも聞いたんですけども、説明がよくわかりませんでした。担当の説明では、グリーンバンクの事業を使えば工事費の半分を町が持てば負担すれば、グリーンバンクでやってくれるということですので、結局グリーンバンクにここに出ている負担する金額の倍の仕事をやってくれるはずなのに、工事請負費のほうでは同額しか減額をしていない。倍の仕事が減って当然じゃないかなと思うんですけども、同額の金額しか減らしていないというのはなぜなのかということをお願ひいたします。

それから、3点目ですけれども、2款2項6目の19節、情報政策費のところですが、19節の自主共聴施設組合地上デジタル対応事業補助2,434万4,000円についてですけれども、総事業費が幾らなのかということ。それから、9月の議会で補正額7,716万4,000円と9月議会で配付された資料の地域活性化経済危機対策実施計画に記載されている電波遮へい対策事業費補助金の総事業費、そこには5,040万円というふう書いてあるんですけども、今回の補正との関係、どこの部分でどれくらいというふうにお願ひいたします。

それから、3点目ですけれども、2款2項8目の13節委託料で、南部地域路線バス運行管理業務委託料が減額102万7,000円出ているんですけども、入札で武州に1,858万7,000円で落札契約をしたということで、1年間の契約をした入札差金とのことですが、20年度の当初予算書に債務負担行為で運行管理者設置費が21年度ということで340万円というふうに当初予算と一緒に記載されています。それで、今回の1,858万円にこの運行管理者設置費が含まれているのかどうか。

それから、もう一点は、市町村自主運行バスについては、運営経費なのか赤字経費なのかちょっとはつきりしませんけれども、通告しているので正しい答えがくるかと思ひますけれども、8割に対して国が特別交付税でみるよというふうになっているということで、以前は

町もそれを計上したというか、国へ対して請求していたんですけれども、最近確認していないものですから、どういう形でというかどうかというふうに入っているのかどうか。どれくらい入っているのかについて、お聞きいたします。

それから、もう一点は、3款1項2目心身障がい者福祉費にいやしの郷診療所の医師の取り組みが県に認められて、県の地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金30万円が入るということで、そのお金を使って11節需用費の消耗品と印刷製本費で啓蒙チラシですか、つくって配布するという説明だったと思うんですけれども、メモに中途半端しか書いていないので確認をしたいんですけれども、それでいいかどうか。

それと、当町の自殺率について、県下でも高いといわれているんですけれども、それについても全協でお聞きしましたけれども、もう一度その点について説明と、それからその自殺される方のもし年齢層や原因、これは通告を出していないものですから、しっかり数字で答えなくてもいいんですけれども、どんな予防、原因についてどのように把握しているのか、それからどんな予防対策を考えておられるのかということをお聞きいたします。

それから、3款1項3目の老人福祉費で、緊急通報器の購入費47万8,000円の増額ですけれども、設置手数料が10万5,000円、一人1万円ぐらいかかるということで、10台分が出ていますけれども、これまでひとり暮らしの高齢者に対して、増減あると思うんですけれども、何割ぐらいの方がこの緊急通報器を持っているというか、設置しているというのか、お聞きいたします。

それから、次は、4款1項3目の予防費です。1,155万2,000円の増額についてお聞きします。新型インフルエンザワクチンの接種費補助ということで、974万8,000円、県の補助分が入っていますけれども、優先接種者で国、県の補助対象者以外もそれに加えて町が独自に補助する予算も入っているということで、974万8,000円計上されています。

新型だけでなく、季節型の予防接種は今回も高齢者の増額分51万8,000円しか上がっていないんですけれども、子供たちは集団での生活時間も長くて、感染の機会も多いわけですから、子供たちへの補助を考えられなかったのか。なぜなのかなと、これは要望も町長へ対して出してありますし、ちょっと残念だなと、せっかく前向きな対応がされてきているものですから、ちょっとその点について一般質問やろうと思ったんですけれども、ここで聞けるからと思って取り下げましたので、お聞きいたします。

それから、次に10款1項3目の教育諸費、19節私立幼稚園の経常費補助金22万7,000円増額になっていますけれども、県の補助が977万3,000円に確定したので、その3分の1を限度額300万円補助の限度額が設けられていて、22万7,000円のまだあきがあるものですから、その分を増額補正するとの説明だったわけですがけれども、同じ私立でも保育園のほうは国と県と町と合わせた運営費の20%を、これは上限は全く設けていなくて補助をしています。幼稚園の運営費、経常費ということですがけれども、運営費ではないかなと思うんですけれども、これは補助は県から来るだけなのでしょうか。保育園みたいに国、県とかから来るものでは

なくて、幼稚園は977万円で運営しなければいけないということなのかなと、これは本当にひどい話だなと思いながら質問を考えたんですけれども。それと、幼稚園のほうだけ上限を設けるということも、これも今まで聞いていなかったもので、初めて聞いたもので、不公平ではないかと思うんですけれども、この点についてお伺いをいたします。

以上です。たくさんですけれども、よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 消防はいいですか。

10番（鈴木多津枝君） 9款1項4目の災害対策費の15節工事請負費9,681万円についてですけれども、これは全国瞬時警報システム設置工事費ということで、国が全額補助するということになっています。国はどのような場合にどのようなことを瞬時に警報したり、住民にどのような対応を求めようとしているのか。そのことについてお聞きいたします。

それから、10款1項3目教育諸費の19節、それは今のですね。ちょっとさっき落としてしまいました。そうです。ありがとうございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、2款1項9目庁舎管理費についてでございますけれども、庁舎の浄化槽171人槽ありますが、庁舎附属棟横にあります上ぶた部分を含む修繕工事でございます。当初大ぶた1カ所、中ぶた2カ所、小ぶた1カ所の改修予定でありましたが、車両等が乗ることも予想されるというか想定されますので、安全を図るために中ぶた4カ所、小ぶた1カ所を追加して修繕することでございます。当初60万円の予算に40万7,000円を追加し、100万7,000円として行うものでございます。

次に、2款1項10目総合支所管理費でございますが、グリーンバンク事業の執行に当たっての御理解については、御質問のとおりでございます。この事業は、当初町で行う123万7,000円の外構工事でございますが、これを財団法人静岡県グリーンバンクの発注事業として1月下旬から3月下旬までの予定として振りかえるものでございます。事業費の2分の1、61万9,000円を負担金として振りかえるとして協議済み事業でございますけれども、年度末に近い事業であることから、グリーンバンクが抱えるそのほかの事業等の影響など等、この事業費が圧縮されることも全く否定することもできないものですから、このため、当初予定されておりました事業、いかなる状況においても全事業の執行ができるように、工事請負費にこの残りの部分を留保しまして、残額未執行の場合には、3月議会において減額措置をさせていただきたいというものでございます。

それから、2款2項8目の路線バス対策費におきましての特別交付税の扱いでございますけれども、平成20年3月分といたしましては、委託費支出金、支出負担行為額でございますが、1,673万3,000円から年間運行収入額255万8,000円及び県単独補助でございますが、補助額366万円を差し引いた1,051万5,000円に8割を乗じた841万2,000円が特別の財政事情があ

る額と算定されます。3月交付税といたしまして、ルール分、特殊事情分として交付された平成21年3月特別交付税は2億8,142万7,000円、このうちに組み込まれたものと理解しております。

次に、全国瞬時警報システムの運用、9款1項4目でございますが、全国瞬時警報システム、Jアラートと申しますが、津波警報、緊急火山情報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の即時に対応が必要な情報を通信衛星を活用し、瞬時に都道府県及び市町村に伝達し、人手を介さず同報無線を起動し、サイレンの吹鳴や音声放送を行うシステムでございます。大きなものとしては、想定される東海地震等がこのような例に、また本年7月に起きました北朝鮮におきます飛翔物体等、これらが想定になってくるものと思われま

す。

議長（板谷 信君） 企画課長、お願いします。

企画課長（羽根田泰一君） 2款2項6目の情報政策費、19節自主共聴施設組合地上デジタル対応事業補助金、2,434万4,000円についての総事業費は幾らかという質疑でありますけれども、総事業費は3,140万円となっております。

2つ目の9月議会補正額7,716万4,000円と9月議会で配付された資料の地域活性化、経済危機対策実施計画に記載されている電波遮へい対策事業費補助金の総事業費、5,040万円との今回の補正との関係はとの質疑については、9月議会の補正額の7,716万4,000円の内訳については、ブロード関係の旅費として9万4,000円、そして携帯電話基地局整備事業として5,040万円、また携帯電話用伝送路整備事業として2,667万円の、これを足しますと、7,716万4,000円となります。

今回の補正ですけれども、経済危機対策実施計画に記載されている電波遮へい対策事業については、このうちの携帯電話基地局整備事業の5,040万円ではありますが、今回のこの自主共聴施設組合地上デジタル対応事業補助金とは直接関係するものではありません。ただし、今回補助対象予定の1つである吉町河内地区の自主共聴組合の施設として、携帯用伝送路整備事業で整備する光ファイバーケーブルを利用するということになっております。

2つ目の2款2項8目の路線バス対策費の減額についてと債務負担についての質疑ですけれども、20年度当初予算で20年10月から法改正により運行管理者の設置義務に対応するため、当初で340万円を予算化してあります。これは、前の委託業者の大新東との契約に係るものでありますから、4月から9月までの6カ月分を毎月支払いを終え、大新東との契約は終了しております。

今回の減額補正については、新たに武州との契約を交わしたものですから、そのときの入札差金となっております。

以上です。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） それでは、議員の質問にお答えします。



3款1項2目の関係でございます。

心身障がい者福祉費の関係でございますが、県の地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金の対応した経費の使用目的でございますけれども、自殺予防対策の啓発資材の購入の関係でございます。メモ帳、それからポケット時刻表を考えております。

予防対策の関係でございますけれども、ここ数年、年平均で約4人の方の自殺者が続いているという状況でございます。町としまして、平成20年度以下、自主予防対策チームを編成して、対策を検討しております。自殺者の多くがうつ状態になってみずから命を絶つというようなケースが多いということで、このうつ症状の早期発見、早期治療が有効であると考えられますものですから、特定健診や結核、肺がん検診等に心の健康チェック、3項目ですけれども、不眠、それから食欲、意欲の確認をしまして、問題等がある対象者に対して、保健師等が訪問し、状況を確認することにより予防に努めているという状況でございます。

次に、3款1項3目の老人福祉費の緊急通報機器の関係でございますけれども、緊急通報機器は、本年12月1日現在で77台設置されております。ひとり暮らしの高齢者482人と想定されますので、約16%の設置率となっております。

以上です。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（羽倉範行君） 4款1項3目予防費の関係でございますが、季節性インフルエンザに対する子供たちへの助成をしないのはなぜかとの御質問ですが、これは方向性ですので、私が答えるべきものではないと思いますが、現状ということで回答させていただきます。

高齢者に対する季節性インフルエンザ予防接種は、平成13年度から再度定期接種に位置づけられました。定期接種は、予防接種法で市区町村長の責任で接種することが定められておりました。これに基づき助成制度を設けて実施をしております。新型インフルエンザの予防接種も死亡や重症化のリスクの高い方を優先接種対象者と定め接種を進めておりました。またその中で低所得者の実費負担についても、予防接種法の定期接種における実費負担免除の考え方に準じまして、住民税非課税世帯等を念頭に経済的負担を軽減することを目的としまして、措置を講じているところであります。川根本町もこれに基づきまして住民税非課税世帯等を全額免除、また優先接種者の接種を推奨し、町民の安心・安全の確保を目的として、住民税非課税世帯以外の方も対象に一部助成を計画しているところでございます。

子供への季節性インフルエンザの予防接種につきましては、定期接種から除外となる予防接種法の改正が行われた経緯もありますものですから、今後の国の動向を確認しながら、また新型インフルエンザの状況を見ながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（山田俊男君） それでは鈴木議員の御質問に答えさせていただきますが、先日も全協で私の言葉足らずで勘違いされたかと思えますけれども、県の補助金が977万3,000円で確定したというふうに先ほどお話がございましたが、この977万3,000円につきましては、平成20年度の確定でございます。その確定は、毎年5月中下旬に確定されます。したがって、今申しました977万3,000円については、平成20年度の確定であります。

そのことから考えますと、本年度も900万円以上になるではないかという見込みでございますので、そうしますと、要綱に定めてある3分の1に不足が出ますので、不足分27万3,000円増額させていただいたというものでございます。

質問でございますけれども、県のほうの県からだけ補助金があるかという御質問でございますけれども、議員御承知のとおり、幼稚園については文部科学省の管轄でございます。県においては、民生部の文化科学局の私学振興室が担当をいたしております。そこで補助金の決定をしているわけでございますけれども、補助金の基準がございまして、基本配分、それから調整配分、これは減額、加算の調整でございます。特別配分、これ5項目あるわけですが、それらに基づいて県の補助金が決まるというものでございまして、国のほうは特別配分の中の3項目について国費が入っているということでございまして、内容の詳しいことにつきましては、資料がございませんけれども、国のほうの補助金も入った上で県のほうで交付して下さるというものでございます。

それから、先ほどの説明の中に、鈴木議員のほうで国、県、町合わせた運営費の20%を上限、この20%とお言葉が出ましたけれども、確かに20%でございますが、私のほうの資料で間違っていれば、また担当課長のほうで訂正なり補正をしていただきますが、私立の保育園については、国、それから県、県は国の4分の1で、町は国の10分の2というふうな形で補助金が決定していると思えますが、もし間違っていたらまた訂正をしていただきたいと思います。

さゆり幼稚園の交付金につきましては、21年3月25日の告示でもって2条の2項に当該年度の静岡県私立学校経費補助金交付要綱により決定された補助金額の3分の1以内とし、300万円を限度とするということに規定をされておりますので、今年度につきましては、その300万円の限度を利用させていただくということで、増額補正をさせていただきました。

今の鈴木議員がおっしゃったように、保育園との不公平が生じるではないかという御意見がございますので、これらにつきましては、幼稚園の公表校につきましても、21年4月1日から23年度分までの補助金に適用するということになってございますので、それらに向けていろんな御意見があれば、行政改革の委員等々、あるいは関係課、町長等の意見をいただいて、意見交換をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（板谷 信君） 再質問ありますか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 記憶に新しいところで最後のところですけれども、意見があれば

ということですが、保育園も幼稚園も私立1園ずつ残すという方針で町は耐震工事をやったり、幼稚園の建て替えに補助をしたりしているということは確認されているわけですね。そうすると、運営がやはりきちんと安心して運営できる状況というのは、町も責任を負わなければいけないんじゃないかと思うんです。そのことで補助がつけられていると思うんですよ、町単独の補助が。町は条例を定めて、単独の補助をしているということですが、私たちが確認したそういう3分の2にしようというのを聞いたときには、上限というのは設けられませんでした。行革のほうから意見があって、いつの間にか300万円という上限を設けたということで、これは私たちは議員としては寝耳に水の話で、保育園のほうは多いときには900万を超す補助金がついているわけですね、20%ということで。しかも、国と県と町、補助率あるんですけども、運営費の負担率があるんですけども、そのすべてを合わせた分の20%が町の補助ということで、子供たちが増えていくと当然運営費も増えるわけで、補助金も増えていくということで、最近は聖母保育園もかなり大きな900万超す補助金になっています。でも、本当に必要なのは、園児が少ないとき運営を続けていけるようにするというのが一番大事なことで、それから園児が増えて、先生を増やさなければいけなくなる、だからそこにも補助が必要ということで、やはり私は幼稚園の補助の出し方というのは、もう少し実態にあわせて町内の保育園とも整合性を図って、見直すべきではないかと思うんですけども、町長に、この点についてどうお考えか、お聞きいたします。

それから、9款1項4目の全国瞬時警報システム設置工事費に関してですけども、この同報無線、警報が出されるときというのは、津波、火山噴火、地震、弾道ミサイル発射情報とかというふうに挙げられたんですけども、これは実際に起きたときとか、予告があったときに出される警報だと思うんですね。でも、言われなかったのは、訓練における警報もされるんじゃないでしょうか。この地域で訓練をしよう決めると、現に千葉県富浦町では中学校も巻き込んだ訓練がされていて、地元からかなり批判が上がっているということなんですけれども、ニュースも見たんですけども、訓練に対する警報が出されるということを確認はしていらっしゃるのでしょうか。

それから、そうすると、訓練の警報が出されると、みんな巻き込まれるわけですね。かなり厳しい規律というか制約を受けて、仕事なんかもできない、病院も土建会社さんもいろんな企業も協力しなければならないという有事法ですので、国民保護法ですので、非常に厳しい状態になるんですけども、そういうことが必要なかどうか、こういう全国瞬時警報システム、非常に疑問なんですけれども、その点を確認します。

それと、もう一点は、10割、全額の補助になっているんですね。国が補助で全額出してくれるということがほかにあるのでしょうか。その点をお聞きします。なかなか10割補助というのは聞いたことないんですけども、ほかのことで10割全額補助を出しますよというのは国民保護法を制定するときの費用とか、それから国民投票法、あれのときの設置費、システムの設置費ぐらいしかなくて、本当に国の根幹にかかわることに対して、賛否両論ある中で

行われるものに対しては、国は10割補助をつけているんじゃないかと思うんですけども、ほかに、今までに10割の補助があったという記憶があるかどうか、お聞きいたします。

それから、最初のほうですけれども、自主運行バスの運行管理者設置費について、20年度の当初予算に340万円と記載していた債務負担行為は、結局今年度の前半の大新東さんへの支払いで終わっていると、債務負担行為はなくなっているということですね。それで、後半の分は、今回入札をした1,858万円落札をした、この額の中に入っているはずですね。その点を見積もりとかが出るわけでしょ。どういうふうになっているのか、その点をどれくらい運行管理者、武州さんが落札されたということですが、多分事務所がないんじゃないでしょうか。あるかどうか、その点も教えてください、運行管理者を置いているのかどうか。そういうことで確認をいたします。

それから、県の自殺対策緊急強化基金事業、3款1項2目のところですが、心身障がい者福祉費のところ、毎年4人ぐらいがずっと続いているということですが、率にして自殺率というのがよく出されて、うちの町は高いよというふうに自殺率が高いよとよく聞く話なんですけれども、自殺率でいうとどれくらいなのか、県下でどれくらいというふうに把握しているのか、高いということで調べてくださっているんじゃないかと思うんですけども、お聞きいたします。

以上、2回目の質問です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 幼稚園の運営費の補助についてでございますけれども、これは保育園と制度の違いもあるかと思っておりますけれども、今の状態に落ち着いている、今までの議論の経過があると思うんですよ。そこら辺の経緯もあって今に落ち着いているんだろうと思っておりますけれども、実情が違っているとすれば、あるいはその保育園との整合性をとっていく上で、改正の要があるならば、また議論をしていきたいというふうに思っています。とりあえず、今までの経過があって今の状態があるということで御了解をお願いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 御質問の全国瞬時警報システムのことでございますが、まず私の範囲の中でも全額補助というのは余り例というか、私の記憶の中にはありません。今回初めてと。

それから、警報システムについては、消防庁が発するわけです。それから、衛星を使って各自治体、市町村が受信をし、同報無線への整合を図る機械なんですけれども、そのセッティングにおいて、いろいろな操作が各自治体においてセッティングが可能であるものですから、それぞれの自治体によってすべてが情報として流れるということではございません。例えば、津波等は当町関係ございませんので、そういうのも関係ありませんし、ただ、1点、先ほどの例を挙げられた訓練によってそれを行ったということの話でありますけれども、現在国において推奨している中で実証実験というような形もありますので、そういう中で一環

として行われたんではないかと思います。当町としては、そのような訓練等にセッティングをする用意はございませんので、あくまでも地震、それからミサイル等飛翔物体、そういうような緊急事態についての警報及び発生放送をすると、そういう設定を選択したいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） 事務所がどこにあるかというのと、2つ目の契約額の中にある運行管理者分という質疑だったと思うんですけども、1つ目の事務所は、さか希食堂さんの前のガソリンスタンド、あそこの事務所に入っております。もう一つ、2つ目の契約額における運行管理者のウエートですけども、契約額の約16%が運行管理者業務の経費となっております。

以上です。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 自殺の人数の関係でございますけれども、先ほども年平均4人と申し上げました。実際の数字、6カ年平均をとりまして3.6人というのが実際の数字でございます。といったことで、人口に対して0.04%の死亡率というような数字になっております。

すみません、県下でどれぐらいの順位にあるかということは、今ちょっと把握しておりません。

議長（板谷 信君） 他に質疑ありませんか。9番、市川さん。

9番（市川昌美君） 6款2項8目のこの美しい森林づくり基盤整備交付金事業ですけども、私、議員になりたてなものですから、ちょっとわかりませんが、20年度の決算資料を見ますと、この作業がほとんど他町の方が携わったというのを見てびっくりしたんですけども、その点、やはりその賃金の違いとか、そういうものが一応条件となって、そういう形になったのでしょうか。できれば地元の雇用にある程度役立つような方向性があればいいかなと思いますが、その点ちょっと現実的に今の状況を教えていただきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 工事を受けるのが他町になっていると、どういう理由かと。

建設課長。

建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですけども、今回補正に上げさせていただきました6款2項8目の美しい森づくり基盤整備交付金事業費、これにつきましては、今回給与費、給与分の補正と言うことですけども、この美しい森づくり基盤整備交付金事業という事業の内容でございますけれども、今年の国の一次補正予算で補助金をいただくという事業でございますが、林道寸又線の改良工事ということで、寸又藤町の橋りょうの補強工事と、寸又線ののり面の改良工事ということで計画をしております、発注はこれから行いますが、地元の土木業者さんの発注ということで現在考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 9番、市川さん。

9番（市川昌美君） 私はこれ間伐の事業だと思ったものですから、作業内容でやはり去年度の決算で見ておったものですから、じゃまた、次回質問させていただきます。失礼しました。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論を行います。

先ほどの質疑への答弁から、今回補正予算に公平中立な立場で住民の生命と財産を守る行政の責務に応じて、不要不急な支出はしない、最小の支出で最大の住民サービスの効果を上げるなどの行政の責務に照らして、黙っていられない問題点が明らかになりました。

それは、まず最初に、全国瞬時警報システム設置工事費で国が全額出して、全自治体に1カ所ずつ設置をし、国からの情報を自治体の課長さんは自治体で選んだりすることができるというふうに答えましたけれども、私が事前に調べた時点では、自治体の手を通さずに、そのまま国から各同報へ流されるということで、それでないと瞬時ということにはならないでしょというふうに言われたんですけども、それで、そのこのところがはっきりまだしていないわけです。住民の人たちに伝えるわけですけども、ミサイルが発射されたよとかいう、伝えるわけですけども、そういうときに住民は一体何をしろというんでしょうか。私はこういう情報を出さなくていいとは思いませんけれども、瞬時に全国一斉に流さなければならない情報だとは思っていません。むしろ冷静にテレビ、ラジオなどで報道されて、それに対してきちんとした報道をどういう形でどこに向かったとか、どういうところが危険だとかいうことをきちんと聞いて対応していくと、そのことのほうが大事で、私は全国一斉に瞬時に流さなければならない情報というのは、課長さんが地震速報、津波速報と言いましたけれども、確かにそれはわずかに数秒余裕があっても対応ができる、命を守ることができるということもありますので、今回そこに私たちの町も引かれてやることになったということなんでしょうけれども、全国すべてにやろうとしているわけですから、私はこの国の思惑のほうで有事法制国民保護法、名前だけは本当に国民を保護するという形で法律がつくられたんですけども、思想信条の自由や商店、病院、学校、そういうものまで有事と国が判断すれば、もう一斉に規制していく。

そういうものが国会できちんと審議を十分されないうちにつくられていった、たくさんの反対を押し切って、今の憲法に反するじゃないかということを見捨ててつくられた法律に基づいてこういうことが一步一步ひたひたと進められているということを、非常になんか背筋

が寒くなるような思いで私は受けとめました。だから、反対の理由は、一番大きいのはこのことです。

でも、大きな1億3,000万余の補正額がありまして、その中では林業施設の災害復旧とか、住民の人たちが待っていることもたくさんあります。でも、私一人が反対をしても、一人かどうかわかりませんが、多分この議案は通るだろうと思って反対をすることに決めていました。例えば、今回わかったことでは、おかしいなと思ったのは、先ほど何回か繰り返し質疑しました私立幼稚園の経常経費の補助金が22万7,000円と増額になっているんですけども、同額になっていることは、これはよかったと思うんですけども、その基準がやっぱり本来行すべき補助よりも300万円限度などという頭打ちを決めたものだから、900万円越しても三百何十万かの補助が出せるのに出せない。そういう状況が現実になっています。そして、同じ町にある私立の保育園への補助に対しても基準が非常に低いということで、町長はこれまでの経緯もあってこういうところで落ち着いたんでしょというふうな、落ち着いたと思うから、今後の状況で改善しなければならないところが出ればまた協議をしますという御答弁だったんですけども、やはり私は保育園からは毎年決算書が来ていると思うんですね。その状況を見れば、県の運営基金900万ちょっとぐらい余の運営費である保育園を運営していくというのは、非常に厳しい問題ではないかと思います。ですから、園長先生からも補助金を少し上げる前に、何度も要望が来たことで、最近質問の回数がなくなったので、確認できませんでしたが、補助の引き上げの要望はもう全然保育園のほうはこれで大丈夫、運営大丈夫というふうに思っておられるのかな、もしかしたら建て替えをするのに大きな補助を要望したから言えない状態になっているのではないかというふうに、遠慮しているのではないかというふうに思っていますけれども、私はやはり町の子供はみな同じ子供たちですので、町からきちんと守られた形で育っていく、守っていくというのが大事ではないかと思います。

その点で、この補助の基準については、やはりもう少し公平で実態にあったものになるように、せっかく存続を決めて、存続させるんだということを決めて町が補助をして建て替えをしている川根地域にたった1つしかない幼稚園ですので、やはりそのところはきちんと、せめて県の補助の3分の2というふうに決めたら、3分の2は出せるようにするべきではないかと思います。

それから、心身障がい者福祉費のところ、いやしの里の診療所の竹内医師が取り組んでくださっている心の診療などという本当に大事な取り組みが県に認められて、地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金が30万円今回ついたということで、本当にそれは素晴らしいことだと、自殺が多いことが素晴らしいとは思いませんけれども、そういう取り組みが認められたということでは、本当に素晴らしいことだと思います。

この小さな町ですので、先ほどの課長さんの答弁では、率は報告はありましたけれども、県下で何番目かというふうな順位については御答弁がありませんでした。前に、今の状態は

どうかわかりませんが、川根本町、旧中川根町のと時からですけれども、一番高い自殺率だよというのを聞いたことがあります。そういう状況が、死亡者がずっと自殺者がずっと同じ、ほぼ同じ人数で推移しているとしたら、余り変わっていないのではないかなと、全国の自殺者も11年連続で3万人をずっと超えた状態になっていますので、町の状況も変わらない自殺率でいえば高い町になっているのではないかと思います。

行政も多様な相談に追われている地域包括支援センターの職員を増やして相談業務を、あるいは訪問業務、そういうものを今も本当にもう走り回ってやってくれているのは私は委員会に入っているもんですから、見ていて保健師さんたちの働き見て、本当によくわかるわけですけれども、本当に相談が多様化、あるいはいろいろな相談、介護保険から生活相談まで来るといって、大変な状況になっています。そういうのを行政だけで抱え込むんじゃなくて、社会福祉協議会や地区の自治会ともっと密接に連携して行って、生活困窮者や要援護者を支援できる体制を整備していくということが何よりも自殺対策ではないかと思います。行政の粘り強い温かい取り組みが必要なわけですが、県が反応して支援をしてくれたということに対して、この補正予算ではそんなにこれでいいのかなと思うような事業……

議長（板谷 信君） 議員に御注意します。議員の発言はすべからく簡潔にお願いします。

10番（鈴木多津枝君） 頭が悪くてどうもすみません。

消耗品とか需用費で出ていたわけですが、本当にそれでいいと、できるような状況ではないというのは明らかだと思います。また、今全国各地で猛威をふるっている新型インフルエンザのワクチン接種に国の補助対象外の優先順位者には、町が独自の補助をする予算もつくられましたけれども、しかし、以前から要望してきている季節型のインフルエンザワクチン接種には高齢者への補助だけで、一番集団で過ごす時間が長くて感染の機会が多い、また感染すると抵抗力も少なく、重症化の可能性が高い子供への補助は今回の補正予算にも出されませんでした。国の経済危機対策補助金で7月、9月議会で上げた学校トイレの洋式化、予算の追加や電波難視聴地域への地上デジタル共聴施設設置予算、当初予算で上げた自然エネルギー活用補助予算、緊急通報器予算の不足の補充、また今回の補正額1億3,596万円の大半を占める災害復旧費など、国や県の多額の補助をとりつけて実施する事業が大半ですが、それぞれの持ち場でとれるものは1つでも多くと夜なべで取り組まれた職員の皆さんの苦勞が、この補正予算を見ると伝わってきます。それなのに、職員給与や期末手当を2,000万円近くも引き下げて、その大半を基金取り崩しをやめて積みこむのでは、町民へ行政の励ましは伝わらないと思います。不況を乗り越えようとして歯を食いしばって頑張っておられる町民を励ますことを1つでも2つでも取り組み、町民から愛される行政となることこそ、職員の皆さんの昼夜分かたぬ努力にこたえる町長や課長さん方、議会の責務かと思えます。

その意味からも、町民の期待することにはなかなか耳を貸していないということが明らかになったと、予算について反対の立場を明らかにします。



議長（板谷 信君） 議員に御注意をいたします。反対討論は、反対の趣旨を述べてください。そして討論は簡潔に、またわかりやすく、最初のところの保育園の補助が少ないのか、幼稚園の補助が少ないのか、議員の反対討論でははっきりしていません。そんなような点をこれからも注意してやってください。また、議長のほうとしては、5分ぐらいをめでにこれからも御注意をしていきたいと考えています。

次に、原案に賛成者の発言を許します。11番。

11番（高畑雅一君） 11番、高畑でございます。

大変長い反対討論の後に、簡潔にということでやらせていただきます。

それこそ、鈴木議員の一番最初の反対の理由としては、緊急通報システムが無駄ではないかという御指摘がございました。町といたしましても、住民の安心・安全を図るということは、これは第一に考えなければいけないことだろうと思っております。ですので、この緊急システムの情報を町民全員が共有するということは大変必要ではないかと、そんなふうに思っております。

こと災害が起こった場合には、町がリードをし、そして最終的には各自治体で対策本部を設けて対処するわけでございますけれども、そういう意味においても大変必要な情報源だと感じております。

今回の一般会計の全額ですけれども、1億3,596万2,000円が使われているものでありますけれども、主な内容としては、先ほど町長のほうからも御説明がありましたけれども、給与、期末手当、職員の手当、一般給与、それから職員の給与等を減額するのが主なものと認識しております。その中でも自然エネルギーの活用機器補助金が324万円、それから予防費としては低所得者に配慮して医療費を含めた高齢者のインフルエンザの予防費、または新型インフルエンザワクチンの接種扶助費として1,155万2,000円が計上されております。なお、また塩郷駅前の駐車場新設工事としても500万円、また台風18号の被害を受けた林道平田線、家山線の復旧費として1億1,305万4,000円等が含まれております。このまた災害復旧工事に伴う財源の確保のためにも、地方債として3,100万円の追加もされております。

それからまた、自主共聴システムデジタル対応事業費、小竹、壱町河内、文沢地区の携帯電話不可エリアの解消事業を含めた事業費も1,805万円の補助金と一般財源の629万3,000円、また合わせて1,000円を合わせた総額の2,434万4,000円の事業費の補助ともが、これらも計上されております。

それから、大変中学生には配慮された債務負担行為も行われております。今年度インフルエンザによって中止をされた外国語研修委託業務、それも来年度2組に分けて行うために、補正前の660万円を倍額の1,120万円に補正するというのは、債務負担行為等も含まれております。本年度海外研修に参加することができなかった中学生にも配慮した大変やさしい補正予算だと感じております。

以上のことから、私は本案に対して賛成といたします。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第71号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第71号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第72号 平成21年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計補正予算（第3号）

議長（板谷 信君） 日程第16、議案第72号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第72号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の概要について、説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,790万4,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員人件費の補正及び高額医療費制度改正プログラム委託料の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保6ページからごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は135万5,000円の減額です。職員人件費の補正及び高額医療費制度改正対応プログラム委託料の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は135万5,000円の減額です。これは職員人件費の減額及び高額医療費制度改正対応プログラム委託料の追加分に係る一般会計からの繰入金の減額です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第72号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第73号 平成21年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算（第2号）

議長（板谷 信君） 日程第17、議案第73号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第73号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ151万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,621万3,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員人件費の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護6ページからごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は151万4,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第5款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業は人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は151万4,000円の減額です。これは、職員人件費に係る一般会計からの繰入金の減額です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第73号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第74号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別  
会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第18、議案第74号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第74号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,489万4,000円としたいものです。

今回の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員人件費の補正及び水質検査委託料の減額、地名簡易水道障害木伐採搬出委託料の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水6ページからごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は118万7,000円の増額です。職員人件費の補正です。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は334万円の減額です。水質検査委託料の入札差金を減額するものです。

第2項水道建設費は274万7,000円の増額です。地名簡易水道障害木伐採搬出委託料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水5ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は59万4,000円の増額です。これは、職員人件費の補正に係る一般会計からの繰入金の増額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

2款1項1目の水道維持管理費、13節水質検査委託料が当初予算で851万9,000円でしたけれども、334万円の入札差金が出たということで、予算の61%に下がっています。見積もりが高過ぎたのか、それとも検査項目などに問題はなかったのか。あるいは、もっとほかの理由があったのかわかりませんが、大きな減額になっているので、説明を求めます。

それから、2款2項1目簡易水道建設費、13節の地名簡水障害木伐採搬出委託料274万7,000円について、ろ過池の障害木の伐採搬出委託料でとても高いと全協で思いまして、聞いたら、何か私が直接聞いたのではないですけども、根っこまで掘って搬出するというので、本当の更地にするということが高いんだよということの間接的に聞きましたけれども、本当にそういうふうになっているのでしょうか。

それから、土地は19年度に購入済みとのことでしたけれども、ろ過池の何の工事なのか。説明があったのかもしれないけれども、忘れちゃったので、今回改めて何の工事で面積はどれくらいで総事業費はどれくらいで、今後の事業計画、今年度で終わるものではないでしょうか。それぞれ何年度にどんな事業を幾らということを総額で構いませんので、教えてください。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、議案第74号の簡易水道会計補正予算の御質問に対して

お答えをさせていただきます。

まず最初に、2款1項1目の水道維持管理費の中の13節水質検査委託料の関係でございますが、水質検査委託料の入札差金で大きな金額が出ているということで、見積もりが高かったのではないかと御質問でございますが、水質検査を委託料積算するに当たりましては、複数の業者から見積もりをとりまして、一番低かった業者の金額をもとにいたしまして積算をし、予算措置をしたものでありますので、見積もりが特に高かったというようなことはなかったということで考えております。

この原因として考えられますのは、近年、業者間での競争が大変激しくなっておりますが、そういったことが一番関係しているのではないかなということで推測をしております。

次に、検査項目などに問題はないかという御質問でございますが、検査項目につきましては、当方で設計をいたしました項目どおりの検査が実証されておりまして、特に問題ということはありません。

それから、検査を依頼いたしました検査機関でございますが、財団法人静岡県生活科学検査センターというところへ依頼をしておりますが、検査当日担当者が検査センターまで出張いたしまして、実際検査をしているところを立会いを行いまして適正に検査が行われているということを確認しております。

次に、2款2項1目の簡易水道建設費の中の13節で、地名簡水の障害木伐採搬出委託料の関係でございますが、まず何の工事ということでございますが、これは地名簡易水道の施設整備事業にかかわるもので、浄水施設、配水施設を建設するための用地でございますが、委託業務の内容につきましては、杉、ヒノキの支障木の伐採と搬出、それからこの前の全協の折は、ちょっと説明不足で申しわけありませんでしたが、伐採した後に残ります根っこの伐根作業と、その処理費も入っております。

それから、面積につきましては、559.23㎡ということでございます。

次に、総事業費ということでございますが、委託料の総額は448万2,000円を予定してございます。当初予算で設計委託費として2,046万6,000円を計上してございましたが、入札の結果173万5,000円の入札差金が生じておりますので、この差金分を節内流用という形で伐採搬出委託料に充当をさせていただきまして残りの足りない分、274万円につきましては、今回増額補正をさせていただくというものであります。

それから、今後の事業計画につきましてでございますが、来年3月末までに伐採搬出、それから、伐根処理を終了いたしまして、平成22年度から2カ年間の予定で本体の工事を実施していきたいと考えております。

整備内容につきましては、緩速ろ過池の新設と、配水地の増設及びそれに伴う配管工事、電気設備工事等、こういったものが主な工事でございます。また、来年度の平成22年度の予算の説明のとき、詳しく説明をするつもりでありますけれども、総事業費につきましては、約1億9,000万円ということで予定をしております。工事は先ほども申し上げましたけれど

も、平成22年度から2カ年を予定しております。平成22年度には緩速ろ過池の新設とそれに伴う配管工事、それから浄水場内の整備工事等を実施したいと考えております。

それから、平成23年度につきましては、配水池の増設、それから電気設備工事、それから現在急速ろ過機が設置をされておりますが、その改良工事といった面で実施する予定であります。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第74号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第75号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計  
補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第19、議案第75号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 議案第75号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号の概要について、説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,397万5,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員人件費の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の温泉 6 ページからごらんください。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費は37万5,000円の増額です。職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の温泉 5 ページをごらんください。

第 3 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金は37万5,000円の増額です。これは職員人件費の補正に係る一般会計からの繰入金の増額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第75号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第 1 号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 0 農業委員会委員の推薦について

議長（板谷 信君） 日程第20、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、森照信君の退場を求めます。

（森 照信君退場）

議長（板谷 信君） お諮りします。



議会推薦の農業委員会委員は2人とし、森照信君、北原茂則君、以上の方を推薦したいと思いをします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員は2人とし、森照信君及び北原茂則君を推薦することに決定しました。

森照信君の入場を許可します。

(森 照信君入場)

## 散 会

議長(板谷 信君) お諮りします。

12月9日から12月16日までの8日間休会としたいと思いをします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、12月9日から12月16日までの8日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

## 平成21年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成21年12月17日(木)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 同意第 5号 副町長の選任について
- 日程第 3 同意第 6号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町奥大井もりのくに)
- 日程第 5 議案第59号 川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 6 議案第62号 公の施設の指定管理の指定について  
(川根本町福祉センター)
- 日程第 7 議案第63号 公の施設の指定管理の指定について  
(川根本町高齢者デイサービスセンター)
- 日程第 8 議案第64号 公の施設の指定管理の指定について  
(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)
- 日程第 9 議案第65号 公の施設の指定管理の指定について  
(川根本町創造と生きがいの湯)
- 日程第10 発議第 6号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について
- 日程第11 発議第 7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第12 発議第 8号 公立病院の維持・存続に関する意見書の提出について
- 日程第13 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	総務課長	小坂泰夫君
企画課長	羽根田泰一君	税務課長	中澤莊也君
福祉課長	柴田光章君	生活健康課長	羽倉範行君
産業課長	鈴木一男君	建設課長	大石守廣君
商工観光課長	西村太一君	教育総務課長	山田俊男君
生涯学習課長	森下睦夫君	会計管理者兼 出納室長	藤田至君

事務局職員出席者

議会事務局長 西村 一

開議 午前 9時00分

## 開 議

議長（板谷 信君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

## 諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月8日には、本会議終了後、第1常任委員会を開催し、委員会に付託された議案第59号について御審議をいただきました。ありがとうございました。

次に、監査委員から、定期監査の結果について報告がありました。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第1 一般質問

議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、小藪侃一郎君、山本信之君、中田隆幸君、原田全修君、市川昌美君、太田侑孝君、鈴木多津枝君、中澤智義君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁するようにお願いします。

それでは、5番、小藪侃一郎君、発言を許します。5番。

5番（小藪侃一郎君） 5番、小藪です。通告に従い、一般質問をします。

佐藤町政になり初めての定例議会の最初の一般質問議員で、ある種緊張を覚えますが、よろしく願いいたします。

さて、10月16日御就任で2カ月が経過いたしました。佐藤町政に抱く町民、住民の期待は大きいものだと感じております。本日は議会の傍聴の方もたくさんお見えで、そのことをあらわしていると思います。一方で、どんな人、どんなふうな町にしたいのかについて、何となく不安を抱いて見守っている現況であると思います。

10月20日の臨時議会のごあいさつで、川根本町をいい方向に持っていきたい。しっかりしたまちづくりをしたいというお話がありました。また、現状を何とか打破しなければいけない。地域の元気を再生しなければいけないとも述べられております。概念的に同感でございます。また、12月の議会の冒頭あいさつでは、依然として高い経常収支比率を抑制することが不可欠であり、新たな事業展開のために従前の事業を見直しと選択の必要があるとも述べられております。町長としての川根本町のまちづくりに対する具体的施策等はもう既に始まっている予算編成作業から来年度の予算編成にあらわされるものと大いに期待しております。

そこで、きょうはまず1点目は、町長の町政を行う上での信条をお聞かせください。

2点目は、「変わろう、変えよう」と訴えた中に、地元の元気再生、時代に対応したまちづくり、まちづくりは人づくり、そして健やかな長寿社会づくりが主な項目だったわけであり。その中から、地域の元気再生の具体的な施策の一端をお伺いしたいと思います。

3点目は、国の政権も変わり、ハッ場ダム事業等の見直しが話題になっております。川根本町地内でも国の直轄事業もありますし、不安であります。県においても事業仕分けが行われ、不要が、当時は12業種とされました。最終的には知事が判断されるものと理解しています。これらの中には川根本町にも影響が及ぶと思われる項目があります。不要だけでなく市町へ移行、県の事業とするも改善が必要等、国・県のこうした動きに対し情報収集し、どのような検討をしているのかお伺いいたします。

4点目は、そんな中、身近な青部バイパスの早期完成を目指し、町長の見解をお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 皆さん、おはようございます。

私も大変、初めてということで緊張いたしております。よろしくお伺いいたします。

小藪議員の御質問にお答えを申し上げます。

私は、小藪議員の御指摘のように、町長選に立候補するに当たって、「変わろう、変えよう」ということを申し上げました。これは、静岡県知事選挙において従来の流れとは違う川勝知事が誕生したこと、衆議院議員選挙で民主党が勝利し、政権が交代したこととも無関係ではありません。それは、政権交代により行政のありようが間違いなく変わるだろうと感じたからであります。官主導から政治主導へ、中央集権から地方分権、地方主権へと変わる、これは民主党がかねがね言っていたことでもありますので、その流れに沿っていかなければならないと思いました。また、県政と、あるいは国政とのパイプを持つためにも町の流れを変えていく必要があるだろうと思いました。

行政のありようが変わる中であっては、私たちが意識を変えていかなければいけない、発想を変えていかなければいけない。そのためには、まずみずからが主体的に変わろうという意識を持たなければいけない、そして私も変わるからみんなも変わろう。そのような意味合いで、「変わろう、変えよう」と申し上げました。

まず1点目の町政を担うに当たっての政治信条という御質問であります。町政を担うに当たって、軸足は町民に置かなければならない。町民目線で行政を進めていかなければならない、そう考えております。町民の暮らしが少しでも上向くために、皆様と議論をしながら精いっぱい頑張っていきたいと考えております。

ただ、ここで注意しなければいけないのは、町民の声にばかり耳を傾ける余り、一種の大衆迎合主義に陥ってはならないということであり、この点については、最初の課長会議においても、そのような方向に陥るような心配があるときにはいさめてほしいということも申し上げてあります。川勝知事も、脱官僚でなく活官僚なんだとおっしゃっておられますが、現場の町民の声とそこにかかわる職員の判断と創意工夫を大切にしながら進めていきたいと考えております。

次に、2点目の地域再生についての具体的な考えという点については、選挙に臨むに当たって、長期的な材価低迷の中であえぐ林業、そして茶生産地が拡大する中でライフスタイルとともに日本人の食文化も変化し、お茶への需要が大幅に減退し、せっかくの川根茶というブランドを持ちながらもお茶が売れないということから、茶業の先行きに不安を抱く茶業関係者、流通事情が大きく変わる中で経営に夢を失っている商業者、政治環境の変化等に伴い公共事業予算が大幅に削減されることにより経営悪化に苦しむ建設業者、世界的な景気後退の中で操業の縮小を余儀なくされる製造業者、景気後退とあわせて春先からの新型インフルエンザ騒動などによる入り込み客の減少、とりわけ宿泊客の減少に悩む観光業者。そして、このような状況の中で進む雇用調整に対して不安を抱く従業員などのことを考え、何よりも地域の元気再生に取り組まなければいけないと考えました。

しかし、今日の地域の置かれた状況を見ると、世界的、全国的に景気が落ち込んでいる中で地域の産業不振ということでもありますので、そう簡単に処方せんを描けるような状況にはありません。私は、抽象的ではありますが、富士山静岡空港の開港により世界へ、あるいは今まで比較的遠いというイメージのあった地域に空路が開かれたということで、空港と南アルプスをつなぐ大井川を軸とした広域的な連携を深めていこう、その中で地域の中に潜在するさまざまな資源を磨いていこうということを申し上げました。

グローバル時代にあっては、一町で考えるのではなく、広域である程度の面的広がりを持った中で進めていく必要があると考えるからであり、周辺地域との資源の磨き合いの中で本町をアピールしていくことが大切だと考えたからであります。そのためには、現場を踏まえなければいけない。まず町民の皆様が暮らしの現場で何を考え、何を困っておられるのか。そこから具体的に何をするのかを考えていきたいと思っております。

この広域的連携の中で地域振興を探るという点については、先般の知事広聴の中でも、知事からグリーンティー・ガーデンのお話や中国折江省竜泉との姉妹提携のお話もございました。国土交通省の日本風景街道というお話もございます。12月25日には、志太榛原・中東遠サミットも開かれますので、そのような機会をとらえて周辺市町にも働きかけていきたいと

考えております。

具体的な考えはどうかという御質問には十分な答弁になっておりませんが、よろしく願いを申し上げるものであります。

3点目の質問にお答えいたします。事業仕分けの関係でございます。

報道等で大きく取り上げられ、多くの国民の関心が集中しております国の事業仕分けにつきましては、廃止、予算の凍結、計上見送り、削減等の提案がされております。また、国に先立ちまして実施されました静岡県の事業仕分けにつきましても101事業において行われ、廃止、改善、提案と103件の仕分け結果が公表されております。現在、国・県ともこの仕分け結果を22年度予算編成にどのように生かしていくかを検討されているところであります。

当町におきましては、現在把握できる情報において予算編成を行っておりますが、国・県とも確定されていない部分が多いため、今後予算ヒアリングの中で国・県の仕分け結果による予算編成の情報を収集し、関係機関と連携を取り合い、編成していきたいと考えております。

最後に4点目、青部バイパスに対する見解はということでございますが、国道362号は、地域住民にとって生活、文化を支える唯一の幹線道路であり、日常の通勤通学や観光を中心とした地域経済、さらには救急医療など、その役割は多方面で非常に大きなものとなっております。特に行楽シーズンには、寸又峡温泉や接岨峡温泉などへ多くの観光客が訪れ、国道362号の交通量も大きく増加し、元藤川地区から崎平地区の間約3kmは、御承知のとおり地形が急峻なことから整備がおくれ、普通車同士のすれ違いもできない箇所が多いため、観光シーズンには大渋滞を引き起こしております。

青部バイパスは、この狭隘な区間を1.7kmのバイパスで結び、利便性向上や地域活性化促進につなげようとして計画されたもので、第1期、第2期計画区間に分かれ、青部地区と崎平地区を結ぶ第1期計画区間0.5kmにつきましては、平成9年度から長島ダム関連受託事業及び地方特定道路整備事業により整備が進められ、平成15年2月に開通いたしました。

元藤川地区と青部地区を結ぶ第2期計画区間1.2kmにつきましては、平成16年度から着手し、現在大井川を横断する橋の下部工事が終了し、本年度から上部工が進められているところであります。上部工は3年間の債務負担行為により進められており、完成は平成23年度になる予定と聞いております。

橋梁工事が完成後、トンネルの工事と、青崎橋へと接続する道路本体の工事が予定されておりますが、トンネル工事につきましては着手から完成まで2年から3年間の工事期間が必要と言われております。今後の事業費のつき方により進捗率は大きく変わってきますが、完成までにはまだ相当の年月を要するものと思われま。

国道等のバイパス工事の実施につきましては、1市町1カ所という原則がありますが、川根本町内では現在青部と富士城の2箇所バイパス工事が進められており、富士城バイパスは地すべり対策工事、橋梁架設2基、また青部バイパスも橋梁架設工事やトンネル工事とい

うように、どちらのバイパスにつきましても非常に大きな事業費となることが予想をされますが、今の社会情勢におきましては予算が大幅に増額されるということは非常に厳しいものがあると思っております。しかしながら、地域住民にとりましては1日も早い完成が望まれておりますので、早期完成について今まで以上に関係機関に対しまして要望をしまいたい、そう考えております。

以上、最初の質問に対する答弁でございます。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 再質問をさせていただきます。

再質問は、新生佐藤町長の心の思いを中心にお伺いしたく思います。

町民は、先ほども言ったように大きな期待を抱いているわけでございますけれども、そして町長のその動静は注目されているところであります。その情報源の1つに新聞報道があります。そこで、10月6日、12月4日の新聞報道による町民のはてなと思うことについて、佐藤町長に再質問させていただきます。

まずその1つは、10月6日、当選の翌日、当選証書を受け取ってからだと思いますけれども、その記事によりますと、勝因はという問いかけに、民主党の推薦を受け、「変わろう、変えよう」という大きなうねりに町民も取り残されたくない気持ちがあったと答弁しているようでございます。民主党の推薦が勝因の1つということのようでもあります。告示直前までは、佐藤町長は自由民主党支部長として県連に登録されていたわけでもあります。地元党員から、つい1カ月ほど前に自民党党費を集金に来たのにどういふことか。説明もなかったよと首をかしげておりました。7月の県知事選、8月の衆議院選の流れに乗り、町長選挙の当選のために民主党の推薦を受けたのか、またはほかの理由があったのか。先ほどちょっと触れられておりましたけれども、改めてこの点をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 立候補に至る直前まで自民党籍を持っていたことは事実でございます。また自民党の本川根支部長として務めていたことも事実でございます。にもかかわらずその選挙に出る直前、立候補する直前に今の民主党の推薦をなぜ受けたかということでございます。

確かに現実的な問題として、何をおいても選挙に勝たなければいけないという前提があったことは間違いございません。ただ、現実の問題として、県政も新しく民主党の推薦を受けた川勝知事が誕生したということ。それから、政権交代が進んだということ。そういう中で、この町が今後生きていくためには、どうしてもそういう流れに沿っていくということも必要だろうというふうに思いました。

それから、民主党の推薦を受けるに至った背景でございますけれども、これは、民主党の事情もあったかと思っておりますけれども、政権交代の直後の首長選挙だったということ。その中で、首長選挙にも民主党としても積極的に支援する、それは、当時の現町長と新人という形



の中では、同じ自民党籍を持っておりますが、新人のほうがより変化を印象づけるためにはよかったというような、民主党としての背景もあったんだというふうに思っております。ただ、私自身も民主党の推薦を受けるときに、必ずしも党籍を離脱することが必要だとは思っておりませんでした。というのは、今までの推薦の流れを見ても、自民党籍を持っていながら、あるいは民主党籍を持っていながら、自民党、あるいは民主党のその相乗りで出ているというような事例もいっぱいございますし、そういう中でたまたま民主党のほうから推薦して下さるといってお話がありましたので、素直に流れに乗るとい意味合いも含めて乗ったということでございます。よろしくお願いたします。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） もう一つ気になる大事なことがありますけれども、報道記事によりますと、合併を念頭に置いた上での地ならしも必要かもしれませんが、今はまとまりかけたこの町をさらに強固にしていこうと述べていると思います。合併してわずか4年たっただけでありますが、また合併の再燃かと思われるような趣旨での発言だと思います。2町合併で自立した町行財政のため、10年後のシミュレーションを描いてきたわけでございます。

17年から4年間は、佐藤さんは議員の立場でありました。それ以前の合併協議会当時は旧本川根町の助役であられたわけで、佐藤町長は合併のいきさつを一番理解されているのではないかと感じておりました。この発言に関して、4年前から2町合併後の次の合併を早々に頭に描いていたのか。町長になられて合併を念頭に置いていたのか。その点をお伺いたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 新聞報道というのは、必ずしも私の発言を正確にとらえていないという部分があるということは承知していただきたいというふうに思っております。ただ、私を支援して下さる方の中には、合併を望む方も当然いらっしゃいますし、今までの形ですと、今の川根本町としてできるところまでいきたい。いろんな考え方がございます。そういう中で、私が広域連携と申し上げたのは、将来どういう形になっても、島田市、あるいは静岡市、その周辺市町との広域的な連携は当然必要だと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、その中でこの地域構成を磨いていくということが、幾らどのような形で広域的なつながりを持ち、仮に将来合併があり得たとしても、この地域の置かれた地理的な状況ですとか地勢的な問題というのは全く変わらないわけです。ですから、そういう中でこの地域の個性を、川根本町の持っている個性を磨いていくことが大事だと。それが将来どのような形になっても、ある意味で地ならしといえますか、つながっていく。そういう意味で申し上げておまして、私は、2町合併のときも基本的には単独でいきたいというふうに思っていた人間でございますので、そこは今後の時代の流れの中ではいろんな対応をしていかなければならないという場面があるかと思っておりますけれども、できるだけ今の形でいきたいという思いを持っていることは間違いございません。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 基本的には2町合併とうことでお聞きしましたけれども、合併を念頭に置いて、そのためにこの町の一体化を強固にしていくのか。自立を目指してこの町を強固にしていくのか。町民に与えるメッセージというのは大きく変わると思うんですけれども、軸足をどちらに置いているのかお伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今の川根本町を持続可能な町として行政改革も進めていきたい、そう考えております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） それで、12月3日の、町長もご出席でしたけれども、知事広聴会「平太さんと語ろう」では、知事の発言の中に島田市との合併議論も活発化するだろうと、そのような意味合いの言葉が出てきております。それから12月8日、議会冒頭あいさつで紹介のあった中国竜泉市という御紹介がありましたので、インターネットで見ますと、その中に竜泉市関連で地域ニュース、川勝知事広聴会の項目では、川根本町が姉妹提携都市などを結ぶことを提案したとあります。本当にそうございました。その前の行に、島田市との合併議論も活発化するとの見通しを示したと、こういう文章があります。このように新聞、ネットで記事になり、現在発信されているわけでございます。あたかも再合併論議が持ち上がっているのかと町外からの問い合わせもございます。町民に不安を与えているのは事実であります。

町長の合併を念頭に置いて云々発言がもとだと思いますが、佐藤町政の間は合併問題を考えないということで理解してよろしいのでしょうか、お伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 知事広聴で川勝知事がそのようなお話を確かにされましたけれども、あれは傍聴者の中からの質問に答えての知事のお話で、事前に私が知事とそういうお話をしたような事実は全くございません。ですから知事がどういう思いで言われたのか、ちょっと私にもわかりませんが、多分知事が念頭に置いているのは、もう少し先の道州制ですか、どうもそういうところに頭が行っているのかなという感じもしないでもありません。それは全くわかりません。知事がどういう考えで言われたのか、全く私には理解できないこととあります。

それから、いろんな提案をされたということとありますけれども、それから合併については、将来いろんな事態を想定はしていかなければいけないというふうには思っております。しかしながらその中で、私も広域連携のお話を申し上げましたけれども、今、島田市が、川根町と合併することによって静岡と地続きになります。そして、現在その静岡市と島田市がかなり両市長、何ていいますか、良好な関係を現在維持しているというふうに認識しております。その中で、島田と静岡のちょうどつなぎの部分のこの地域があるわけとあります。そ

いう意味で、私は静岡市とか島田市との連携を深める、その中でこの町の存在感というのがこれから発揮できるんじゃないかなというふうに思っております。それは、この町を強くする、この町を持続可能な町にする方向だとも思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） じゃ合併に関しては、佐藤町政の4年間の間にある程度の含みを持たせるということでしょうか。それとも4年間は自立していくんだと、強い意志の、どちらか今ちょっと判断しかねるような答弁でございましたので、もう一度お願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） ですから、いろんな事態を想定しつつも、今はとにかく川根本町の町長としてこの町を持続可能なまちづくりを目指していきたい、そう思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 次に、合併後4年、自立したまちづくり、身の丈に合った財政ということで財政健全化を図ってきたように理解していますが、そういった中、ある種痛みを伴いながら川根本町一体化の努力と役場内の組織の効率化を統合することにより行政サービスの向上に努めてきたと、そんなふうに思っておりますけれども、町長は、行革は必要だが、方向は見直していく、職員適正化計画は見直す等の御発言があったように記憶していますが、「変わろう、変えよう」の中に行政改革の見直しを考えておられるように見受けられますが、どの部分をどのように見直するのかお伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 定員の適正化計画を見直すというようなことを申し上げた事実はないと思いますけれども、当然行政改革は行政改革本部会でも申し上げましたように、それから推進委員会でも申し上げましたように、これからはもしっかり推進をしていきたい、そういうふうに思っております。ただ、いろんな時代背景ですとか、そういうことによってこう違っていく部分がありますので、必ずしも行政改革が今の行政評価のあり方をめぐって議論をして、今試行中なんですけれども、これから行革の、22年度から、これは内部評価なんです、これを進めようということで進めております。そのような中で、見直す必要がある部分は見直すということで、どう見直そうとかというものを持っているわけではありません。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今行革の話が出ましたけれども、川根本町でも事業仕分けというような計画はおありでしょうか、お伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現在、今申し上げましたように、内部評価の方法として行政評価シート、各事務事業ごとに評価シートをつくって、その中で内部での評価を進めようとしているわけでありまして。ただ、内部評価だけですと、どうしてもその評価が甘くなりがちですとか、というところがございますので、できれば外部評価も取り入れていきたい。ただ外部評価の

1つの手法として事業仕分けというものがあるわけですが、事業仕分けは事業仕分けでその予算の編成の流れが一般の目に見えるような形になってきたというような評価もございますけれども、どのような外部評価の手法がいいのかという点については、今後行革推進委員会ですとかそういうところで検討をしていただきながら考えていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） それでは、2番目の地域の元気再生というお話でございますけれども、先ほども現況の経済状況下では苦しい答弁かなと思いますけれども、地域元気再生といっても精神的な元気、あるいは文化的な元気、それから経済的元気、いろんなさまざまな元気の再生が考えられますが、そんな中で、やっぱり地域の元気再生は何とんでもこの町に住む人の生活が元気でなければならぬのであります。これが地域経済、地域力のもとであると考えますが、基幹産業と言われた茶業、林業の現状は、一步ここを外に出れば耕作放棄された茶畑、あるいは手入れされない山林と、即目にもわかるわけですが、この基幹産業、1次産業の茶業、林業についての見解をもう一度伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 林業、茶業について、専門的な知識は余り持ち合わせておりませんが、林業については、材価が低迷するという中で大変長期にわたって厳しい状況に置かれているというふうに思っております。そのような中で、F S Cの認証を取るとか、いろんな努力をされているということも存じております。

それから茶業につきましても、ここ数年全国各地に新しい茶産地が興ってきたという事実もあるんでしょうけれども、日本人のライフスタイルですとか食文化が変化する中で、お茶への需要が伸びないというよりも減っている、そういう状況でございます。その中でお茶もなかなか売りにくくなってきた。そういう状況でございます。

さらに農家におきましては、担い手であります農家の高齢化、それから後継者不足、そういうものがございまして、これから放棄茶園も、現在あちこちで散見される、そういう状況にございますけれども、今後さらに増えていく、そういう懸念がございます。

現在、県のほうでも放棄農地ですね、この問題については、全国でも6番目に静岡県が多いんだというようなお話、きのうちょっと伺いましたけれども、そういう中で県でも力を入れていくということで、現在町でもその実態の調査等に当たっているところであります。今後どういうふうに対応していくのか、大変厳しい状況に茶業があるというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 現況化の経済環境は本当に厳しいものがございまして、地域の元気づくりに地域の情報の共有化が大切だと思っております。例えばこの地域の茶業の展開は何とんでもJ A大井川農協、川根茶業センターの働きが大きいわけでありまして、ここ

の動向に左右されていると言っても過言ではありません。行政とJAは密接に連携していかなければならない。これまでも連携してきたとは理解していますが、茶農業は、行政と農協あるいは茶業協同組合、商工業は商工会等、林業は大井川森林組合というような組み合わせで、定期的な情報交換の場が必要不可欠であると考えております。先ほど答弁で、現場に足を向けるといようなお話がございましたけれども、これに当たって地場産業定例会を提案したいと思いますが、お伺いいたします。地場産業のそういうものと定期的に情報の交換をするという場がございます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 大変厳しい状況の中で、今の茶業に関するいろんな組織、それから林業に関する組織、いろいろな組織がございますけれども、組織の内部だけの議論ではなかなか新しい策も見えてこないという部分も、どうしても愚痴を言い合って終わってしまうというような部分もあるかと思っておりますので、そういう意味で、もう少し幅広い横断的な、あるいは異業種交流的な、そういう集まりも必要じゃないかなというふうには思っております。

したがって、今の地場産業関係のそういう振興についての協議の場所、そういうものについては検討していく必要もあるだろうというふうには思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） わかりました。

4番目の青部バイパスについて、もう一度お伺いしたいと思っております。

12月3日の「平太さんと語ろう」の知事広聴会では、県知事も、道路は大切だ、必要だと強くおっしゃっておられたと思っております。川根本町の事情をよく説明して、ここに高速道路をつくってほしいと言っているわけではございません。先ほど町長の答弁にあったように、住民の生活道路の基幹となるものでございます。1年でも半年でも、1カ月でも1日でも早く開通するよう強力な展開をお願いしたいと思っております。

最後に、町長の熱意をお聞きしておきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 青部バイパスにつきましては、2つの町が合併しながらその真ん中を結ぶ一番大事なところが細いということで、いま一つ何ていいますか、交流が活発になり切れない部分の大きな要因にもなっているかというふうに思います。

それから、長島ダムの土砂、あのストックヤードが完成いたしまして、これからあそこへ仮置きして、さらにバイパスといいますが、青部のところを通過して、塩郷堰堤に土砂を運ぶというような計画がございますけれども、そういう多いときには1日90台ダンプが通るといようなお話も伺っておりますので、そういう意味では急がなければいけない、そういうふうに思っております。そういうことで、民主党にも、陳情は一括党が受けるというお話で、党のほうにも既にこのバイパスの問題についてはお願いしてございます。

それと、これはたまたま長島ダム管理所の大石所長のほうから、お会いしたときに、せつ

かく町長が変わったから1回名古屋の中部整備局へ行ってみないかというお話がございました、実は12月9日に行ってまいりました。これには議長にも御同行をお願いし、建設課長とともに3人で伺いました。もちろん陳情要望については党に一元化するというお話でございますので、要望はいけませんよということで、ごあいさつではございますが、10時半から12時まで、実は局長とお話をし、それから道路部長とお話をし、河川部長ともお話を、それぞれ30分ぐらいの時間でしてきました。ただ、行けば地域の実情のお話、当然するわけでございます、その中で個々のいろんな、さまざまな河川の問題から道路の問題、長島ダム等の管理等に関する問題、いろいろ懇談をしてまいりました。その中である程度の理解は得られたんじゃないかなというふうに思っております。今後とも1日も早い完成に向けて努力していきたいと思っております。

それから、知事広聴の際にも、知事と、わずか10分ぐらいでしたけれども、2人で話し合いをする時間をとっていただきましたので、その際にも、たまたま知事がお見えになったときには1台も車に出会いませんでスムーズに通ってしまったわけですが、あそこはふだんはダンプがこういう状況で困るんだというお話も申し上げて、ある程度わかっていただけたんじゃないかなというふうには思っております。

今後とも促進に努めていきたい、そう思います。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） もう一つ、すみません、追加でございますけれども、12月の冒頭あいさつで、21年度当初予算額以内で22年度の予算を編成するというお話がございました。本日の時点では具体的な施策というのをお聞きできませんでしたが、来年度予算にはめり張りのついた予算を期待したいと思いますけれども、その点について1点お願いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 21年度の当初予算の範囲の中というお話は、經常経費についてでございます。經常収支比率が大変高いというような状況もございますので、經常経費についてはシーリングを設けて、そのシーリングが21年度の予算の範囲の中ということで申し上げたものです。

議長（板谷 信君） これで小藪君の一般質問を終わります。

続いて、3番、山本信之君、発言を許します。

3番（山本信之君） 山本信之です。一般質問を行います。

川根高校存続について、6月にも質問しましたが、これは私のライフワークの1つであり、過去14年、課題として取り組んでおります。私は、長年にわたり同窓会会長を務めてまいりました。平成16年には県議会議員、当時の川根3町の町長、教育長、他の諸氏の御列席のもと、地域の人たち254名の参加を得て、集会を開きました。議題の中核は、山間地に立地する川根高校を将来にわたって存続させるべしとの論争となり、存続は不可欠との結論に達し

ました。

さらに一昨年は、会の会長の立場にある私は、単独ではありましたが、県議会議員の強力な後押しをいただいて、県の教育委員会の方々と面談の機会を得ました。今さら申し上げる必要もないかもしれませんが、既に創立して45年、推算しますと6,400人近くの卒業生を世に送り出し、それらの人々が母校消滅に寂しいと感傷を抱くという単純なものではありません。昭和30年代に比べて交通の便がよくなったという理由で山間地域の高校が廃校になった例は、既に県内外でも目立ち始めている現状です。このような現状に対して、町長はどのような考えかお聞きいたします。

次に、特に若い役場の職員について、私は1期4年間、職員の皆様を、かつて民間の団体職員として勤務していた経験を踏まえて拝見してきました。話す機会も多くありました。皆様は学歴もあり、個々に勉強されていて、各分野でそれぞれに才能ある人材がそろっております。例えば司法、税務、環境、文書計算機器等、そしてスポーツ、教育、福祉分野の専門的知識を勉強して身につけていながら、それを裏づけする個性豊かな考えを胸のうちに秘めながら黙々と働いていると思われます。個々に町を活性化する意見を持っていると私には見えます。余りにも長年にわたって培われてきた職制の存続事項が多くて、縦系列に押されてはいないでしょうか。時間はかかるかもしれませんが、本町が抱えている問題点、活性化をテーマにして時間をとり、町長、議員も含めて活発な議論の場をつくったらどうでしょうか。もっと十分な発言の場を与えたいと考えます。町長はどのような考えかお聞きいたします。議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 日ごろ山本議員が川根高校の存続をライフワークとして努力されていることについては、大変日ごろから敬意を表するものであります。山本議員の質問にお答えしたいと思います。

川根高校は、県教育委員会が所管する高校でありますので、県の長期計画に基づいてお答えを申し上げます。

静岡県教育委員会は、平成12年2月、静岡県高等学校長期計画検討委員会の報告等を受け、平成22年度を見通した県立高等学校等のあり方について、静岡県立高等学校長期計画を策定しましたが、県下各地域における市町村合併の進行に伴い、高等学校教育を取り巻く環境に変化が生じてきたため、平成22年度以降を見通した検討が必要となり、平成16年2月、静岡県立高等学校第2次長期計画検討委員会に平成27年度までのおよそ10年間を見通した県立高等学校のあり方について検討を依頼し、平成17年1月、最終報告が提出されました。

その事項の中の特色ある学校づくりで、中等教育の多様化を推進する中高一貫教育の充実、つまり個性をより充実した教育の実現を目標に、平成14年度に川根高等学校と中川根中学校、本川根中学校、川根中学校、笹間中学校の4中学校との間で連携型が実施され、6年間一貫性に配慮した教育課程に基づいた教育が行われてきました。教育校の基本方向として、関係地域の意向等を十分に踏まえて実施することと定められています。

川根高等学校は、遠隔地の県立高等学校5校のうち1校でもありましたし、今後の全日制過程の配置等のあり方についてにおいて、少子化傾向が続く中、財政的な観点等を踏まえながら再編整備を検討することが必要とされ、高校教育の機会均等を図るため、中山間地域においても生徒にとっても通学可能な範囲に高校が配置されていることとされました。また、費用対効果の観点を優先し再編整備を進めることについては、慎重に対応する必要があるとされております。

このことから、川根高等学校は高校再編の対象にはなっておらず、存続は認められていると認識しております。しかし、安心してのことなく、この地域になくてはならない学校として住民意識の継続をお願いするとともに、島田市等関係市町の協力も得ながら、地域一体となって永久に存続するための努力、支援をしてまいりたいと考えるものであります。

次に、若い役場の職員等の当町が抱える問題点や活性化への話し合いの場をとの御意見についてお答えいたします。

若い職員を含む職員の意識改革、人材育成と豊かな立案の活用は、議員御指摘のように川根本町の今後の行政運営にあって欠くことのないものであります。当町では、平成19年から職員提案制度を実施し、19年9月の第1回提案におきましては177人の所属職員のうち130人から204件の提案をいただきました。各提案については、各所属部署において検討、改善、取り組みを進め、20年度、21年度と提案制度を継続しているところであります。

本年度は、現在までに14名、25件の提案をいただいて、その提案の整理と検討を進めておるところで、今後においては、従来のアイデア型とあわせ、実践報告型も取り組んでいきたいと思っております。この推進に当たっては、従来の提案箱によるものとともに職員の意見にもありましたが、話し合い方法による検討会なども取り組んでいければと考えております。山本議員の御意見にもありました話し合い方法による検討も取り組んでいければというふうと考えております。

それからまた、多様化する行政需要に対応するための能力を備えた職員の育成とあわせ、職員の取り組む意欲を高めていくために、提案も含めた能力、業績に対する適切な評価など、新たな人事評価システムの導入も進めていきたいと考えております。職員が活性化することによって町も活性化するというところでございますので、若い有能な職員の意見を十分聞けるような機会を持ちながら努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 3番、山本君。

3番（山本信之君） 当町内はもとより、この川根地域になくてはならない教育のもとであり、廃校となり市街地の高校への進学となれば、受験勉強はもとより父兄の経済的、時間的負担ははかり知れません。過疎化は急速に進み、県内最高と言われる高齢化はさらに加速度を増します。農業、観光、産業、商業が衰退し、さらに注目すべきは土木工業、町の財政に数十年にわたり寄与した自動車部品等の中小工場の労力減少のために、縮小、廃校の危機に追い込まれるのは目に見えています。



これは、決して大げさに申し上げているのではありません。町の宝と言える子供たちが健全に育つ教育の場の存続はもちろんですが、廃校となれば、我が川根本町の活性化はどこへ行ってしまうのでしょうか。この地域の衰退が急速に進みます。今第一歩として、行政と自治会、教育委員会、他の代表者の方々と、地域の高校は地域で守ろう会を発足し、署名運動を展開する運びとなっております。町長の御賛同を得ておりますが、来る平成27年以降の県立高校の統廃合見直し予定に近くなってからではもう遅いと思います。行政としてどのようにお考えでしょうか。あるいは、第1、第2、第3の方策をまた検討、実行する考えがありますか。質問いたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 川根高校は、この地域になくてはならない教育の基であるという山本議員のお考えは、私も共有するものであります。仮に川根高校が廃校になり都市部の高校への進学ということになれば、議員の御指摘のとおり、受験勉強はもとより父兄の経済的、あるいは時間的負担はかなり大きなものとなり、その負担に耐えられないという場合も想定され、その場合には進学を断念せざるを得ないという事態すら想定されるものであります。また、進学できたといいたしましても、通学費から朝起きなど家庭に大きな負担としてのしかかってまいります。最悪の場合には、子供の進学を機会に町外へ転出するということさえも起こり得ると思っております。

現段階では川根校が再編の対象にはなっていないとはいえ、現に過疎化は進み、地域経済の衰退傾向にはなかなか歯どめがかからないというような状況の中では、最悪の事態をも想定しつつ対処していかなければならない、そう思っております。地域の高校は地域で守ろう会を発足させ、存続に向けて運動を展開しようということですので、その運動の動向にも大きな期待と関心を寄せながら、できる支援はしていかなければならないと考えております。

山本議員から、遅くなるとはいけないというお話もございましたので、遅くならないようにさまざまな機会をとらえ、というよりも折に触れ、川根高校の教育実践活動の成果や地域における存在感を話題とするなど、存続が確かなものとなるよう対応をしていきたい、そういうふうに思っております。

また、山本議員から、第1、第2、第3の方策を検討、実行する考えはあるかということですが、有効な手だてとして、どう進めたらいいのか、タイミングの問題と合わせて同窓会も含め、川根高校との連携を深めながら考えていきたいというふうに思っております。同時に行政としては、川根高校の将来に不安を生じさせないような活力ある地域づくりを目指さなければならぬと考えておりますので、川根高校が存続できるような環境づくりとして地域経済の活性化のために努力をしていきたい、そういうふうに思っております。

議長（板谷 信君） 3番、山本君。

3番（山本信之君） 私も長年にわたり会の会長を引き受けている関係から、町内外の多数

の皆様からアイデアをいただいております。それは、生徒数減少の避けられない現実を何とか解消すべく、この緑豊かな大自然に囲まれた環境を利用して都市部を含めた他地域の生徒を集めるプランです。これは、後日集約して別の機会に話すことにいたします。

議長（板谷 信君） 質問は。あと15分あります。

3番（山本信之君） はい。

最近町民の間から、役場へ行っても何か元気がないという声が聞こえます。まず役場へ訪れた町の人たちに、おはようございます、こんにちはのあいさつを笑顔ですること。これが町を明るくする、第一歩だと思います。

これで質問を終わります。

議長（板谷 信君） 答弁はいいですね。

3番（山本信之君） いいです。

議長（板谷 信君） これで3番、山本君の一般質問を終わります。

続いて、4番、中田隆幸君の発言を許します。4番、中田君。

4番（中田隆幸君） 4番、中田でございます。通告に従いまして2点、お伺いをさせていただきたいと思っております。これは、先ほどありました小藪議員の質問に少し類似したところがございしますが、具体的なほうへちょっと進まさせていただきたいと、こう思っております。

行政改革と住民へのサービスということで、町長も就任2カ月を迎え、新たなまちづくりを考えておられることと思っております。そこで、就任あいさつの中で、行政改革自体は今後も進めなければならないが、行政改革イコール歳出削減ということでは必ずしもないと、こう言っておられます。私も今までの行革は、歳出を削減することを優先にしてきたように思っております。また、この行財政の健全化は今後もやっていかなければならない最優先の課題だと思っておりますし、これはやっていっていただきたいと、こう思っております。

そこで、ここで具体的に一つ町長にお伺いしたいのは、また、町民の余暇の活動であります。この中に協会というのがございます。文化協会、体育協会、このような協会の補助金がかかり削減されて、かなり苦しい行動になっておると、こういうことがあります。そこで、町長に今後こういう非利益的な団体に補助金を増額できるかどうかをお伺いしたいと思っております。

もう1点でございますが、町内の雇用対策についてでございます。

6月議会におきまして、前町長でありましたが、通告がないということで答弁をいただかなかったわけでありまして、それこそ町内全体の建築業界におきまして急激な不振により業績が今までにない悪化をたどっております。特に一人親方の事業所というのは、特にひどい状況にあります。

そこで私がお伺いしたいのは、島田市で行っております雇用促進、また商店街の需要拡大を図るべきことでございます。これは増改築等に補助金を出す制度でございます。これは、

町内に住む登録業者により、住まいの改修、耐震補強、バリアフリー化、増改築等を行い、かつ50万円以上の工事費の場合に、施主に対して工事費の20%の割合で最高限度20万円の金券を与える制度であります。この金券は、町内の登録商店で物が買えるという制度でございます。このような制度をやりますと、両方、建築のほうも、また商店のほうも活発化することだと思っておりますので、その点を今後考えておられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

以上2点をひとつよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

町長に就任して2カ月がたった段階でのまちづくりに対する考え、とりわけ行政改革をどう進めていくかということについての御質問であります。行政改革は一体何のために進めるのかという点に御質問の趣旨があるのではないかと推察いたします。

まず今後の行財政改革をどのように進めていくかということですが、行政にかかわる者が常に意識しなければならない課題だと言っていいでしょう。行政が存在する限り続けていかなければならない課題が行政改革だと言っていいと思います。行政改革は、総合計画の基本方針の1つである人、つまり町民と町、行政、みんなが主役のふるさとづくりを推進するため、町民と行政が連携をとりながら町民に対して開かれた行政を進めるとともに、効率の高い行政運営を図ることを目的として平成18年10月に行政改革大綱、定員適正化計画、集中改革プランの3点をセットに、平成22年度までの5カ年計画として策定されたものであります。

現在、本町を取り巻く環境は大きな転換期に直面しております。世界同時不況や国の政権交代など、これらの影響は確実に本町にも及んでくるものと思われませんが、このような状況の中で町が行政課題に対応していくためには、事務事業の効率化や財政基盤の強化を図る必要がありますので、引き続き行政改革を推進していかねばならないと考えております。この方針は、10月30日の町長、課長で組織する行政改革推進本部会において依命通知するとともに、12月1日に開催された第3回行政改革推進委員会においても行財政改革に臨む決意を述べさせていただきました。

次に、町民の余暇活動等で行われている協会等への補助金の見直しは考えているかという点であります。

まず補助金のあり方についてであります。町が交付する補助金は、団体等が行う特定の事業等に対し、行政目的に合致し、公益上必要がある場合に補助することができるので地方自治法に規定されております。また集中改革プランには、町合併に伴う各種団体の統合、整理の進捗状況とあわせ、補助金の役割、使われ方について精査し、見直しに努めるとされております。

これらのことから、平成20年3月に補助金の適正化についての方針を策定し、方針に基づ

きすべての補助金について見直しを進めてきました。なお、一部の補助金については交付要綱の改正が今年度にずれ込んだものでありますが、今年度中にはすべての補助金の見直しを行うよう課長会議を通し指示したところであります。

また、補助金の役割、使われ方について定期的な見直しが行われるよう、期限の設定ですね、終期の設定もあわせて盛り込んだところであります。次の見直しの時期となる平成23年度には、すべての補助金について、その役割、使われ方等の検証を行い、改めて見直しを行う予定であります。

議員から具体的に御指摘のありました2つの協会等については、極端に減額になったという事態もございますので、これについては早晩、見直していきたいというふうに考えております。

議長（板谷 信君） もう一つ。

町長（佐藤公敏君） ごめんなさい。次に、町内業者への雇用対策という御質問でございます。

町内の建設業者が現在の不況の中で大幅な業績悪化に陥っていること、その中でも一人親方の場合はさらに深刻だということではありますが、人口減少時代を迎え住宅への需要も減少していきだろうという予測の中で、デフレスパイラルが懸念され、円高傾向が続くという状況下、景気の二番底が心配される中であっては、国民も住宅の新築どころかリフォームにも踏み切れないというのが現状だろうと思います。

このような中で、何かインセンティブが与えられないかということでの中田議員からの島田市の事例を引いての御提案でございます。

町内業者への雇用対策、建築の質問のうち、建築の一人親方事業主に対しては、商工会からの情報によりますと商工会会員の方が7人、非会員、その他の方が10人程度おられ、住宅建築については、大手住宅建築専門業者、大手ハウスメーカーへの発注が多く、地元業者または下請としても利用されなくなってきております。また、一人親方で成り立たなくなった方は常用雇用へ変わる方もおられるとの情報でありました。

町としては、御承知のとおり緊急経済対策として地域活性化・生活対策臨時交付金事業、緊急雇用制度事業交付金、ふるさと雇用再生事業交付金の各事業を実施中であります。先月の11月26日には商工会事務局職員と町商工課観光課職員と合同で商工情報交換会として町内の企業、事業所の10カ所を訪問させていただきました。内訳は、建設業4カ所、商業2カ所、製造業4カ所でありました。

建設業では、緊急経済対策の事業については大変効果があったとの御意見や、厳しい状況の中で経営健全化へのための無駄を除くことを実施していることを伺いました。商業の方には、プレミアムお買い物券による大きな効果とともにより一層の消費拡大を図るための商店による独自の値引きやサービスを行い、地域密着型商店として努力しているとの話がありました。製造業では、不況時でも解雇は行わず、異業種への進出を図っている方もおられまし

た。

今回の情報交換を通して、緊急経済対策諸事業により効果があらわれていることと、新しい事業への取り組みや異業種への進出など、事業経営者の方の意気込みを感じました。加えて、相互の理解を深めることもできたと考えております。

議員の御質問の中の島田市の事業でございますが、島田市本年度予算額100件、2,000万円の事業で実施されております。事業名は島田市住宅リフォーム奨励金で、平成16年度から行われている事業であります。

島田市で行っている雇用促進、または商店街の内需拡大を図るべく増改築等に対して金券で補助し、あるいは市内の登録商店で使用できるといった制度を考えていただけないかという御質問でございますが、まず現在本町で実施されておりますところの制度について御説明をさせていただきます。

耐震補強の関係で、TOUKAI-0支援事業を実施しております。専門家の無料による耐震診断、我が家の専門家診断を行い、その結果耐震工事が必要と判断され補強工事を実施した場合、30万円を限度とし、また高齢者のみの住宅、大井川産材を使用した住宅には50万円を限度としまして補助を行っております。

また、住宅建築に係る事業としまして、町内定住を目的として定住促進住宅建設事業補助を行っております。この事業は、町内業者が元請し、大井川産材を主要構造材の40%以上使用した新築の木造住宅を対象に30万円を限度に補助するものであります。現在の制度では増改築、リフォーム等は補助の対象としておりませんが、今後の課題として検討を行ってまいります。

なお、川根本町住宅総合計画の中で現行の事業を拡充することとしており、現在要綱等の見直しを行っているところでありますが、地域振興の視点を強化する観点から、補助を地域振興券とすることも検討しているところであります。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） それでは、1番目の住民へのサービスでございますが、これはそれぞれ町長が就任する前には、文化協会の会長さんをやられておられ、ここでかなりの減額をされたことは、これはわかっておられることと思います。それこそこういった住民へのサービスといたしますか、協会といたしますか、文化協会みたいな形の、また体育協会もそうですが、住民のところへ会費を集めようといってもなかなか集まるものではございません。本当に、先ほど答弁いただきましたけれども、今後見直していくということをお伺いいたしましたので、今後はその来年の予算の中に入るのか入らないのか、少しその辺もお伺いしたいと思っております。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 補助金の見直しについては、先ほど申し上げましたように、それなり

の手順を踏んで進めてきて今年度の補助金になっているわけですが、今、議員の御指摘のございましたように、急激に減るということによって、その活動をしている方々からとってみますと、今までの自分たちの努力が認められていなかったのかというような、何と申しますか、そういう思いもいたすわけで。それと、2つの協会で行っている活動と申しますのは、それぞれの生きがいづくりですとか、あるいは保健、健康、そういうこともございますし、元気なお年寄りとして頑張っている、地域の元気につながる部分でもございますので、そこら辺については、活動に支障のないように補助金も交付していきたいというふうに思っております。

そのような中で、現在担当のほうでも検討を進めていておりますけれども、来年度の予算の中に、できれば反映させていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） 本当にありがたいことだと思っております。

次の質問であります、町内の雇用のことでございます。

これは、それこそ前杉山町長さんのときには答弁をいただけなかったわけですが、今後も前向きで検討したいと、こういうことを言われましたので、私もありがたく思っております。これによります雇用が、例えば島田市では2,000万でございますが、うちのほうで例えば500万ぐらい用意していただきますと20万円で25件ほどの需要があると、こうなります。これを考えてみますと、まず100万円としますと2,500万円の内需ができると。それに商店街で買い物をするともたそこに波及効果と申しますか、それだけの効果が出てくるという、こういうものでありますので、ぜひとも検討は、もう、即やっていただきたいと思っておりますので、この問題につきまして、先ほど答弁では前向きで考えたいと、こうおっしゃっておりますが、本当にやっていただけるかどうかをちょっとお伺いしたいと思っております。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 住宅着工件数が増えない、そういう状況の中で、大変建設業者の方も御苦労されていると思います。一部の補助という形で、果たしてどれだけ着工に至るのか不透明ではございますが、島田市でもやっているというようなことを考えますと、私たちの町としても当然それなりの対応を検討していく必要はあるんだろうというふうに思います。担当課のほうでも既に検討を行ってまいりたいということでございますので、早速検討を開始させていただきたい、そう思っております。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） 本当にうれしいことに尽きます。

それこそうちの町ではボイラーの補助金というのを申請して、前からやっております。これは島田市にはないことですが、私の仕事もこういうことに関してやっているわけですが、笹間ですね、そこで仕事をやった場合にこの問題がネックになりまして、補助金が島田市のところへ僕の名前が入らないもんですから、市外です。そのときにこう思った

ことを前のときに述べさせていただいたわけですが、やはりこういうことをやっていきますと一人親方というよりも個々の業者が一つ育つとっておりますので、ぜひともお願いしたい。また、ボイラーに関しましても、地域の薪ボイラー等の補助金につきましても、やっていただくことによって、やはり自然エネルギーの進歩になると思いますので、兼ねてそこら辺もお願いいたしまして、私はこの前向きな答弁をいただきましたので、ここで質問を終わらせていただきたいと、こういうふうに思います。ありがとうございました。

議長（板谷 信君） これで中田君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。

6番、原田全修君の発言を許します。6番。

6番（原田全修君） 私は、第2期目の川根本町の施政について、行政の執行について、町長の所信の具体性や取り組みの姿勢を伺いたいと思います。

合併4年を過ぎ、本来なら活動期となるべく第2期に入った川根本町にあって、第1期の施政の継続をよしとしない選択をした町民は、従来の延長線ではない斬新な施政、いわば町長選立候補の際の公約のキャッチフレーズ、「この町を変えよう」という新たなまちづくりを目指す佐藤町政に期待をしているものと思います。

そういった中で、町長は、町長選立候補の公約を補完する形で、10月20日の初議会のごあいさつの中で今後の施政の所信を述べておられますが、失礼な言い方もかもしれませんが、理念的な表明にとどまり、政策面での提案が見えてこない、そういう感じを持ちました。また、今定例議会においては、12月8日のごあいさつの中では、中国浙江省竜泉市との姉妹都市提携を積極的に進め、川根茶と川根本町のブランド化につなげるとの低迷する観光、茶業の新たな振興策としての表明がありました。そのほかの行政課題については触れられておりません。今この時期、当町の平成22年度の予算編成時期であり、また近々国の21年度第2次補正予算が、緊急経済対策予算が当町においても執行されることが予想される時期でもあるために、この機会にさきの所信の具体性や取り組みの姿勢とあわせて、将来の構想ビジョンが描けているところがあればお伺いをするものであります。

まず、町長の公約は4つに分類された13項目が掲げられておりますが、町民はそれぞれの立場で、自分、家庭、あるいは仕事への影響、そういったものを思いつつ期待をしたものだと思います。4つの分類、新しい時代への対応として2項目、地域の元気再生で4項目、まちづくりは人づくりということで4項目、健やかな長寿社会づくりで3項目を掲げられてお

りますが、重点施策として具体的にはどのようなことを考えておられるかを伺いたと思います。

次に、この中で地域の元気再生というところがありますが、これは当町の産業の振興、人口減少の阻止、定住化施策、こういったものをうたっているものと思われませんが、林業、あるいは木材産業の振興だとか、あるいは産業の誘致や起業、それからプロジェクト誘致などによる雇用の場の創設、こういった面での施策については触れられていないわけでありまして、どのような対応をすべきとを考えておられるかを伺いたと思います。

最後に、まちづくりは人づくりという中では、安心して子供が育てられる環境づくりを進めるとありますが、少子化、児童数の減少化が著しい中で、現在の4小学校、2中学校の体制見直し及び学校統合の検討、こういった課題は非常に喫緊な課題であると思われませんが、これについても触れられておりません。どのような対応をすべきとを考えておられるか、お伺いをいたします。

以上、広範囲な質問に及ぶこととなりますが、この町を変えようという町長の町民へ向かってのメッセージの中身をたださせていただくものであります。

なお、さきの同僚議員の質問への御答弁のあったところは省略していただいて結構であります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 原田議員の質問にお答えいたします。

原田議員の御質問は、私が町長選挙に出馬するに当たって掲げた公約の4本柱と13項目について、重点施策として具体的にどのように考えているかというものであります。

まず、新しい時代の対応ということで、空港、大井川、南アルプスを軸とした広域的な連携強化によるまちづくりと情報基盤、ブロードバンドの整備ということについてであります。まず前提として、新しい時代をどうとらえるかということがあろうかと存じます。

既にグローバル時代と呼ばれておりますように、人、物、金、情報が世界じゅうをまぐるしく駆け回る時代を迎えております。この流れはさらに続くものを思われますが、同時にこれとは逆の流れが起きるのではないかと、つまり流れに乗り切れない、あるいは流れに逆らう動きが起こる。それは、物、金、情報の流れの速さに人がついていけないというか、人々が余りにもまぐるしい流れをストレスと感じて、いやしとか安らぎを求めるようになるのではないかと、ということでありまして。実は、そこに私たち川根本町のような地域にチャンスが訪れるのではないかと感じております。

富士山静岡空港が開港しました。アジアを中心とする世界へ、そして国内の遠隔地にゲートが開けたわけで、外へ出やすくなったと同時に入りやすくなりました。空港から当地域へどういざなうのかということでありまして。背後に立ちふさがる南アルプスは、大井川を閉塞谷とし、交流の面ではマイナス要因としてとらえられてきましたが、奥大井マウンテンパーク構想や世界遺産登録の動き、中高年の登山ブームなどもあって注目を集めるところとな



りました。また、中国や韓国にはない山容を形づくっております。空港から南アルプスへ向けて大井川沿いに鉄道と道路が走っておりますが、静岡市、島田市ほか周辺地域との連携を深め、面的な広がりを持たせていきたいというものであり、空港の存在する牧之原台地から大井川沿いの茶園の広がりを、知事の言うところのグリーンティー・ガーデンと位置づければ、さまざまな事業展開も可能になるのではないかと考えます。

また、これを推進するに当たって情報基盤の整備は急務であり、現在町としても情報格差解消に向けて調査研究を進めているところであります。

次に、地域の元気再生についてであります。

グローバル時代を生き抜くには、どうしても面的な広がりを持たせるため広域的に進める必要があるだろうと考えますが、川根本町の位置や地形など地勢的な条件が変わるわけではなく、グローバル時代といえどもローカルの集まりであり、ローカルとローカルが競い合うことに間違いはないと思われま。広域的な連携を図る中で本町が埋没することのないよう地域個性に磨きをかけることが何よりも大事だと思っております。地域の自然、景観、お茶、温泉、S L、人情等々、この地域の持てる強みなど、人間力を総動員して川根本町そのもののブランド化を図っていききたいと思います。

大井川沿いや川根茶の販売促進については、ブランドをブランドとして売るということであり、今まではせっかくのブランドをブランドとして売ってこなかったとも言えるのではないかと思います。大井川材については、森林認証を取得しブランド化を図ろうという動きが出ております。12月12日には農事組合法人川根美味しいたけのしいたけ用菌床製造施設と出荷施設の竣工式がとり行われ、大型量販店との連携をとるなど、今後に期待が寄せられるところであります。またお茶についても、知事から御提案をいただいた浙江省竜泉市との姉妹都市提携は、これからの検討課題ではありますが、川根茶のブランド力を高める1つの進め方だと考えます。高級磁器と川根茶の組み合わせなど、お茶は中国から入ったものでもあり、そこに何らかの物語をつくっていくことなど、考えられるのではないかと思います。

商工業者、観光業者についても、仮にグリーンティー・ガーデンという面的な広がりの中で、簡易な直売、飲食、休憩などの施設としての屋台設置、地元や観光で来訪する若者が寄り集まれるカフェなどの展開も考えられると思えます。これらに対する何らかの支援措置についても、合意が得られるならば少額な投資でそこそこのゾーンを設けることが可能になると考えられます。現在イベント時だけ試行的に行っている市の開催が毎日のように可能になるわけでありま。

町内には300人余りの従業員を擁する企業から数十人、数人、1人という事業所まで、雇用機能を有する企業があります。町にとっては大事な雇用の場所であり、頑張っていただきたい事業所ばかりであります。このような企業とも商工会等を介しながら連携をとり、経営の改善に向かったの指導なり、できる範囲での指導を行っていききたいと思います。

まちづくりは人づくり。まちづくりは人づくりについては、現場へ足を運ぶことを強調い

たしました。人は、何よりどこより現場で鍛えられると考えられるからであります。というより現場でしか鍛えられないと言ってもいいでしょう。殊にまちづくりを業務とする役場の職員は、暮らしの現場で悩み、苦しみ、時に笑い、時に泣く住民の皆様と生で触れ合うことが勉強になると思っております。

また、次の世代を担う若者を育てるためには、子育て環境を改善していかなければなりません。まず結婚に結びつくような場づくり、そして子供を産んで育てやすい環境づくり、小中学校での教育環境整備、川根高校を中心とした中高一貫教育の推進など、次世代を担う若者を育てることが大切であります。

健やかな長寿社会づくりについては、今まで地域社会のために頑張ってきたお年寄りが健康で生きがいを感じながら暮らせるような地域社会を目指していきたいと思っております。しかしながら高齢になると体力も知力も徐々に衰え、さまざまな面で思うようになくなっていき、いらいらしたり弱気になったりするのだと思います。家庭の中で、地域の中で、自分の存在感を実感できることが生きがいにつながると考えますが、このような思いをいつまでも持ち続けるのは至難のことだと思います。このような方々や現に療養、介護を必要とする方々が安全・安心に暮らせるための地域コミュニティづくりや、向こう5年、10年先を見据えた医療介護体制を考え、今のうちから対応策を検討していかなければならないと考えます。

これらは、それぞれ分野の違う話だと思われるかも知れませんが、それぞれ関連し合っていると考えております。一つ流れが変わることによって他へ波及し、やがて全面に展開していくこともあり得るのではないかと思います。いずれにしても、議員から理念的に過ぎるといってお話がありました。なかなか小藪議員にもお答えしましたように、このように厳しい状況の中で処方せんを示すということは難しい状況であります。皆様方のお考え、御意見をお伺いしながら、何とかこの町が元気になるように頑張りたいというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 私の質問、3つの分類として、2番目に林業及び木材産業の振興、あるいは産業誘致、起業、プロジェクト誘致、こういったことによる雇用の場の確保、これに対するお答えがされておられません。

それから、小中学校の体制見直し、統合への問題。これもお答えになっておられないので、先にお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 林業の振興でございますけれども、林業については大変長い間厳しい状況にあることは事実でございます。そのような中で、間伐の事業ですとかを通しまして雇用の場を確保しようとしているわけでありましてけれども、森林認証制度の取得ですとか、いろいろやってきているわけですが、なかなか今のような経済状況の中で即効的な効果が上が

っていないというのが実情であります。

現在担当のほうでもさまざまな努力をしているわけではありますが、そこら辺については担当のほうから御説明がいただければというふうに思っております。

それから、教育関係でございますけれども、いずれにしても人をつくるというのは、もちろん学校という場所もございますが、地域、家庭がつくるというふうに思っております。なかなかこれらを人口が減っていく中で相互にこう刺激し合いながら、上級生、下級生とのかかわり合い、大勢お子さんがいらっしゃる状況とは違いますので、なかなか難しい問題もあるかと思いますが、何とか地域の中で人材を育てていけるような形をまずは目指していきたい。それから、川根校の存続の問題もその大事な1つの要素だろうというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 町の具体的な施策としては、国や県の補助制度へのつけ増し補助を中心にしておりますが、森林組合や林家、その他林業関係団体と連携して新技術の普及啓発や技術習得機会の創出などを行っております。林業が成熟し木材を生産する段階に入ってきているにもかかわらず、材価低迷により家計を支えることができる産業として成立しにくい現状を認識しておりますが、木材生産を拡大して林業雇用者としても林家としても生活できるように施策を講じてまいりたいと思っております。特に国産木材の消費量、我々にとりまして川根本町産出の木材の消費量を少しでも多く材価の安定化を図るとともに、林業ばかりでなく木材業の振興も視野に入れて県や周辺市町と連携し、施策に力を入れていきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） 2番目の起業や産業誘致、プロジェクト、そこまではないと思っておりますけれども、雇用の場の拡大対策ということでございましたので、担当課としまして現在に説明できるかどうかわかりませんが、今やっている段階を御説明させていただきます。

金融対策につきましては、商工業施設整備資金利子補給事業、小口資金利子補給事業、あるいは短期経営改善資金利子補給事業による利子補給制度を継続して実施しております。今後もこの点につきましては継続していきます。

また雇用対策につきましては、緊急雇用創出事業ということで6事業、事業費2,800万円、雇用者数27人により雇用対策を実施したところであります。また、先ほども町長の答弁の中で、11月26日に実施しました企業訪問時の中での内容でございますが、事業量の減によりまして従業員の数が減った企業もありましたが、ある企業では不況でも解雇しなく、不況を乗り切る新たな手段として異業種への進出を図っているというところがありました。地場の産業などを利用して新たな製品を開発し、販売し、新たな顧客を獲得して会社を存続させようと

いう前向きなところもございました。1つの従業員を減らした企業でも、工場稼働率は7割から8割程度に戻ってきたというところもございました。

企業や事業所の雇用は景気に大きく影響されるわけでございますので、非常に難しい点がございますけれども、企業や事業所での新たな分野へ取り組みや独自の技術力を高めていただくことが一番取り組みを期待したいなということが感じられました。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（山田俊男君） それでは、原田議員の質問にお答えをいたします。

議員指摘のとおり児童数の4校の数字は年々減っているのは事実でございます。現在の現時点における各小学校の人数を申し上げますと、第一小学校82名、中央小学校75名、南部小学校80名、本川根小学校105名、合計で342名でございます。この人数が来年度にいきますと305名、平成23年度においては282名、平成24年度には277人、平成25年には240人、平成26年には237人、平成27年度においては232人と減少の傾向でございます。これについては自然増とか減が当然出てくるわけでございますので、今の現在における数字でございます。

今年度の教育施策は、まちづくりの基本理念として安心・快適、交流・活気、個性・創造、共生・調和、また自主・協働の5本の柱を立てて、この基本理念を踏まえまして町の建設計画の基本方針として6分野を制定しております。そして総合計画、基本構想に引き継がれております。教育・歴史文化分野においては、伝統の未来、心豊かな人を育む千年のふるさとづくりとした基本方針は、まちづくりは人づくりであり、本町のよさを再認識しながら个性的で魅力ある人と文化をはぐくんでいく町を目指しつつ両方とも充実させていくことを重点に取り組んでいるところでございます。

学校教育におきましては、児童生徒の育成は子供一人一人の能力や個性、あるいは適正に応じた教育を重視して、生きる力をはぐくみ、社会で生きるための基礎、基本を身につけるために学ぶ力と確かな知力の育成、豊かな心と言葉の育成、健康な体と強い意志の育成、信頼される学校づくりを柱に小規模校の利点を生かして児童生徒の個々に応じたきめ細かな指導で、基礎的・基本的な学習内容を確実に習得させる教育活動を行っております。

このような中で、小中学校の体制見直しや教育環境の整備から学校統合への検討は避けて通れない重要課題であることは十分に認識をしているところでございます。県内でも当町と同じような人口、あるいは地域を持った町においてこのようなことに取り組んでいる行政もございまして、例を挙げておきますと松崎町がそのような計画を進めて、統合に向かって今推進しているところでございます。そのような町の情報交換等を今後しながら検討していく必要があるかというふうに思っています。進めていく上で検討委員会の設置、あるいは地区懇談会の開催、諮問・答申の検討、条例改正等と、またそれと並行して廃校とする施設の活用についても結果を出していくことが住民の皆様に御理解をいただける手順だというふうに考えております。

以上であります。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） ありがとうございます。

初めに言いましたように、私の質問、広範囲にわたっておりますので、許された30分の中でどれだけのことが言えるかなんですが、今、教育総務課長の御答弁にあった教育関係のほうから少しスタートかけさせてもらいますが、6月の議会で前町長、杉山町長の答弁にありました今の課題の、特に小学校の再編、あるいは統合、これにつきましては、あのときに私唖然としたといえますか、びっくりしたんですが、南部小学校は来年から複式だと、こういう可能性が十分あるという話がありました。さらに、翌々年になりますと2学級、さらに2年後にいくと第一小学校、あるいは中央小学校と、こういったところへ波及していくにもかかわらずまだ検討は進んでいないということでありましたので、現状ですね、来年南部小学校はどうなるのか、この辺のところ。それから、その翌年はどんなふうになっていくのか。とりあえずは火のついたところについてのお答えをいただければと思いますが、お願いいたします。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（山田俊男君） ただいま原田議員のほうから南部小学校、確かに前回の議会の中で南部小が複式学級に、2年、3年生がなるというようなお答えをしてあろうかと思いますが、今年11月に入りまして、対象児童1名の転入がございました。したがって県で示す複式学級の人数に達していないというか、基準を1人上回っておりますので、来年度において、今時点においては複式学級になるということはございません。ただ、その中で23年度以降の人数等については増減がある可能性がございますので、例えば第一小学校、あるいは中央小学校の複式学級になる可能性のある年度を今の時点で申し上げますと、第一小学校においては25年度の2年、3年生、それから中央小学校においては27年の2年生、3年生というような推計がされます。くどいようでございますけれども、先ほど申しましたように、これにおいてはその年度年度で人口の増減がございますので、その年度において基準日に、例えば今で言いますと9月1日が基準日になっておりますけれども、そういったところで判定をしていく。あるいは県の御意見を聞いていくという方法になろうかと思えます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） ありがとうございます。

実は、私、基本的にはこの我が町が、非常に速いスピードで人口減少が進んでいる、さらには児童数の減少、そして現象として4校あるという小学校が歯抜け状態のような形になっていくというのを目の当たりにしながら政策がなかったのではないかということなんです。こここのところに問題があるかと思うわけです。ただ学校を統合するだけではなくて、やはり附帯的ないろいろな事業、地域の活性化策、いろんなものを絡み合わせて進めていく必要

があろうかと思うわけなんです。こういった進め方について、なるべく早いスピードでこれを進めていただきたいわけなんです。町長にお聞きしたいのは、その辺のところをどのように進めていったらいいのかということをお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 人口が減少し少子化が進む中で、学校の再編という問題は早かれ遅かれ出てくる問題、既に複式が話題となったように、喫緊の課題であると原田議員からも御指摘いただいておりますけれども、そういう中で早速そういうことも検討していかなければならない。ただ、なかなか学校の統廃合というような問題になりますと、今までの実例を見ても、なかなか地域の中での学校の存在感といいますか、シンボルとしてあったり、あるいは地域コミュニティの中で深くかかわり合ってきている、そういう状況もございます。そして一方に、これも選挙のときに回ってみて、ある若いお母さんだったですけども、やっぱり余り少ない人数の中で競争を伴えない教育の中になると、どうしても子供の成長に心配があるということで、できれば早く統合をしていただきたいというような御意見をおっしゃるお母さんもいらっしゃいました。そういう声も受けとめながら、早速そういう検討は進めていかなければいけないというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 教育についてはもう一つだけ触れさせてもらいますが、先ほど教育総務課長のお話にありました松崎町、先進地の事例。こういったことは研究に値するものであろうと思います。私は6月の議会でもこのことに触れて、実は農林水産省、そして総務省、文部科学省、ここが協調してやっております子ども農山漁村交流プロジェクト、こういったようなものの導入をしたらどうだというようなお話もさせてもらいました。こういった具体的なプロジェクトが国には用意されている。あるいは県でも川勝知事がこれに深くかかわっておりますので、こういったところをいち早く我が町に導入しながら、そして廃校を活用するなりして、そしてむしろ地域の活力が育っていくんだと。あわせて子供たちのその教育環境もつくられていくんだというような、こういった複合的な処理がぜひとも必要だと思うんですが、その点については町長、いかがでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まさに議員がおっしゃるとおり、それぞれ教育ですとか、分野として分けられてはおりますが、それはすべて地域の中での営みでございますので、すべて連携しながら町が成り立っている。そういう中で教育という部分から手をつけることによって地域の活力につながっていく、産業振興につながるということも当然あり得ますので、そういう意味でそういういろんなプロジェクト等をもっとしっかり情報を早く得て、取り組めるものについては取り組んでいけるような体制を整えていきたい、そう思っております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） ぜひそのようにアンテナを高くして、それぞれの部署がまた関連し合

って、協調し合って、連携して、こういった教育問題のほうにも取り組んでいただきたいと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間の関連で、教育はここまでにさせてもらひますが、主に産業経済というような分野のところでお伺ひをしたいと思ひんですが、さきに言ひました人口減少が著しいというのひ、私どもこの町が誕生してこれ4年たったんですが、実は4年間で680人ぐらひの減少をしておりまひ。7.3%、これ10年間に換算しますと1,700人、18.2%が減少していくという、こんな状況になるわけです。

こういった中で、この町をどういふふうに、基礎的自治体といひますか、この町を存続させていく。こういった現象を理解していかないと、ただ夢物語を言ひていてもだめだろうと思ひます。そういった意味で、さきの新しい時代への対応ということひ広域的な連携強化というように大きなテーマとして取り組んでいきたいというお話がありました。私は、この地域は生活圏、あるいは経済圏と言ひたらいいでしょうか。島田、榛原という一つの流域の中にあろうかと思ひます。

その中で、例えば私どもは、島田は私どもの経済圏だ、生活圏だといひても、例えば島田、榛原のほうから見たときは、川根本町取るに足りないというふうに見られたら、これ何でもない話でありますか、ここで先ほど同僚議員が申し上げておりまひした青部バイパスの道路についてのことになるわけですが、ここが大きなネックだということひ、実は下流側の都市部の市町が言ひていることひあります。連携をするには、広域的な連携強化を果たすということひ、これは青部バイパスが一番のネックだと、こういふふうに申ひしているわけひあります。

もう一度お聞ひしたいと思ひんですが、青部バイパスについてこのからの取り組み、こんなことも含めて町長のお考えをもう一度確認をさせてもらひたいと思ひます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 青部バイパス、今御指摘のように大変大事な道路だというふうにお思ひておりまひ。政権が交代して、陳情、要望については一元化を図るといふことひの中で、原田議員にお願ひすることも大変これから多くなってくるかと思ひますけれども、またその点についてはよろしくお願ひしたいと思ひておりまひますけれども、いずれにしてもコンクリートよりも人という流れの中でなかなか道路予算は取りにくいという部分がございます。きのうのお話ですと暫定税率も維持されるというように流れになっていくのかなというふうにお思ひておりまひますけれども、いずれにしても公共事業への予算はむしろ減っていく。そういう時代背景の中で道路を絞っていくということひになりますと、現在2つバイパス、それから上長尾のバイパスの問題もござひますけれども、できるだけ優先順位をしっかりとつけて、既にそういうことひで国・県に対しても優先順位をつけて要望しているところひありますが、現状では要望を積極的にやるということひと、それから、何とかこうその道路の需要を増やしていく。そのためまちづくり、元氣な活性化ということひになってくるんだと思ひますけれども、観光客が入って来れるような環境をつくっていかねばというふうにお思ひておりまひます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 今陳情というお話がありましたが、私はこの陳情ということ自体がなぜか古めかしい制度だなというふうにも思っておりましたが、しかしこれは我が国の、日本の政治文化といえますか、そういうものでありますし、また新しい政権になっても要望、陳情ということは受け付けると。ただ方法がですね、陳情団を繰り出していき、こんなようなことではなくて、基本的には書類をもって申請をしていくということになりますが、この青部バイパス、あるいは今、町長が触れられた道路の話、従来はどのような形で陳情、要望がされていたか。今回はといいますか、新しい政権といいますか、なってから、国にどのような形でされているのか。わかりましたら御説明をお願いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） お答えいたします。

昨年までの陳情でありますけれども、期成同盟会等を通じまして、町村会経由、また自由民主党、それから民主党でありますと平成21でありますけれども、こちらのほうへ提出をさせていただいておりました。本年につきましては、さきに民主党の通知等にもございましたように、実際の意見、要望等を国につなぐ新しいシステムということで、本年は、来年度要望といたしまして政治主導の予算編成を目指しております政権与党の民主党、こちらのほうへ12月2日に書類のほうを出させていただいております。日付につきましては11月28日付ということでございますが、こちらは県の民主党本部のほうへ出させていただくわけですが、先ほどの町長の答弁中にもございましたように、本町の原田議員様を経由して要望を出させていただいたところでございます。

なお、この要望事項につきましては、従来は国道362号線の青部バイパス、それから富士城バイパス等を継続で行っておりましたですけれども、今回新規に上長尾バイパスを合わせまして、1番の順位として青部バイパス、2番に上長尾バイパス、3番に富士城バイパスという形をお願いをしているところでございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） ありがとうございます。

実は陳情ということで、これは青部バイパスが昨年までどういう扱いになっていたかということは私は存じ上げておりません。今年が一番初めに青部バイパスだということでの優先順位をつけさせていただいたということのようですが、昨年までこの青部バイパスというのはどのような形で国のほうに要望がされていたのか、確認をさせてください。

議長（板谷 信君） 建設課長、わかりますか。建設課長。

建設課長（大石守廣君） 青部バイパスに関しまして、昨年までこういった形で陳情していたかという御質問でございますけれども、青部バイパスは現在進行中のバイパスでありますので、特に文書とかそういったもので、陳情書という形では陳情をしておりませんけれども、



折に触れて口頭で話すという形で行ってまいりました。そして富士城バイパスの関係ですけれども、これは静岡の自治会と本町の間で期成同盟会を設けまして、陳情をしております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 結局国のほうへどういう形で伝えてあったかといいますか、要望されていたかというところが、やっぱり先ほど町長のお話にありましたように、いまだ、まだ時間がかかるというような答弁の内容になってくるんじゃないのかなと思っています。ぜひ町を変えるということですので、こういったところに対してもかなり強い要望を持って国、あるいは県のほうへ、我々の町のことを伝えていただきたいと思いますと思っております。

それで、実は先ほど申し上げましたこの道路が、青部バイパスが1つの条件ではないかという、この観光立町を持っていく上で大きな条件になっているわけなんですけど、実はこの日本もこの政権がかわって、先ほどコンクリートから人へというようなお話もありましたが、国土交通大臣の前原大臣が、観光は財政出動をしなくてもできる経済対策であると、こういうふうに言っておられるわけです。そしてビジットジャパン、平成23年度に1,000万人の外国のお客さんを迎え入れようとしている、こういったようなこともプロジェクトとしてやってきております。こういったところから、どうしてもこの観光立地をしていくんだと、私、後ほど触れます茶業と観光の融合ということは大事なことだと思うんですが、まず観光立町ということ掲げて、そしてこの青部バイパス、どうしても必要なんだというような、しっかりしたこのまちづくりのコンセプトといいますか、それをやっていかないと、青部バイパス完成が25年度以降になってしまうなんていうことを容認しているようでは、やっぱりまずいと思います。観光というものを強く打ち出していき、そんなようなところでの道路というものもあわせて整備をしていただく、この辺についてのお考えはありますでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） バイパスがどんどんおくれていくことを容認しているということではなくて、積極的に進めていかなければならない、そういうふうには思っております。

それと、どうしてもあの道路をこうスムーズに通すために、現在観光シーズン、交互交通をやっているわけですが、これについては従来町が単独でやっていたものを、今年度からは県も理解してくださって、土木のほうでやってくださっているということでございます。これは一つ、観光地にとって道路が大事だという認識を県も持っておられるというふうに思っております。しかしながら現実にあそこが渋滞することによって観光のお客さん、1回来て2度目に来るときに、1回目に困難だったことを思い出してあそこへ行きたくないよというようなことも当然起こりうる話でありますので、これについては、いずれにしても国・県にお願いして進めなければいけない事業でありますので、スタイルが古いかもしれませんが、要望は今後ともしていかなければいけない、そういう背景もございまして、要望の活動のあり方が違った中でも、あえて名古屋の中部整備局へお邪魔いたしまして、そういう懇談の機

会を持たせていただいたわけであります。これも砂利運搬というような関係の話もあるわけですので、そこら辺と結びつけて何とか早急な開通をお願いしたい、そういう部分を訴えたくて行ってまいったわけであります。

それと、やっぱりいずれにしても道路というのは、現実問題として不都合が生じてくれば整備も進んでくるというわけでありますので、もっと観光のお客さんが入って来られるような、観光のまちづくりとしての柱をしっかりとさせていかなければいけないというふうに思っています。お茶の関連も含めて、またよろしくをお願いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） ぜひともそういった向きをお願いをしたいと思いますが、地域の元気再生という柱の中に、町の持ち味を生かした物語づくり、ブランド化戦略、あるいは川根茶のブランド化を図るとともに販売促進による農家の所得向上、茶畑南アルプスの風景を生かしたお茶街道沿線一帯の観光振興、こういったようなお茶と観光、これについての町長の所信があります。これについてももう少し具体的なものを描きたいと思うんですが、それについてお考えがありましたらお聞きをしたいと思えます。

議長（板谷 信君） いいですか。もう少し具体的に聞いてもらわんと答えようがないんじゃないかと。

6番（原田全修君） すみません。それでは、農家の所得向上ということがありました。結果的にここへ持っていくためにはどのような目標、あるいはどのような施策、こういったようなものがあるかということをお聞きします。観光と絡め合わせてもらって結構でございます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） この地域の農林業、農業の振興でありますけれども、まずこの地域にある物産、お茶、それからしいたけ、その他最近ですと自然薯ですとかトマトをつくる方があったりとか、柚子に取り組む方があったり、そういう意味でお茶一辺倒から他の新しい作目に手をつけようという動きも出てきているんじゃないかなというふうに思っております。

このような中で、お茶につきましても、てん茶工場については残念ながら頓挫している状況でございますけれども、先般の知事がお見えになったときにも、この地域におけるいろんな緑茶を提供していただきました。そして、てん茶につきましても大変味がよくて、川根のダージリンだと言ったら、いや、そうじゃないんだと。ダージリン以上なんだ、そこを言わなければいけない。町はいいものをつくりながらその使い方が下手だということをおっしゃったわけです。

その使い方というのは、例えばお茶で言いますと、どういう飲み方があるのかという、そういうお茶の使い方の提供の仕方という部分と、それからもう一つはお茶にまつわるいろんな文化がございますけれども、それらを地域おこしの中に使い込んでいくといいですか、そういう部分で下手なんだというような意味合いがあったかというふうに思っていますけれど

も、そういう意味で、私が先ほど申し上げましたのは、これも知事のお話からヒントを得たわけですが、グリーンティー・ガーデンです。知事はかねがね日本はガーデンアイランドだというような、海洋文明史観の中もおっしゃっておられますけれども、その中で、この地域はお茶を中心としたグリーン、これが美しい地域でありますので、これをグリーンティー・ガーデンと位置づけまして、そこの中での事業展開、さまざまなものが考えられるかと思えますけれども、それらを考えていきたい。より具体的にというお話の中では具体性がいま一つ欠けてはおりますが、考えていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） そのような答え方で結構だとは思いますが、さらに私としましては、幾つかの情報の中で、実はこの前、川勝知事も知事広聴会の中でお話がありましたアメリカのウィスコンシン州の長官が日本茶を広めていきたいというお話があると。キッコーマンの販売ルートといいますか、そういったルートを使ってという、こんな話もありました。実は、この話は8月くらいから我が町にもその情報が入ってきて、一部メーカー、地域のメーカーがそれに研究着手していると、こういう情報もあります。こういったようなところで、中国の先ほどの竜泉市との連携、私はこれもいいと思っています。ぜひやるべきだと思っています。

そういったようなことで、具体的にそれをどう進めていくかというものが、進め方が問題になるかと思えます。こういったような、特にうちの中だけで考えるんじゃなくてといいますか、おいしいお茶をつくるというだけじゃなくて、川根茶の従来のブランドを守るといっただけじゃなくて、それを発展させるというところについて、私が今申し上げましたような形で考え方がありましたらお答え願います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） キッコーマンを通してのペットボトルについては、私も町長に就任して初めて知ったわけですが、前町長との引き継ぎ書の中にそれが書かれておりまして、業者の方ともその後お会いしまして、そして担当のほうにも話をして、一応それは県のほうのお話も進んでおります。その部分についてはまた後ほど担当課長のほうから経過等について御説明をいただきます。

それから、竜泉との姉妹都市提携の話でございますが、これについては知事広聴の後、知事と駅伝のとき、ちょうど道端で通りがかりまして大きな声で呼びかけたんですが、そうしたら知事が寄ってきてくださって、実は、早速その話については総領事に話をするから積極的に対応してほしいというお話をいただきまして、実は明日、18日ですが、県の国際室から理事がお見えになっていただける、そういう手はずになっています。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 地元事業者が緑茶ペットボトルをアメリカに輸出するというところについてですが、アメリカのウィスコンシン州の現地法人キッコーマンの子会社の配送ルー

トを利用して販売することになっておりますが、配送ルートは協力が得られますが、販売店へのセールスは個々に行う必要があり、現地スタッフが必要ということです。県によりますと、現在4社が打診しまして、3社は検討中、1社は手続を開始しまして、サンプルをアメリカに送った状況です。

なお、県の担当者によりますと、輸出が可能かどうかの見きわめを4社の様子を見て判断するので、早急にアメリカへ輸出するよりも4社の結果が出て、可能であれば輸出を検討されることを勧めたと聞いております。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 現況はわかりましたが、実はそういった新しいメニューが生まれてくる可能性があるわけですので、さきに小藪議員のほうからの提案もありましたが、関連する諸団体といいですか、関係者で、情報交換会、あるいは検討会なり、こういったようなものをやはり今のようなテーマも含めて進めていくような、実はお茶に関してはこの川根本町はもう何でもやるんだというくらいの強い意志を持った体制をつくっていただければというふうに思っております。

こだわりのお茶ということで、本当に何とかこの川根本町でこのお茶にこだわって生計を立てていく、世の中にこの川根茶ありということで頑張っていきたいということで必死になっているグループもあります。こういった方々が、もう既に一昨年になりますが、検討会を催したところに私も参加をさせてもらいました。やはり行政というところが、勢いがつくまでは面倒を見てもらえないかというふうにご思うわけですが、今までのようなことを総括しましてこれからの体制をどんなふうにしていったらよろしいのか、そんなお考えがありましたら、町長からの御答弁をもらえればと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） いろいろ御提言ありがとうございます。

いずれにしても、地域の持っている資源、そしてそれを地域の人間がどう生かしていくかということですので、地域にある人材、いろんな方々の御意見を求めながら、もちろん外部の方、あるいは現実に企業にかかわっている皆さんですとか、いろいろそういう者が一堂に集まって議論できる、あるいはその分科会的な形でそれらが統合できるような、そういう機会を持ちながら、町を挙げて、町の力を総動員して何とかこの地域の元気づくりをやっていかなければいけないというふうに思っています。ぜひまたいろんなアイデアがございましたらお寄せいただきたいと思いますというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） ぜひともよろしく願いしたいと思います。

先ほど言いました、話をもとに戻して、さきのほうに戻していきますが、雇用の確保というところで少し触れてみたいところがあります。

実は、私は以前から町営バスの運行についてのことで、こういった議会でも取り上げさせてもらいましたが、8月の時点で町営バス南部路線、これが大新東さんから武州鉄道さんですか、こちらへ移ったと。競争入札をした結果、そうなったということではありますが、実は私は前々から言っておりますこの地元には、こういったところのノウハウや、あるいは非常に有利な情報を持っている企業も存在しているんだと。具体的に言えば大井川鉄道さんであるわけですが、どうしてこういったところとの連携ができないのだと言ってきたわけなんです。今回非常に有利な条件で大井川鉄道、非常に有利な条件であるにもかかわらず武州鉄道さんが入札、落札したということを知りました。その辺について、何とか納得するところが私にはありません。

実は、大新東に勤務していた2人の若者が、これを機会といいますか、新しい会社にバス運行が委託されたことによって大幅な給料のダウンということから、やむなく退職せざるを得なくなったということで、失業者がそこに発生したわけがあります。雇用の確保ということをお願い文句にしてさまざまなことをやっておりますということをずっと常に耳にしておりましたが、現実はそのようなことではないということなんです。この大新東から武州へ移ったと、この辺についてわかる範囲で、発言できる範囲の中で説明をしていただければと思います。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽根田泰一君） ただいまの質問についてお答えします。

この件については、南部地区に路線の管理運営業務であります。現在は北部、南部ともバス路線対策委員会ということで見直しを実施しています。今回議員が言われる大井川鉄道ですか、の落札がなかったということですが、これについては5社を指名し、うち2社が辞退しまして3社の入札を行いました。結果ですが、予定価格より落札額が下がって、低価格で出したところは武州総合と大鉄アドバンスでした。ただ、どうしても入札ということは、最低価格のところと委託業務をすることになっておりますので、武州総合サービスということになっております。

また、若き2名の方が雇用の問題、今言われましたけれども、2名のうち、私の知っている範囲では現在1名が武州に入っていて、もう1名は地元の自動車関係の仕事に従事していると聞いております。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 競争入札を否定するわけでもないわけなんです。私はこの町が置かれている現状というものは何だといいますと、先ほど言いましたように10年間で1,700人も減っていくんだというふうなところを置いたときに、どうしても働く場所をどうやって確保していったらいいのか。定住化をどうやって進めていったらいいのか。こういったところへいろんな角度で切り込んでいかなければならないだとうと思っています。一つ一つの事業を大事に見詰めていく必要があるかと思っています。競争入札といっても、指名競争入札という

方法もあります。あるいは提案型といいですか、そういったような入札の方法もあるわけです。

そういった形で、この地に有利なといいですか、この地の住民が喜ぶような発注方式、こういったようなものが大事だろうということで、このテーマを常に私は取り上げてきているわけなんですけど、似たような話がこれから出てまいると思います。それは、公の施設の管理をする上において、例えば指定管理者、こういった方々をどのようにこの町の地元の業者といいですか、グループといいですか、こういった方々を成長させて、そして受注をさせていくというような、ある意味では行政主導型とっては言い過ぎかもしれませんが、そんなようなことも考えながら雇用の確保という、公共事業を発注する上においてはその辺のところをやっぱり相当意識した発注の仕方があるんじゃないかなと思うんですが、そんなようなことで発注の仕方、指定管理者、こういったようなところへの発注の仕方、この辺について、今後どんなふうにしていったらよろしいかということをお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） お答えいたします。

議員が申し述べられましたように、現在町においては、御承知のとおり指名競争入札を実施しております。業者選定については指名委員会において選定をするものでございます。また事業内容によっては、事業実施における手法、また金額提示等をあわせて中でプロポーザル方式ですね、提案型、このような方法もとっておるところでございます。地方自治法施行令において随意契約という方法の選択もございますけれども、これらについての実施もしておるところであります。

平成20年度からは指名競争入札において低入札、ある一定の額を下回るという低入札がございますけれども、この低入札制度を導入いたしまして、価格競争による事業の品質低下防止等にも努めております。また、各事業の仕様書等がございますけれども、これらについても事業遂行のために、効果的に完了するようということで、仕様書作成等について努めております。

それから、御質問の中にありました公の施設の指定管理等についてでございますが、公の施設の指定管理については、これは行政の本来の契約関係に基づくものではなくて、行政が管理するものについての指定管理者に対する執行でございますので、本来の競争入札というものは存在しないんですけれども、今回と、先般「もりのくに」についても行いましたけれども、公募による場合についてはプロポーザル方式等を採用した中で、例えば議員御指摘のような地元の方の優先とか、そういう面、それとか経営の安定性とか、総合的なところを判断した中で指定管理を定めていきたいというものでございます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 町営バスの入札についてちょっとまた振り返ってみますが、今、総務課長が言われた低入札制度といいですか、これは下限値というものが設けられているわけで

す。これよりも下回ったような入札だと、これはもう無効だといいますか、差し戻しということになると思うんですが、実は今回の8月のこの南部路線につきましては、そういった制度があるにもかかわらずこれが機能していなかったのではないかという感じがいたします。といいますのは、予定価格というのは当然ながら発注者側は持っているわけなんです、それを下回っているのが2社いたと。その中で大鉄さんと武州さんがいて、武州がさらに下回ったからそれが落札したんだということなんです、予定価格を下回っているということ自体が、そこにガードがかかっているべきではないかと思えます。

ですから、その辺のところをもっと、実際のその生活というものをよく吟味をして、そして予定価格というものを設定していかないと、やっぱり価格競争で負けてしまう。そんなようなことがあろうと思うんですね。その辺の低入札制度なるもの、この辺についての機能がもっと発揮できるようなことについて改良を加えていただきたいと思うんですが、それについてはいかがですか。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 低入札制度でございますけれども、これは正式に言いますと低入札調査制度でございますけれども、予定価格から一定の額を下回った者について、先ほども申しましたように品質低下を防ぐということで後日審査をし、その審査の結果決定をするというものでございます。

なお、この審査については、入札に参加されました各業者様にも了承のもとで後日審査ということを決定させていただいているものでございます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） その辺についてはまた今後の課題ということで私はとらえて、これについては終わりますが、最後に、時間がありませんので最後に絞ります。

林業及び木材産業の振興ということで、これはこの地に94%もの森林を持っている我が町が、ほとんどまさにこの木材産業というものが生きていない。非常に問題だろうと思います。森林保全ということはもちろんなんです、やはりここに雇用の場というものをどうやってつくっていくのかということは、やっぱりこれもお茶と同じように真剣に考えていかなければならないことだろうと思っています。国家的課題でもありますが、この町の力を入れるべきものではないかと思っております。

そんなところで、私は二、三年前、平成18年、19年、デモンストレーションということで久保尾区の山、民間の山をお借りして、浜松の重機メーカーの新鋭の機械をお借りして、集材作業のデモンストレーションをやらせてもらいました。これは個人的にといいですか、私のグループとしての活動であったわけなんです、これは大変な反響を呼びました。そしてその効果があったのかわかりませんが、現在も国の指導で今モデルとしてやっておるといふうに聞きます。非常にこの木材産業、森林作業、大変な時期に入っておりますが、積極的にそういった活動をする。積極的にモデルを導入する。こういったことによって国や県はや

はり注目をしてくれます。こういったプロジェクトをぜひ興していただきたいと思うんですが、その辺についてのお考えがあったらお答え願います。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 現在森林組合において鋼製の林業機械等を購入しまして、低コスト化に努めていくということで今からやっていきますので、またよろしくお願ひしたいと思いますが、町におきましても材価の価格の非常に低迷している中でも、何とか有効にかつ換金できるよう林家や事業者の皆様は技術を蓄えるよう、森林組合とともに鋼製の林業機械を生かした森林施業を目指していきたいと思っております。

また、菌床しいたけの製造施設が12月に完成しましたが、その場においてもパートさんではありますが、十数名の雇用ということもありますので、これも産地化ということで今後支援していきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 国の第2補正予算、追加経済対策に間伐材の利用拡大による林業再生や中小企業資金繰り支援などで景気を下支えするということが、記事が12月8日の新聞にありました。間伐材の利用拡大、まさに今私が申し上げているようなテーマの中の1つになってくると思うんですが、この辺について第2次補正予算、すぐに始まってくると思うんですが、これについての備えはいかがでしょうか。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 平成20年度に川根本町の特定間伐等促進計画というのを樹立しました。こうすることで、積極的に森林施業に取り組んでいくとしておりますが、その中でも間伐の切り捨て間伐から利用間伐に取り組むことを重点目標としてやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 最後の質問になります。

今のようなことも含めて、総合計画21年度、23年度版の実施計画では、22年度から基幹作業道の開設が3件登場してまいります。主には徳山から下泉にかけての山林になってくるわけなんです、ここに22年と23年の2年間、それ以降はわかりませんが、少なくともこの2年で3カ所1億8,000万の道路の改良費が計画の中にはあると思うんですが、私はこれももちろん否定するわけではありません。作業道、林道、大事なものだと思うんですが、私はこういったようなもの、こういった資金、資本をもっと林業の活性化という本来の、あるいは木材産業の活性化という本来のところにもう少し研究費、あるいはそういったようなところに事業をつくっていくという努力が必要ではないかと思うんです。林道、作業道、これも農林業の予算とはいっても、1次産業の予算とはいっても、これは実際の林家、あるいは木材産業に携わっている方々の懐に入ってくるものではないんですね。ですので、そういった事



業をぜひとも今後の予算の中に反映をしていただきたいと思います。そんな思いがいたします。その辺についてのお考えとございますか、をいただいて、質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに原田議員のおっしゃるとおり、林業振興、あるいは観光振興と言いながら、それが道路の整備であったり遊歩道の落石防止であったり、本来のその振興につながっていない、そういう部分があることは間違いございません。そういう中で、本来その林業振興に結びつくような調査なり研究なり、もう少しそういうことをしっかりやるべきではないかという御提案については全くそのとおりだというふうに思っております。困った、困っただけではなくて、もっとこう前向きに林業の振興について話し合っていけるような、そういう機会を設けていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） これで原田君の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。再開は午後 1 時からです。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続いて一般質問を行います。

9 番、市川昌美君、発言を許します。

9 番。

9 番（市川昌美君） 9 番、市川でございます。初めての一般質問で、4 年間のブランクがございましたものですから、なかなか数字的にアバウトなところがございますけれども、その点、また間違っておりましたら御指摘くださいますように。

10 月に行われた町長選挙、議会議員の選挙が終わって 2 カ月余りになります。前任の町政、議会議員の真意を問う同時選挙でもありました。佐藤町政の誕生と新しい議員が決まった町政に対する有権者の意識の変化、選挙の大切さを見つけるような激しい意識の変化は今までにないものでした。

合併してこの 4 年、川根本町の行政を町民として普通の目線で見たととき、行財政改革という錦の御旗を掲げながら、農林業センター建設、間伐材の活用によるバイオ燃料製造プロジェクトから一転して、成立から確保まで約 3 億とも言われるてん茶加工施設も当初予算では成立しましたが、1 カ月で採算が合わないからと当事者がやめてしまった。これはとんでもない不祥事で、私も余り例を見たことがございません。今度は二転、三転して菌床工場を補正で上げてつくってしまった。何でもいから上程した予算は使ってしまえとは驚きです。

総合支所なのか地域振興センターなのか、建設されました、3 億 6,000 万。合併協定書に

も総合支所については合併後速やかに地域防災、地域振興の拠点としての機能を備えた庁舎を建設するものとする、そう約束されております。試算もされております。平成4年に建設された現本庁舎に要した標準価格、算出された数値は1㎡35万2,100円より試算しますと13億1,200万。現在建造された支所の総工費を入れても1㎡単価は9万6,644円。常識を超えた格差だと思いませんか。バラックです。2階につくるはずだった本庁舎に準じた防災施設はどこへ行ってしまったのか。町長、これでいいですか。

追い打ちをかけるように昨年の12月11日、定例会で課の設置条例の一部を改正する条例が改正されて、5課にいた課長が観光課1人になってしまった。提案理由は、職員数が186から163人になる見込みである。本町の経常収支比率が97.1%、県下平均83.6%より高いから、同規模団体の平均職員数130人程度に近づける必要がある。組織の見直しに向けて住民サービスが低下しないこと、簡素で効率的であること、指揮命令云々は役場内のこと、職員数に対応した体制に移行するためだということでした。同規模団体の平均職員数は130ではありません。流動的ながら合併当時人口9,717人の試算では115人。今年11月1日現在、8,600、端数はいろいろ数字が変わるものですから、私の数字では8,666人になっておりますが、102人程度です。経常収支比率は職員数が減れば下がります。正当な提案理由が見つかりません。合併で肥大化した役場組織がそのまま町民の財政を食い尽くす危険があります。

平成15年2月12日、川根地域合併協議設立準備会設立から平成15年10月31日、第1回合併協議会の開催、足かけ3年の間、各界から選ばれた委員25人、全庁の職員ともども議論を重ねて協議会で決定。両町議会の承認の議決を得て、石川知事、両町議会議長立ち会いのもとで、両町長が合併の協定書にサインしたいきさつがあります。これはお互いの信義の問題です。時間の制限がありますので、通告した質問に入ります。

合併から4年、住民サービスの低下、公共料金の値上げは目に余る状況にあり、工事の入札指名、公共の仕事の配分の不公平に対して、町民から非難の声が高まっています。茶業を含めた農林業の経営は限界に達しています。合併後定着したとは言えない現状をどう打破して地方自治体として生き残りを図るのか。佐藤町政の方針を具体的にお示しいただきたい。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 市川議員の御質問にお答えいたします。

合併から4年が経過いたしました。この間に行政全般について格差が生じているので格差是正をという御指摘であります。行政は、当然のことながらすべての町民に対して公平公正を旨として業務に当たっているわけで、行政サービスに格差が生じるなどということがあってはいけませんし、またあるはずがないことだというふうに思っております。御指摘いただいたところに触れながらお答えをしていきたいと思っております。

まず行政の住民サービス、これが低下しているという点についてでございますけれども、川根本町における事務組織及び機構についてから始めます。

新町に至る両旧町においては、平成15年10月31日から平成16年9月21日まで13回の合併協議会を経て、平成16年10月4日の合併協定に至りましたが、その協定書は25の項目であります。

事務組織及び機構については、合併時に本町7課1局1室、総合支所5課が設置されましたが、この組織が協定項目としてではなく、新町の事務所の位置の確認事項を踏まえ、本町及び総合支所の機能の確保ができるよう基本としたもので、住民サービスが低下しないよう十分配慮する、簡素で効率的である、町民にわかりやすく利用しやすい、新町建設計画が円滑に遂行できる、行政課題に的確に対応できる、指揮命令系統がわかりやすく責任の所在が明確である、これらを整備した組織、機構であることとして協定されました。

合併後3年半を経過した本年4月1日に、これらの課題を踏まえた中で本町に7課1局1室、総合支所に3課と他4室を設置したところであります。命令系統や責任所在の明確化、また他課との連携などによる効率的行政運営などから本庁に課機能を集約し、総合支所には文化会館やB & G海洋センター等教育関連施設が近いなどの効率性から教育委員会を、観光等施設や同事業の中心性から商工観光課を、住民への直接的サービスを低下させないような本庁各課に直結した4室を設置したものであります。

今後においても、協定項目に沿い、また新町建設計画を踏まえた総合計画に沿った行政運営を進めてまいりたいと思っております。

また、住民サービスの低下の中で、町民の健康づくり部門についてでございますけれども、各種検診、相談事業、健康づくり教室などの事業を行っておりますが、合併後、地域の状況に応じ、対象者が少ない等の地域の事情に応じ、会場の統合などを行い実施しておりますが、合併前とほとんど変わらない状態で実施されております。

その中で乳幼児の健診、3歳児までにつきましては、子供の数が少なくなった状況下で、近所の子育て中の親同士で話し合うこともできず孤立した状態になることを懸念し、1カ所で、これは山村開発センターでありますけれども、実施することが望ましいと判断し、今日に至っております。距離も遠くなり、移動には少し大変になった方もありますが、大勢の同じ世代が1カ所に集まることによって同じ環境の人と顔見知りとなり、話し相手も増え、保護者も生き生きとした顔で来場しているような、そういう状況でございます。

それから、水道料金の関係でございますが、簡易水道事業につきましては、合併前の旧町単位で施設の整備状況や借入金の残高が大きく異なっていたため、合併後も1国2制度により別々の料金体系で管理運営をしております。

旧中川根区域につきましては、施設の改良整備がおおむね終了しましたが、借入金残高が多くあり、これから返済のピークを迎えます。また、旧本川根地域におきましては、現在借入金はありませんが、施設の老朽化が進んでおりますので、今後計画的に配水管や浄水設備等の改良整備を行っていく必要があります。

また、過疎化や少子高齢化が進行している中、人口の減少に比例して水道の使用水量が減

少し、料金収入も減少している状況であります。そこで、同じ町民が同じサービスを同じ負担で、しかもできる限り安い水道料金で受けられるように、平成21年度から1国2制度を廃止し、平成21年5月検針分から水道料金の改定をお願いし、その結果値上げという形になりましたが、これからも一層の合理化と効率化により健全運営を目指してまいりますので、皆様の御理解とご協力をお願いしたいというふうに思っております。

次に、工事の入札指名、仕事の配分の不公平に対して町民から批判の声が高まっているという御指摘でございますが、工事の入札指名、仕事の配分につきましては、町道、農道等の土木事業を例にとりますと、これらの事業を計画するに当たりましては、各地区から提出されました要望書の内容を精査の上、町で実施すべきもの、県で実施すべきもの等に区分し、町で実施すべき事業については地区ごとのバランスや緊急度、事業効果、優先順位等の高い箇所、国や県の補助事業が活用できるものから実施をしております。

地区から出てきました要望書の中で、緊急度が特に高く工事費がおおむね50万円以下の箇所につきましては、小規模修繕工事によりその都度優先的に工事を実施しております。また、県で実施すべき事業につきましては、土木事務所、あるいは農林事務所等に要望を行っております。

なお、各地区からの要望書の取り扱いにつきましては、例年6月前に提出していただいておりますが、各地区のその後の状況等により追加の要望等が生じた場合には、随時要望書の受け付けを行い、緊急性のあるものにつきましては予算の範囲内で対処しております。

次に、業者選定に当たりましては、特殊な工事や専門的な技術を必要とするもの以外の事業につきましては地元業者を指名するとともに、実施事業に関する許可や実績を有する地元業者があれば、専門的分野でなくても指名選定業者として盛り込み、請負機会の向上などに積極的に対応しているところであります。

次に、発注に当たりましては、補助事業については補助金交付決定があり次第速やかに発注し、町単独事業につきましては地域のバランス、緊急度等を考慮し、発注が一時期に集中しないよう今後とも配慮をしてみたいと思っております。

次に、茶業を含めた農林業の経営は限界の域に達しているという御指摘に対してでございますけれども、まず農業、特に茶業についてであります。最近の茶業界を取り巻く状況は厳しく、年々緑茶、リーフ茶の年間消費量が減少傾向にあり、本町の現状を見ますと、過疎高齢化の進行による農業従事者の高齢化、後継者不足、傾斜地等地形的要件等から来る省力化、機械の遅れに加え、県内外の新興産地との産地間競争や茶そのものの流通、消費スタイルの変化によるリーフ茶の消費低迷等の影響もあり、地域茶業を取り巻く現状は大変厳しいものがあります。これらの課題に対応するため、町としても町単独事業により省力化、施設整備、茶園改植、自力作業道開設等の支援をしております。また、収益向上、コスト削減、安定経営の面から、緑茶加工施設整備に取り組みを展開していきたいと思っております。

また、産地として普通せん茶以外の新たな製造方法による茶の製造に積極的に取り組むた

め、現在取り組んでいる釜炒り茶に加え、新たな技術を導入した乾燥方法の試験製造にも取り組んでまいります。

なお、川根茶の持つブランド力の維持・強化と茶産地としての安全・安心な茶づくり産地からの情報発信を積極的に図っていくことが重要であることから、川根茶の流通の状況及びマーケティング調査等に基づく消費者に求められる茶、茶産地としての川根本町農業振興計画、仮称でございますけれども、の策定を進め、活力ある農業振興を目指していきたいと思います。

次に、林業についてですが、木材加工の低迷が続き、経営意欲の減退と森林管理の担い手不足などにより森林の荒廃が進んでおります。材価の低迷に対してですが、森林組合では昨年、高性能林業機械スイングヤーダーを導入し、本年度プロセッサを導入予定であります。これらを用いて木材の搬出コストを削減し、生産に係る林家負担の低減化を図り林業収入をふやしていくものであります。町においても施業に対する補助金支援をしていきますが、特に簡易作業路の開設については特に力を注いでいきたいと考えております。

林家や茶業従事者の高齢化や担い手の減少に対しては、それを補う森林組合を初めとする林業事業体の育成が必要であり、町としては継続的な事業活動ができるように県と協力しつつ事業者の新規参入や育成に努めていきたいと考えております。

なお、当町は大規模専業林家は少なく、ほとんどが所有山林10ha以下の小規模零細農林家であり、茶業振興策が林業振興策とも言えますので、農林家の皆様と協議を重ねながら施策を進めてまいりたいと思っております。

行政サービスが低下したとか、あるいはいろんな部分についての御指摘については、以上のようなわけであります。その上で、現状をどう打破して地方自治体として生き残っていくのかということですが、これにつきましては現在行政改革を進めているところであります。この行政改革を、先ほどの質問の中でも申し上げましたように、今後も引き続き継続していくことによりまして、この町が持続可能な自治体としてこれからも頑張っていけるように努力を続けてまいりたい、そう思っております。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 住民サービスの低下はないというように答弁を受けましたけれども、簡単な例を言いますと、課長がいなくて、だから決裁ができない。本庁へ移送するため簡単な書類申請が2日かかってしまうんですよ。これを住民サービスの低下と言わないですか。健康相談やメタボリック検診の場所がどんどん少なくなっていくんですよ、箇所が。ということは、高齢者の方などは遠くへ出かけていかなければならない。例えば北部の千頭東地区というのが一番大きいですね、部落としては。そこへ千頭、寺馬地区と西地区が入ると400戸ぐらいになるんです。そこを1カ所でやっているんです。高齢化になるのにどんどんそういうサービスが減ってくる。老人でもそうですよ。ひとり暮らしの老人、前は本当に薬まで保健婦さんが時間に持って行って飲ませてやった。ということは事故につながるものですから

そういうサービスもしていたんですけれども、今は何も、福祉事務所でたまに行くぐらいで。ひとり暮らしと、私もひとり暮らしです。ひとり暮らしというのは、本当に会話がないうです。ですからもっと特別なことをしてやらなくても、やっぱり訪問だけはしてやらないと気の毒と思っています。

ですから今の状況で、支所なんかこの状況で、対応できないときは町長、どうしますか。まずそれを1つ。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 住民サービスは公平公正であることは論を待たないわけではありますが、比較的その施設に近い人、遠い人、いろいろ存在していらっしゃるわけですけれども、遠くにいらっしゃる方はどうしてもそこまで出向いていかなければならない、そういう点で今まで近くにいた者が遠くに行かなければならないから、確かにそういう意味では低下したということではありますけれども、先ほどの健康診断等のお話ですと、逆に同世代の親御さんがそこに一緒に介することによって情報交換もできるとか、そういうプラス面もあるようであります。合併ということによって、一部にそういう不便になったというのは確かにあると思いますが、議員が御指摘するように、将来130名と前町長が申ししておりましたが、210名とかというような数字を想定いたしますと、職員の数はさらにこれから数十人減っていくという事態が想定されるわけで、その中で幾分かの不便というものは覚悟する中で、何とかこの持続可能なまちづくりを進めていかざるを得ないのではないかというふうに思っております。

それにしましても、できるだけマイナス分がないようには配慮していきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 何か職員が少なくてサービスに回らないような話ですけれども、いわゆるその平均的な職員数でいえば、今現在60人ぐらいオーバーしているでしょう。この60人ぐらい、いわゆるオーバーしているのに職員が足りないとなったら、丸きり対応できないじゃないですか。ということは、民間の事業者並みにやれとはいいませんけれども、やはりこれだけいろんなものが切迫している状況の中では、当然職員の尽力も必要だし、いろいろな意味で介護関係は福祉協議会へある程度移管しているような形でやっているもんですから。もっと僕は逆に職員が町民の中に入ってもらいたいんですよ。それで、中でどういう生活をしているか。ここで机に座ってパソコンさえ打っていたら何もわからないですよ。やっぱり実情を知るところから、皆さんの生活をちゃんと見つめて、それで対策を講じなければ、ただここで座っただけで。こういう事例がありましたよ。ごみを要するに出すのに、なかなかわからないからちょっと説明してもらえないかといって区長さんが言ったら、そういうものは書類で出せと、申請を。そんなもんじゃないですがね。やっぱり実情を自分の足で行って、ちゃんと行って見てきて、こういうわけでこういうふうにするんだよという指導ぐらい、一度ぐらいやってやらないと。何となく僕らはいつも前から言っているんですけれども、職員

というのは公僕で、就職するときには宣誓書をちゃんと書いていますね。補助金も税金も交付金も全部これは役場へ来るんじゃないですよ。みんな一般の町民に来るんですよ。だから町民は株主ですよ。だから、その仕事はやらせてもらって生活を支えている、それが職員じゃないかと思うんですけれども、いろんな意味でもう少し町民に、ここにおられる幹部職員から本当に自主的に優しくしてあげないと、ほかも同じことをやりますよ。これはもう答弁は結構です。

それから公共料金ですけれども、これは、水道、国保、介護保険、本当はこれ合併のときに低目に調整しようということをやったんですけれども、全部高目になっていますね。そうすると、やっぱりこれ年金生活者が、生活圧迫、生活できないんじゃないですかね。ですからこの辺も戻せとは言いませんけれども、もう少し血の通った解決方法をこれからいろんなものを模索していただきたいなと。

それから、入札関係も……

議長（板谷 信君） 市川さん、一問一答で。

9番（市川昌美君） 一問一答じゃなくて、答弁は要らないですから。

議長（板谷 信君） それでは一般質問にならない……

9番（市川昌美君） じゃ答弁してください。

議長（板谷 信君） 一問一答でやってください。

9番（市川昌美君） 公共料金。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 国保ですとかそういう、介護保険ですとかそういうものは、制度に基づいてできるだけ負担の上がない中でそれぞれの担当が検討して進めてきているものでありますので、計算の方法等についてはそちらのほうからあれですけども、できるだけ町民の皆様負担がかからないように配慮はしているということでございます。ただ、少子高齢化が進んでいく中でいろんな制度を担う人口構成のアンバランス、これがなかなかその制度を維持しにくい状況になってきているという現実があると思っております。その中で何とか制度を維持していきたい。そしてできるだけ負担も多くならないようにしたい。そういう中で現場も苦労しながら進めているところでございます。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） それでは、入札関係の問題ですけれども、町内の公共事業の入札指名で、長い実績を持つ業者が入札の指名選定から外されるということがあったそうです。また、申請にも相手にされないという声がございました。同じ町内で、発注された場所に近い業者に限られる現状は、町内ではいささか不思議に思います。

それから、先ほど問題になりましたけれども、この南部路線、いわゆるバスの路線の問題ですけれども、これはできたら、ちょっと地元の大鉄さんには恐らくこの一番大事なS Lとかいろんなものを運行している会社なもんですから、たしか助成金を出して応援して

いるんじゃないかと思うんです。そうすると何とか入札ではなかなかきわどい方々を相手にしているもんですから、なかなか難しい問題はあると思うんですけれども、何かその地元の業者をある程度優先できるような方策がないでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今の大井川鉄道の線路敷の基盤整備については、緊急整備ということで国交省の補助金をいただいて、その中で県も負担し、地元の関係市町も負担したということで、線路の基盤整備は努めてきました。バスも、その大鉄の関連の企業ではございます。そういう意味で、できるだけ地域の業者をというお話については理解できるところであります。

ただ、今回のその入札に至った経緯については、私はまだ就任前の話でございますので、よくわかっていない部分もございますけれども、できるだけいろんな地元業者に配慮しながら指名を行い、入札を執行しているという事実は間違いのないことであります。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 先ほどの指名、いわゆる選定に外れるというのは何かということはまだ答弁いただいていないですけれども。

議長（板谷 信君） 一問一答でやっておりますので、きちりこの質問というような形で、わかりやすいような質問にしてください。

総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 指名委員会のことについての御質問でありますけれども、先ほど原田議員のところでも説明させていただきましたけれども、本町においては指名競争入札を原則としております。これについて、この指名競争入札に関しましては、あくまでも指名につきましては、指名の申請を出した業者にということが基準になっております。それから、審査委員会等の審査においては、その事業を適正に遂行できるか等の審査を行った後に事業者の選定をしておるということで、事由等も明記した中で選定を行っております。決して不公平な選定を取り扱いをするというものではございませんので、御理解ください。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） それでは、最後に茶業、いわゆる農林業の問題でございますけれども、先ほども出ましたけれども、よく農林業の振興をどうしたらいいか、全く同じような答弁が返ってきますね。もう二十数年、30年近くなるじゃないですか。とういことは、もう今私たちも農家、大きな農家、いろんな小さな農家、あるいは茶商の皆さんも、大勢の方々にいろいろその現況を聞いてまいりましたけれども、もう限界ですね。大きな農家なんかでは、恐らくこの南部地区あたりでは60%ぐらいはもういつ倒れてもおかしくないような現況になっている。実際のところ、役場とか農協とか、あるいは建設業とか鉄工所とか、そういうところでアルバイトをして、アルバイトというよりも本業になりつつあるので、あとそのお茶のシーズンだけ手伝うというような形で、今まではこの川根地区側がその単価が安くて、菊



川とか掛川、袋井あたりはよかった時期があったんですけども、今年あたりはもう県下で3分の2が2,000円を割っているんですよ。それで、いわゆる生葉を買っているところも何カ所か行ってまいりましたけれども、僕、120円というのでびっくりしたら、120円じゃなくても100円を割っているところがあるんです。そうするともうこれは、その業者が言っているんですよ。もちろんこれは赤字だろうと、生産家は。

だから、そういう状況の中で、もうこの辺で少し町が本腰を入れて、もう疲弊していますから、いわゆる農家が設備投資するような力は全くありませんよね。そういう状況の中で何とか大きなプロジェクトを起こさないと間に合いませんよ。この南部地区、旧本川根のお茶をやっているところも幾つかありますけれども、ここのお茶の再生をやらなければ、この町は滅びます。今僕らは危険だなと思っているのはなぜかという、なぜか、こういう悪いから奥のほうを見て観光ならいいだろうというような考え方を持っている人がたくさんいますけれども、50年以上やって現場へ入って内容をいろいろ聞いてもらえばわかると思いますけれども、そんなに簡単なものじゃないですからね。ですから、バスが3台、5台とまったから、それで若い人が子供を育てていけるような職場になるというものじゃないですから、その点含めてどういう方向でいくか。私としては、できるだけ本当にこの町の運命をかけるぐらいのプロジェクトを組まないと。だからもうその生産物の変更も考えて、今までのような本当にちっぽけなもので、ちょっと小手先で補助するようなことでは、もうこれだけ根が深い状況は打破できないと思うんですけども、その点どういうお考えですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現在、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、県の中でもその放棄茶園が増えている、放棄農地が増えているということで、これはとりもなおさず県内の農業が全体的に沈滞しているという状況で、県全体に全国でも6位という放棄の農地が出ているということでございます。

そういうことから、県でも現在その放棄茶園の調査等から始まって、将来農業をどうするのか。川勝知事も食と農の改革ですか、これを3本柱の1つとして据えて、今取りかかり始めているというところでございます。そういう中で、町としてもその部分には取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、大きなプロジェクトということで、てん茶工場、これがスタートしそうになって頓挫してしまったということはまことに残念だったわけですが、今回その予算がそれにかわったということでは、先ほどちょっと誤解もあるかと思えますけれども、しいたけ菌床栽培の製造工場が今回竣工したわけですけども、これはかなり大きなプロジェクトとして国のほうから大きな補助もいただいた施設になっております。こういう新しい事業展開、そういうものも、一部ではございますが芽生えておりますし、またここで産するしいたけ目標量が218tでしたか、というような大きな数字を掲げておりますけれども、そこに行くにはまだまだそのしいたけをつくるフレームといいいますか、栽培施設をまだまだこれから参入して

いただきという状況にもございますので、そういう新しい、しいたけそのものは決して新しくないわけですが、菌床栽培ということでは既に平成3年からこの方々は取り組んでられておりますけれども、新しい分野ということで期待もありますし、さらには柚子ですとか、そういう自然薯ですとか、そういう取り組みもごくごく一部ではございますが、見られます。お茶についても新しい展開を試みようとしている、そういう動きもございます。

したがって、そういう新しい転換作物、新しい種をどのように植えていくのか。徳島県の上勝町では、ミカンがだめになっていく過程の中で新しい種を植えようということで、それが彩りにつながったというような事例もございますし、私たちの町においても、お茶に当然基幹作物として今まで存在してきた産業でもありますので、お茶の振興を図ると同時に新しい作目に対しても支援をしていきたい。そして地産とあわせて大事なことは、知事の使い方ということでございますが、地消、これをいかに進めるかということも大変大事だというふうに思っております。

そういう意味で、地域の中でお茶についても、いいお茶は市場に出して、番茶みたいな、あるいは二茶、そういうお茶を家庭では飲んでいる、そういう状況も今日までの歴史の中ではあったわけで、もう少しお茶の消費に対する文化といいますか、そういうものをこの地域の中に広げていきまして、そういう中でお茶のブランド化、さらには地域のブランド化みたいなものにつなげていければというふうに思っております。

いずれにいたしましても、長い間この地域を支えてきた産業が、将来が、先行きがだんだん暗くなっているという状況の中で何とか立て直しを図っていく。そう簡単なことではないと思いますが、先ほど来出ておりますいろんな協議会ですとか、そういうお話し合いなども通じながら振興に努めていきたいというふうに思っております。またよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） いろいろ答弁くださいましたけれども、菌床栽培は、ここの業者みんな引き揚げてしまったんです。ということは、北京空港の横へとんでもない大きな菌床工場ができて、いわゆる菌床栽培工場ができて、それでワンバックしいたけが100円のものが60円を割るようになってしまっただけでみんな撤退してしまっただけです。そういう状況にあるんですよ、今現在は。だから、その辺はもう少し情報を密にしてやらないととんでもないことになりますよ。

それで、先ほど町長が言いましたてん茶。てん茶の事業が今盛んなのは愛知県ですね。従来やっていたところは別としても愛知県がすごいんです。ですからその辺も少しいろんな情報を拾ってやらないと、でき上がったものが何となく後ろ向きになってしまったという形になりますと後がまた大変な投資をして、それが今度は無駄になりますから。本当に担当の方は足を運んでちゃんと自分の目で見て、そして確かめて採算ベースも考えて、それを乗せていかないと。諮問委員会ができてても全くその技術の知識がないのを一生懸命その議論をして

も大した結論が出ないですね。だから、その辺も含めて諮問委員会の選出のあり方も、同じ人間がどこの委員会にも顔を出しているような委員会では余り芳しくないのではないかなと僕は思いますけれどもね。その点含めて今後、初めての質問だったもんですから不手際もございましたけれども、この次はじっくりと勉強させて、やらせていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（板谷 信君） 今の答弁いいですね、それじゃ。

9番（市川昌美君） はい、いいです。

議長（板谷 信君） これで市川君の一般質問を終わります。

続いて、2番、太田侑孝君、発言を許します。

2番（太田侑孝君） 2番、太田侑孝でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、質問は、私自身が行政改革推進委員を務めておる関係上で、行政改革についての質問をしたいと思っております。

当町の行政改革につきましては、きょうの一般質問、あるいは答弁の中でも行政改革という言葉がかなり相当出てきております。これは新町長、佐藤町長の「変わろう、変えよう」というスローガンでまちづくりをしていこうという場合に、これは理念とか意識とか考え方だけではなくて、実際に行政として行革をしていかないと新しいまちづくりはできないという断言をしてもいいほどの重大な項目であろうと認識しております。

きょうからずっと出ております当町の行政改革というのは、行政改革大綱と集中改革プランが平成18年から23年までの5年計画で策定されておりました、この実施計画にいたしまして、その進捗状況、あるいはその確認、意見、提案を行い、また町長の諮問に関する調査、審議を行うための川根本町行政改革推進委員会が設置されております。財政の「財」の字は入っておりませんが、これは本来括弧書きで財政改革も意図されたものだというふうに言われております。

とりあえずは、川根本町の行革は、19年度と20年度は前節といたしますが、前段として行われてまいりまして、公の施設のあり方について協議、検討され、今年21年の2月に検討結果が答申されております。続いて今年21年から22年は後半になるわけでありましたが、行政改革の中心となるのは行政改革推進委員会がスタートしまして、行政評価のほうに移ろうとしております。この間、行革の中では推進委員としまして新町長の佐藤町長も当然加わっております。今年8月まで推進委員を務められております。

したがって、全体的には行革の内容は御存じだとは思いますが、改めて私は質問としまして、3つに区分けしてきょうは質問したいと思います。

1つ目は、やはり佐藤町長のこの行政改革に取り組む基本的な姿勢、考え方、それから行革の委員会の継続についてのところであります。

これはきょうもかなり質問で答弁されておりますけれども、私が聞きたいのは、やはり先

ほど申しました「変わろう、変えよう」という町政は絶対この行革が不可欠であるという1つの基本的な考え方と、それから、ちょうどこの夏から国も県も、そして当町も政権交代があったわけでありまして。行革プランは5カ年計画で流れておりますけれども、その節目として新町長が交代されたわけでありまして、新たな観点からどのような決意を持って行革に望まれるかを基本として質問をしていきたいということでございます。

1点目は、その基本的な考え方、継続の考え方でございます。その考え方は、くどいようではありますが、行政刷新会議でやっている事業仕分けのような観点に立って、相当厳しい姿勢で取り組んでいく姿勢をお聞きしたいと思っております。

2つ目は、前杉山町長から諮問されました公の施設6施設についてであります。

この6つの施設は、言いますと、資料館やまびこ、それから文化会館、B & G海洋センター、それから音戯の郷、それから茶茗館、農林業センターの6施設でございます。この公の施設のあり方に関する検討結果が今年21年2月に答申されまして、答申書が渡されております。この6施設につきましては、この21年度の予算でも約1億3,200万円余の一般財源が投入されて、相当厳しい運営が続いております。

行政改革推進委員会の答申に基づいて運営の改善、あるいは改革を進めるにしましても、町の直営でやっていくのか、あるいは今いろいろ言われます指定管理制に移行するのか。あるいは施設を売却するのか、廃止にするかと。大変これは短いところで相当厳しい決断を迫られる答申ではないかというふうに思います。その答申後のこの6施設の改善対策につきましての進捗状況と今後の取り組みについて、町長の決意と考え方についてお答えいただきたいと思っております。

3点目につきましては、今年21年度から行政改革として行政評価システム、事務事業評価の試行が始まっております。この行政評価システムは、きょうの答弁でもいろいろ説明されておりますが、内部評価が先行しておりまして、22年、来年から本格的に導入される予定としております。そのほかには、客観的な視点と住民のかかわりも必要との考えから、外部評価をすることの検討が進んでおります。昨今言われている事業仕分けの議論も当然これと並行して行われていくわけでありまして、外部評価といってもこれは事業評価でありますし、また大きくいえばこれは佐藤町政の評価をやることになる、事業仕分けをやることになるということにもつながると思っております。この行政評価システムの導入についても、基本的な考えと進め方について通常の5年ベースの委員の立場でなくて、新町長としてのお考えをお聞きしたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 太田議員の御質問にお答えいたします。

まず行政改革と集中改革プランについて、基本的な考え方、姿勢についてということですが、太田議員も私と同様行政改革推進委員会のメンバーとして席を並べて議論をして

まいりました。太田議員は、殊に行政改革について熱心に取り組み、発言も活発で、その内容も多岐にわたっていらっしゃったというふうに認識をしているところでございます。

川根本町における行政改革の取り組みは、平成17年3月29日付総務省通知、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定及び平成18年8月31日付総務省通知、地方公共団体における行政改革のさらなる推進を受け、平成18年10月に川根本町行政改革大綱、定員適正化計画、集中改革プランを策定し、大綱の基本方針としては、効率の高い行政運営の推進、新しい行政運営のシステムへの取り組み、連携と協力による町民に開かれた行政、財政の健全化、この4本を柱とし、事務事業の見直しや職員の意識改革、組織のスリム化など79項目の改革、改善に取り組んでいるところであります。

まず、行政改革の基本的考えについてであります。

近年の社会状況の変化によって町民の皆様が期待する行政サービスは、質、量ともに大きく変化しております。しかしながら厳しい財政環境の中では行政が使える財源には限りがあり、行政改革を推進しなければ町民の皆様の御期待にはこたえることが難しくなってしまうわけです。行政改革では経費を削減するだけでなく、仕事の進め方を見直して最小限の予算や職員でこれまで以上に質の高い行政サービスを提供することが大切だと思っております。

そのようなことから、今後とも行政改革大綱、集中改革プランの継続と行政に企業経営的な理念、手法を導入して、効率的で質の高い行政サービスの提供を行うNPM、ニューパブリックマネジメント、新公共経営と呼ばれておりますけれども、これにも取り組んでいきたいと考えております。

公の施設にあり方について、答申の進捗状況と今後の取り組み、川根本町行政改革推進委員会は、行政改革大綱、集中改革プランに対しての進捗状況の確認や意見を述べるもののほか、町長の諮問に応じて調査審議を行う機関として10人の委員で構成されていますが、この行政改革推進委員会に前年度6つの公の施設、資料館やまびこ、本川根B&G海洋センター、奥大井音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館、農林業センターに対して、町長の諮問として施設のあり方についての調査審議を求めました。

答申は、公の施設のあり方に関する検討結果として平成21年2月に取りまとめられました。答申の内容は、広報「かわねほんちょう」6月号や町のホームページで全文掲載によりお知らせいたしたところであります。諮問した6つの施設については、答申に沿った形での施設のあり方について取り組んでまいります。進捗状況については、本川根B&G海洋センター、農林業センターについてはほぼ答申に沿った取り組みがなされておりますが、他の4施設については、現在関係者への説明や答申内容の調査、検討にとどまっております。

21年度からの行政評価システムの導入の取り組み方針についてということですが、一般的に行政評価とは、政策、施策及び事務事業について客観的な数値、または成果指標を用いて有効性や効率性を評価し、その結果を行政運営の改善につなげていく制度とされてお

ります。自治体の従来に行財政運営は、計画し実施するの繰り返しにとどまり、どのくらいの予算が必要か、どれだけのことを行ったか、そして予算に対して決算はどうであったかが論じられてきました。しかし長期にわたる経済の低迷によりどのような効果があったのか、その結果をもとに改善すべき点はないのかという視点や、住民意識の変化などにより住民への説明責任が求められるようになりました。

このようなことから、行政運営の改善手段として、また行政側の意図やその結果をわかりやすく客観的な数値を用いて説明する手法として、平成22年度から行政評価システムに本格的に取り組んでいきます。評価は、施策を実現するための具体的な手段である事務事業を対象とすることとし、システムの流れは事務事業評価シートと呼ぶ専用のシートに事務事業ごとに作成をいたします。評価方法は事後評価とし、前年度の決算により当該事業を評価することとなり、その評価は役場内担当課による評価と町長を委員長とする行政改革執行委員会、これは町長を中心とする役場内の組織であります。その委員会でその評価を考えております。

事務事業、これは外部評価と言われるもので委員の御指摘のとおりでございますけれども、今後、その内部評価だけだと、どうしても評価に甘さが出たりという点がございまして、将来の課題としては外部評価を取り入れていかなければいけない。そのときに事業仕分けという手法を取り入れるかどうかということについては、今のそのことも含めて今後検討していくわけですが、行革推進委員会の中で当然御検討をいただいていくようになるというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 町長の行革に取り組む姿勢というのは、委員会を通じてやってこれておりますので、新たな観点からしっかりやろうという気持ちがあるわけですが、ちょうど4年弱、この79項目について進んでいると思うんですが、その取り組みの状況といいますか、感じというものはどんなふうに感じられているのか。あるいは、これはたしか数字で表現された成果が出されていると思いますので、そのことをお答えいただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 数値目標を設定して進めている話でございまして、歳出の削減効果もちろんでありますし、職場内部で効果が上がってきている部分もございまして。その数字でご説明できる点については、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 議員御指摘のことでありますけれども、集中改革プランの実施状況ということでございますが、平成20年、平成21年と継続または実施等についての報告については、委員会のところへ報告はしておるところでございますが、具体的数字というのはそれぞれの中でございますので……

議長（板谷 信君） 金額でしょう。

総務課長（小坂泰夫君） ちょっと私のところに、今手元にある資料が平成20年度実施状況という中でございまして、この中では、例えば消防団数の平成20年度においては実施計画が実績とし22万円のところが48万2,000円であるとか、非常備消防施設が、計画が210万円が実績として150万円という形で、そのほかについて79項目等の実績数値を上げてございますが、ちょっとすみません。急な質問だったものですから、総数の報告したのを今ちょっと手元で探しているところであります。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 私も記憶だけの数字でいきますと、5カ年の目標が3億ちょっとだと思えます、総額で。それに対して3億7、8,000万の成果が20年度までで上がっていたように思いますが、そこそこの成果がこの3年数カ月で上がっているというようなことで、特に職員の減というのが非常に大きかったというように記憶しております。

もう一つは、この行革が5カ年計画で一応22年で終わるということになっておりますが、この2次計画を町長はどのようにお考えになっているのか。この2次計画を23年度からやるとすれば、この22年度中にその計画を策定というか、立ち上げなければならないというような日程になるかと思えますので、この行革の第2次計画をどうお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。23年度以降ですね。

議長（板谷 信君） それでは、しばらく休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時08分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 先ほどの太田議員の質問でございますけれども、18年から22年の計画の中で、5年間の目標額といたしまして3億3,763万4,000円を掲げてございます。平成18年から19年、20年の3カ年の実績でございますけれども、この3カ年におきまして3億9,274万8,000円という金額の実績を上げてございます。ただ、当初の5年間の目標額を既に上回っているというような実績にはなってございますが、項目の中には当然まだ実績が到達していないものもございまして、先ほどの御質問のように、平成18年度から22年度は継続して行うことと。当然ながら22年度の、町長が先ほど来申し上げておりますように、第1次、第2次ということではなくて継続的な進めをしていくというものでございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今、総務課長がお話ししたとおり、2次ということではなくて、引き続き行革を進めていくと、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） ありがとうございます。

次に、公の施設のあり方のところで、海洋センターと農林業センター以外の4施設はちょっと取り組みが遅れているという報告でございましたけれども、どんな状態、あるいはどんな原因なんでしょうか。ちょっとお答えください。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今の2つの施設については、それなりに計画に沿って、答申に沿って検討がされている、進んでいるというお話でございますが、ほかの4施設については現場の状況、あるいは答申の内容等についていま一つ何と申しますか、答申の内容がイメージできないような状況の中で苦労しているという状況にあります。それぞれの施設については課長のほうからお答えします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） ただいま町長が申し上げましたように、B & G海洋センター及び農林業センターにつきましては、おおむね答申に沿った形で実績が上げられるということでございます。ただ、そのほかの4施設については、町長が申し上げましたように、現在各施設において答申が出された中で、この答申に従い、例えば文化会館でありますれば事業パートナーの公募とか、芸術家地域住民との接点を創出するアーティスト・イン・レジデンス事業等、これらの取り組みを行う、そのような方針を探っているというようなところで、そのほかの3施設についても答申に基づいた協議、またはその導入方法の検討等を今進めているところでございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） その残された4つの施設の中でも、音戯の郷と茶茗館が非常に私は委員会の中では難題難問だというふうに思っております。特に利用率の低下とか入場者の減、それから当然採算性の悪化、それに加えて表に出てこないのは老朽化がありまして、このまま長く運営していった場合には相当一般財源の投入が多くて、財政的にもじわりじわりとボディーブローのように財政の面に重くのしかかってくるというようなことがありますので、早目のこれは対応と、特に町長の強いリーダーシップが必要じゃないかなと思われまして、特にその改善策については積極的に取り組まれるようお願いしたいと思います。この件につきましては、また明けて、3月の定例会の中でその進捗状況とか見通しについてまたお尋ねしたいと思います。

次に、3番目の行政評価システムのほうなんですが、これには当然職員の意識改革が一番必要であろうかと思っております。職員にとってはやらされるというような感覚があるのかないの



か、そういったことがありますとスローテンポになりますし、意識的に業務に取り組むということが欠けてきますとせっかくの行革もとまりがちですので、むしろこの大詰め of 行政評価システムが非常に心配になってくるところでありますので、その辺について、職員の意識改革について、特に町長の御意見を伺いたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに太田議員がおっしゃるとおり、行政改革を進めるのには職員の意識の改革を図っていくことが一番大事だというふうに思っております。ともすると行革推進室の仕事だというようなことになりかねませんので、常に職員に対してそういうことを申し上げながら、それぞれの課が持っている、原課が持っている業務が改善されるように意識を持ってもらいながら努めていただくようにいろんな形を通して進めていきたいというふうに思っております。意識を変えるというのは、言うはやすく、なかなか難しい問題でもございますので、常に叱咤激励しながら行革に進んでもらうように進めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） お答えいただかなくても結構だと思うんですけども、特にこの行政評価のシステムの導入につきましては、今後は、職員もさることながら住民へのアピールをどんなふうに広げていくかということが、ぜひ先行させてやっていただきたいなと思いますし、また制度が固まってきつつある段階では、議会議員にも一応研修といいますか、報告勉強会が必要じゃないかなと思いますので、その状況を見てまたやっていただきたいなと思います。ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 事業仕分け、これの1つの大きな効果は、予算編成の過程が住民の前に、あれはテレビを通して国と県の場合にはあったわけですが、国民の前に明らかになったという、その過程がすごく大事だというふうに思っております。そういう意味で、透明性のある予算の組み方ができるように、そういう意味で外部評価も取り入れていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） これで太田君の一般質問を終わります。

続いて、10番、鈴木多津枝君、発言を許します。

10番（鈴木多津枝君） 通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、季節型インフルエンザの予防接種にも子供への補助を求めるものです。

新型インフルエンザについては最近少し落ち着いているようですが、県内では学級閉鎖が行われている市町も多く、本格的な寒さと流行が心配されるこれらに向けてワクチン接種が急がれます。生産不足の新型ワクチンは優先順位者が決められ、国は、低所得世帯者の接種費用は自己負担なしで受けられるよう国・県、町での補助を決め、さらに当町は対象外の

優先接種者にも独自に接種1回につき1,200円以上分を補助するなど、命を守る行政の姿勢が示されました。

しかし、季節型インフルエンザの予防接種には高齢者しか補助がなく、全額負担の子供への補助を求める声が以前より高まっています。ワクチンも今年は新型の製造に押されて間に合わないとの報道もされましたが、その後はほとんど報道もなく、すっかりわきに置かれた形になっています。季節型でも、集団で生活する時間が長い幼児や小中校生は感染のリスクも高く、感染すれば重症化や治療薬の副作用など新型と変わらない危険性があり、死亡率はむしろ季節型のほうが高いと言われています。また子供の感染は、看病に当たる家族の負担も大変です。当町での接種状況や感染流行状況など、現在の状況をお聞きいたします。

9月議会で前町長に季節型インフルエンザの予防接種に子供にも町の補助創設を要望しましたが、裾野市で独自の補助を行うことが報道されているが、当町は国に合わせて今のところ補助は考えていないけれども、今後の状況によっては、子供の命は大切なので検討するとの答弁がされました。しかし流行してから検討するのでは間に合いません。1日も早く季節型インフルエンザ予防接種にも子供の補助を創設して、子育て世帯の負担や不安の解消に努める考えはないか伺います。

また、裾野市では、季節型インフルエンザ予防接種補助に加えて、重症化率や死亡率が高いヒブワクチン・肺炎球菌予防接種にも県内で初めて補助をすると新聞に載りました。世界では、ヒブワクチン接種は国で行うのが常識になっていますが、日本はいまだに補助がなく、1回1万円近くかかるため接種者も少なく、死亡したり脳障害を残す例が後を絶ちません。当町でのヒブ・肺炎球菌罹患状況を伺うとともに、子供は宝の観点からヒブ・肺炎球菌ワクチン接種にも町の補助を行う考えはないか伺います。

2点目は、若者定住の住宅建設で、子供が増えている地名地区で休園中のままの地名保育園の再開を求めるものです。

若いお母さん方はもちろん、地名以外の方からも地名保育園を再開してほしい、休園のままにしておくのは若者定住に逆行しているとの声が上がっています。先日開かれた川勝知事と語る会でも、知事自身が、地名の若者定住施策の折、若いお母さんから十数キロも上にある保育園へ毎朝連れて行き、反対の下の会社へ出勤するのは大変で、近くに保育園が欲しいと言われたと話されました。また、発言者の地名の高齢者も、幾つかの要望の中で、休園中の地名保育園を閉めたままではもったいない、高齢者が使えるように許可してほしい、子供との交流の場にしたいと活用を求めておられました。

安心して子育てできるよう地名保育園を再開する考えはないか伺います。また、地名、瀬平、久保尾地区で現在の未就学児数と保育園、幼稚園児数はそれぞれ何人おられるか伺います。

3点目は、徳山の特別養護老人ホームあかいしの郷に入所待ちの待機者が依然80人余もおられるということを伺いました。この現状を解消するために、あかいしの郷や県に増床、増

築を働きかける考えはないか伺います。

また、今後ますます高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者が増える当町で、現在一つもないグループホームやケアハウスなどを整備する、あるいは支援する考えはないか、実現の可能性について伺います。

4点目は、大井川鉄道青部駅にトイレの設置を求めるものです。

今や大鉄沿線の駅でトイレがないのは青部だけだと聞いております。青部のつり橋は保育園児や幼稚園児に人気があり、散歩コースになっています。他市町からも子供の遠足や親子連れが訪れ、トイレがなくて仕方なく近くの畑で用を済ますこともあり、うっかり畑に入れないとの苦情も聞きました。大鉄に聞いたところ、利用者が少ないので建設まではできないが、建てていただければ管理はしますと言っていました。観光で人を呼び込んでいる町として、県の補助制度などを使い駅にトイレを整備する考えはないか伺います。

最後ですけれども、また官行造林の権利購入の中止についての要望です。

とりあえずは今年度予算に計上している300万円の購入を中止してください。根拠のない支出は行政には許されないはずです。

町は、官行造林の契約を20年間延長しましたが、これまでの調査でも、契約内容は伐採収益を折半するというだけで、購入しなければならない根拠など何もないことが明らかになっています。最初の契約から80年以上も経過しており、肝心の法律もなくなっています。国は、自然保護、国土保全の点からも、また森林が持つ広域的な役割を守る責任からも、切っても植林する費用も出ない現状では伐採できないのは当然です。採算が合うようになるまではこのまま置いて必要なときだけ切れればいいことで、むしろ間伐などの管理をしっかりとるよう国に要求すべきと思います。前町長も国との協議を約束されましたが、その後の経過や佐藤町長のお考えを伺います。

以上5点ですが、9月議会の質問と同じものもあり、わずかながら希望が持てる答弁を前町長にいただいたものもあります。選挙で、「変えよう、変わろう」と町民に呼びかけて当選された佐藤町長に、町民にかわり、安心して暮らせるまちづくりの立場から前向きなご答弁を期待しまして、私の一般質問といたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

季節性インフルエンザ予防接種、細菌性髄膜炎予防接種の子供の助成制度創設の考えはないかとの御質問ですが、まず初めに、御質問の中の接種率等の状況についてお答えさせていただきます。

高齢者の季節性インフルエンザワクチン接種は10月1日から開始されました。町全体の接種者状況の把握は困難ですが、65歳以上の方の接種申込者数は12月9日現在で2,398人となり、全員が12月末までに接種したとして、接種率は68.05%に達します。昨年度より11名増となり、接種率も若干上回ります。新型インフルエンザの影響もあり、高齢者の方々の季節

性インフルエンザ予防接種の関心が高かったことも増えた原因と考えます。またそれに伴い、若い年代の方々の接種もかなりあると推測されます。いやしの里診療所からの情報では、当初は申込者が殺到しワクチン入荷が間に合わない状態であったが、最近では季節性インフルエンザワクチンの在庫も少しあり、間に合わないというような状態ではないとのことであります。

また、季節型インフルエンザの発生状況ですが、県の感染症動向調査によりますと、インフルエンザA型と報告されるものがほとんどであり、医療機関でも今現在での発生は新型インフルエンザと判断しているようであります。

高齢者インフルエンザ予防接種は、本人の希望により接種する二類であるも、定期接種に位置づけられており、その効果も期待できるものであり、子供への予防接種費用助成は、集団生活の場が多く、感染の拡大に対する子供の不安解消、子育て支援、経済的支援の視点から前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン接種費用への助成についてであります。

発生状況ですが、当町における罹患状況はつかんでおりません。つかめないというのが実情であります。平成20年における静岡県内での発生は12件との報告があります。子供へのヒブワクチンの接種は、議員のおっしゃるように1998年WHOが乳幼児へのヒブワクチン接種を奨励し、多くの国で定期接種に指定し、接種が行われております。日本でも平成20年12月、国内での使用が認められ、任意での接種が行われ、細菌性髄膜炎の重症化予防に効果的に働いているとの情報もあります。

しかしながら、ヒブワクチンについては、国内での使用が可能となってから日も浅いことや、またこのヒブワクチンは生後7カ月までに3回、1年後1回の計4回の接種となり、制度を創設しますと接種を促すことになることから、ポリオやほかの定期接種との関係も十分検討する必要があり、今後の状況を見ながら制度創設については慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、地名保育園の再開についてでございます。

平成17年度から休園となっている地名保育園の再開に関する御質問ですが、まず最初に、地名、瀬平、久保尾地区における12月現在の未就学児数と保育園、幼稚園児数についてお答えしますと、未就学児が51名、保育園児が31名、幼稚園児が2名となっております。保育園は、児童福祉法第39条で、「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」と位置づけられるように、保育園への入園は保育に欠ける児童を対象とし、例えば両親が共働き等で昼間保育ができない家庭の児童を受け入れるもので、すべての児童が入園するわけではありません。

本町の状況を見ると、都市部で問題となっている待機児童もなく、保育園は定員割れとなっています。また全国的に人口が減少するとともに少子高齢化が進行している中、本町の今後の未就学児の推計人口を見ると、5年後の平成26年度には現在の228名から33名減の195名、

10年後の平成31年には54名減の174名になると予想されます。若者定住住宅も完成し、16戸すべて入居されており、地名地区においては未就学児が増加しているのは事実でございますが、今後の人口予測や施設の適正規模、管理運営など財政面も踏まえ、町として総合的に判断した場合には、地名保育園の再開には慎重にならざるを得ない状況にあります。当該施設は、施設管理のために月1回程度空気の入れかえを行いながら保育士による施設の開放を行っており、二、三組の親子が利用しております。

なお、町の子育て対策として、本年度藤川保育園を子育て支援施設に転用して地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てをするお母さん方の相談、支援、お子さんと子供と一緒に過ごす場所の提供、お母さん同士の交流、サークル等の支援に取り組んでいます。

今後については、児童福祉施設のみならず高齢者福祉施設なども含めさまざまな角度から活用を検討する必要があると考えており、慎重に協議を進めていきたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの待機者解消についてということに対してお答えを申し上げます。

町は、介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、介護保険事業の円滑な推進に努めております。この介護保険事業計画は、介護保険サービス及び地域支援事業を実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えようとするもので、今回のような特別養護老人ホームの増床整備やグループホームの整備につきましては、県の高齢者保健福祉計画及び町の介護保険事業計画に登載することが必要となります。

介護保険制度も発足して10年目を迎えておりますが、町内には社会福祉協議会のほか民間の介護サービス提供事業者も生まれ、現在小規模多機能施設の2カ所目も建設中という状況にあります。したがって、今後の介護サービス需給動向や保険給付費の予測、保険料負担額の設定など、町の保健福祉サービス推進協議会等での議論が必要であると思います。事業主体である特別養護老人ホームあかいしの郷に確認したところ、現在特に増床する計画はないと伺っていますので、今後審議する中で必要となった場合にはあかいしの郷とも協議していきたいと考えております。

なお、待機者が80人ということですが、町が確認しているところでは約60人であり、そのうち半数は仮予約者であり、即入所を希望しているという待機者は、実数的には30人程度と把握しております。

また、グループホームにつきましては、要介護者で認知症の方が介護サービスを受けながら共同生活を行うもので、ケアハウスは老人福祉法による施設で軽費老人ホームの1つですが、両施設とも現在は町外の施設を利用している方はいない状況であります。

町では、現在第4期町介護保険事業計画に基づき介護保険事業を実施しているところで、今後の計画の基本理念、元気な高齢者が多いまちを目指し、高齢者がみずからの健康を守り、地域で生きがいのある生活を送ることができるよう自立支援と介護予防の推進を図り、将来

必要となるサービス提供体制を計画的に整備し、介護保険事業の円滑な推進が図れるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、大鉄青部駅トイレの設置についてお答えをいたします。

去る平成18年8月24日、崎平集会所で開催されました町政懇談会においても、青部駅トイレについて話し合いがされました。その席上でも、大鉄の駅は観光周遊コースの拠点であり、建設する方向で考えたいが、青部バイパス建設とあわせて進めていきたいと報告してあります。また、平成19年12月12日に開催されました定例会の会期中、一般質問にもありましたが、町長答弁では、青部トイレはバイパスルートに接しており、今後どのような形で周辺が再編整備されるか、若干のルートの変更等があり得ますので、その条件が整った段階で早急に全体構想の中に青部のトイレを位置づけて、トイレの建設を進めていきたいと述べております。

また、平成20年5月30日付土木事業要望書として、青部区長様より、青部駅のトイレ設置について要望が提出されております。

さらに平成21年11月1日、青部セミナーハウスにおいて開催されました第4回ワークショップにおいての町からの報告として、青部駅のトイレは整備する予定の旨、申し上げているところであります。

私としても、今までの経緯もあり、建設の方向で進めていく予定であります。もちろん依存財源を利用することです。現時点で申し上げることは、やはりバイパスルートに伴い今後周辺が再編整備されるのが基本となってくると思います。それらの条件が整った中で、青部駅のトイレをどのような位置にするのか。また景観上どの構造が適しているか等、決めていかなければなりません。現在商工観光課所管の公衆トイレは24箇所に上り、集中改革プラン重点推進項目にも事務事業の見直しとしてエントリーされているところであります。これが新設となりますとそれなりの要件が求められますので、トイレ建設の実施に向け進めていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 官行造林のほう。

町長（佐藤公敏君） ごめんなさい。それでは最後に、官行造林に対する質問についてのお答えでございます。

まず初めに、現在の官行造林地の状況を御説明いたします。

官行造林地の面積のうち平成20年度末の返地済み面積は約780ha、残っている官行造林地面積は約252haであります。官行造林地の持ち分譲渡及び返地については、森林管理署と町との協議により毎年度町からの申請により買い受けを行っているところであります。現在のところ、本年度の持ち分譲渡を協議しているのは13林班の一部であります。有償での譲渡を協議しております。これまでは、主として林道開設を目的に持ち分を買い受けしておりました。この場所は林道南赤石線の上側に位置し、一部が大札山へのハイキングコースとなっております。

このことから、町としては積極的に町管理の山林として他の町有林と一体に管理をしていきたい。また、F S C森林認証林に組み込み、環境、社会、経済に配慮した森林管理を実践していくフィールドとしていきたいと考えております。この林分は54年生のヒノキ単層林であり約6haございます。また、天然性林が14haございます。生産を目的として植林された人工林ではありますが、町としてはこの林分を全伐して換金すべき山林とは考えておりません。それは、森林の持つ多面的機能や周辺の山々の状況を踏まえてのことです。

今後につきましては、13林班の譲渡が完了した場合には4林班、5林班、6林班を優先的に考えていきたいと思っております。こちらの林分は長尾川の上流に位置しており、官行造林地として適正に管理されれば国土保全や治山上の問題はないと考えております。しかしながら、その周辺は町直営林になっておりますので、できれば一体的な管理が望ましいと考えています。これらのことを包括して、森林管理署と協議を続けていきたいと思っております。

大正11年に官行造林契約を締結した際には、資源の確保と村の財政基盤の安定を目途としており、国も収益を考えていたところだと承知しています。時代の変遷とともに経済的な材価の問題、森林の公益的機能の高まりなど、官行造林そのものを取り巻く情勢は変化してきているわけではありますが、官行造林契約は双方の約束であることから、現状と今後の展望を国に対して説明し、協議、要望を続けて理解を求めていくこととしたいと思っております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） まず最初に、季節型のインフルエンザ予防接種に対する子供への補助については、かなり前向きな答弁がされたということで、今後の経過を期待して見守っていききたいと思います。9月議会でも、ちょっと信じられない金額なんですけれども、240万円ぐらいあれば中学までの子供に全額無料で補助をすることができるという担当課からの答弁も出ておりますので、ぜひ前向きな取り組みがお願いできたらと思います。

そして、ヒブ・肺炎球菌のワクチンについては、これは国のほうが本当にまだ消極的な状況で、全く任意ということで、なかなか推奨もしていないということでWHOからも指摘されている経過もありますし、やはりこれは国を動かすために、私たちの町議会にも以前意見書を出してくださいという保険協会からの要請が来ましたが、議会としては何だかわからないということで棚上げにしてそのまま流れた経過があります。ぜひそういうことに対しても、やはり国に対して要望して、だれにでもやれということではなくて、心配をしておられる子育て中のお母さん方が、せめて受けさせたいと思っておられる人は、もう少し、1万円以上かかるということですので、少ない負担で子供たちに、これは物すごく、ヒブワクチンのほうは効果がはっきりしていて、すごく安全性もかなり確かめられている、世界でも多くの国がやっているということですので、ぜひそこら辺も議会としてこれからも勉強しながら国に対して働きかけを強めていかなければいけないことかなとも思っております。ぜひ行政の、また情報提供などもお願いしたいんですけれども、よろしく願いいたします。

それで、再質問なんですけれども、いつも記憶に新しいところかというところからなるんですけれども、最後の官行造林についてなんですけれども、「変わろう、変えよう」と言われた佐藤町長の答弁としてはちょっと私は気が抜けたというか、残念だなと、期待はずれだなという気がして聞いておりました。全く前町長の言い分を踏襲している。そして、というよりは少し後退しているんじゃないかという気もしたわけです。

前町長は、石をそれぞれ投げさせていただいて、新しい観点で協議ができるということについてすごく期待をしていると。そのことで国との協議をこれから行っていききたいと。無償譲渡という立場で行っていききたいということを言われていました。官行造林、どこかに消えていくわけではないわけですから、町の周辺の山にちゃんとあるわけですから、購入しなくても。私は購入する、今までは議会に対して、購入しなければ皆伐されるかもしれないという脅かしも聞かされたので、議会の議員の皆さんも買わなければいけないのかなというふうに思っていたと思うんですけれども、そういうこともないですし、町長も言われたように、契約というのは双方の合意によって成り立つわけですから、勝手に国が皆伐するよということはもう絶対ないということ、これは林野庁へ行って私も確認してきています。双方が合意しなければそういうことはあり得ないし、入札にかけても今の時点では再植林するだけの値段というか、もっともっと安い金額でしか受けてくれるところがなく、とても森林管理署が立てた予定価格には達しない。とても入札という形がとれないということで、自治体を買ってくれと言ったらしいですけれども。

だけど、もう収益を望んでいたその当時の、80年前の大正11年のことを思うと、国は、収益を上げなければいけない営林署はなくなっているわけですよ。費用をかけたところの営林署はなくなっている。それで今町が買っているというところはほとんどないんじゃないかと思うんです。買わなければまるで森林を守ることができないような答弁だったんですけれども、ほかにどういうところが買っているか確認をされたでしょうか。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） ほかに官行造林の持ち分譲渡しているところはないかということなんです、その前に官行造林地の全国の契約状況ですが、市町村有林の官行造林は19年3月31日未現在で970件、7万2,809haあります。そのうち静岡県には31件、2,917haあります。そのうちの250haが川根本町ということになります。

それで、どこかこういう持ち分譲渡をしているところがないかということなんです、以前の情報で、長野県の根羽村、ここに大正時代から継続して、昨年持ち分譲渡を終えて完了したところがあります。村有林であります、1,300ha、そういうところがありまして、水源林保全の観点から村は91年度から伐採を中止し、伐採により国が得られるはずの利益分を払い、木を買い戻す形をとってきたということで、こういうところが、1件ですが、情報を得てあります。

以上です。



議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 随分、7万ha、970件あるうちの1件が購入完了したと。村の村有林になったということですがけれども、ほかのところはまだそのまま持っているわけですよ、官行造林としてほとんどのところが。私が前回9月の質問のとき調べていただいた資料によれば、ほとんどのところがそのまま継続をしている。そして、どうしても買わなければならなかった西伊豆でしたか、風力発電をつくるためにその部分を買ったけれども、購入したけれども、それは風力発電会社が風力発電を立てる経費の中で町に買ったお金を戻してくれたと、そういう状況で、何も買わなければいけない状況にないものをみすみす行政が支出をするというようなことはなかなか本来できないことだと思うんです。だから、当町でも何か今回、今年の300万円は水源涵養で買って町有林として適正な管理をしていきたいと、9月議会でも先ほど述べられたんですけれども、適正な管理をするのにわざわざ買ってするのではなくて、国に対して働きかけるべきだと思うんですけれども、国との協議というのはもう今年3月議会からずっと6月議会、9月議会と聞いているんですけれども、国との協議をどのようにこれまで行ってきたんでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 私も就任して間もないということもございまして、その後の経過、具体的に承知しているわけではございませんけれども、例えば町村会で各町村の要望を取りまとめて国に要望するわけですが、その中にこの無償譲渡ということで要望を入れさせていただいております。それから、国有林所在地の市町との懇談の機会がございまして、これは11月5日ということで、正直言って状況も理解しかねている状況の中で出席させていただいたわけですが、林野局長も御出席しておりまして、会議が終わった後で立ち話で、会議の中でお話したんですけれども、後にも何とか無償譲渡できるようにお願いしたいということで、検討はしているというお話ではございました。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） そのようないい情報があるときに、今年予算化しているものを買わなくても、もう少し置いておく、様子を見るということも一つの行政として大切なお金の使い方に対する姿勢ではないかと思うんですけれども、そこはどうでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現場のほうからは、水源涵養林としてここには隠居施設もございまして、あるいはそのアカヤシオですとかシロヤシオですとか、そういう木もあったり。とにかくその長尾川流域についてはこの契約を結ぶ時点でどうしても必要だということで進めてきたというような状況もございまして、先ほど申し上げましたように今年度13林班の一部を買って、その後も引き続き長尾川流域については買わせていただきたいと。それが国土保全、あるいは水源涵養、そういう意味で町にとって必要なんだという現場の御説明もございましたので、一応そういう方向で進めていこうかなと、そういうふうに思っております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 現場という声が出ましたので担当課長に聞きますけれども、買わなければその水源涵養とかアカヤシオ、シロヤシオ、そういう観光の森として存続することができないんですか。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 私も以前、10年ぐらい前ですかね、町有林の担当をやらせていただきました。それで、その当時は林道開設が前にありまして、それを持ち分譲渡して林道開設ができるように、スムーズにできるようにということでやってきました。それで、大札山の頂上付近の、今13林班の持ち分譲渡なんですが、その部分も一部、10年ぐらい前に持ち分譲渡しております。それで、その13林班が何かということなんですが、皆さんも大札山へ登ったことがあると思いますが、南尾根のハイキングルートです。それで、2.5kmぐらいの登山ルートがあるんですが、その頂上付近の700mが今現在13林班の官行造林になっております。そういうことで、官行造林のほう側の日が遮られたりとか、アカヤシオが被圧されたりということも考えられますので、その当時僕が担当としてその13林班を持ち分譲渡した経緯があります。それで、その続きを今年お願いしたいと、そういうことであります。

それから、官行造林を最初された先人の人たちがいるわけなんです、五、六十年前に植栽して、大変な目をして植栽し、下刈り、除間伐と、そういう当時は営林署だったんですが、雇用の場としてもやってきた官行造林を今後思い出があるような官行造林ということで、町有林の11林班に石の標があるんですが、あれに愛林、愛郷という言葉が書いてあります。愛林、林を愛して郷を愛すると、そういうことで昔の人たちが造林した、その官行造林でもありますので、そういう造林地を今買って、持ち分譲渡して町で健全な管理をしていきたいということを思っております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 確かに当時の営林署の方々、大変な苦勞をされて植林を山の上のほうまでしてくれたと思うんです。思い入れもあるだろうし、思い出もたくさんあると思います。危険な目にも遭っているでしょうし。でも、それは、皆さんが守ってつくってくれた山がどこかへ行くわけじゃなくて、私が言っているのは、無償譲渡を町にされる可能性が少し見えてきているんだから、何も今慌てて買うことはないじゃないですか。そうやって無償譲渡を働きかけていって町の物にして、それまでは官行造林ですから、国と町が共同で守っていく。そのためにも、そういう課長が言われたように、木が間伐していないから登山道をふさいだりとか、そういうことがあったら営林署から代わる今森林管理署があるわけですからそこに話をし、一緒にそういうところを整備していけばいいことで、何も買わなくても山を守ることは十分できるんじゃないでしょうか。買わなければできないということが私には理解できないんですけれども。

議長（板谷 信君） 質問ですが、もう何回質問しても同じ答えが返ってくる可能性があります

ますもんで、これ最後でいいですか。

10番（鈴木多津枝君） はい、いいです。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） この13林班は赤石林道ののり面から上がもう13林班でして、そのところで落石なんかがあった場合、すぐ町有林なら対応できます。ですが、国有林だといろいろ協議しながら数日かかるような状態ですので、そういうことも1つあります。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 非常に苦しい答弁だと思います。国有林もたくさんあるわけですから、じゃそこはどうするんですかということになるわけですので。このことについては早計に結論を出さないでほしいというのが私の切なるお願いでございます。

次の質問ですけれども、あかいしの郷の増床、増築について、待機者が80人ぐらいいるというのは、以前高齢者部会でしたか、介護保険の。そこで施設長さんが言われた話でしたんですけれども、現在は60人ぐらいだということで、その時点でも今すぐ必要な人たちは40人ぐらいだとおっしゃっていましたので、今回町長から30人ぐらいだということで、ちょっと周りの施設なども増えていることで、入所をほかの形で待っている状況なのかなと思うんですけれども、今その施設に入りたいと入所を待っていらっしゃる方々、どのような状態で生活をしておられるのでしょうか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

あかいしの郷のほうに確認をさせていただきました。その結果でございますけれども、待機者の実数ですけれども57名。それで、入所希望が32名でございます。とりあえず申し込んでいる方が25名ではないかということでございます。

介護度の状態ですけれども、介護度1の方が5名、2の方が16名、3の方が16名、4の方が16名、5の方が4名ということでございます。

現在どのようにしておられるかということで、待機場所の関係でございますけれども、自宅にいらっしゃる方が31名、子供の家等に住んでいる方ですけれども4名、老健施設とか病院等に入っている方が21名、別の特養に入っているという方が1名というようなことの回答を得ております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） あかいしの郷さんと町長が話をされたら、今のところ増床、増築の計画はないということだったんですけれども、私も本当に個人的に話をしたんですけれども、待機状態というのは解消しなければならないことで、保険をもらっている以上。町の支援があればそういうこともこれから考えていきたいと、協力しますということを私は施設長さんから直接聞いております。要望もしてほしいということであれば要望もしますと。今、国は前倒しで、こういう待機者を解消するために施設の増築、増床を進めているのではない

かと思うんですけれども、福祉課長、この点についてどうでしょうか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） あかいしの郷に確認していただいて、そういった数字的なものをいただきましたし、これから町として要望等をすれば検討していただけるというようなお答えはいただいております。それ以外に関しまして前倒しというような話につきましては、ちょっと確認しておりません。

議長（板谷 信君） 1点、10番、鈴木君に御注意申し上げます。

答弁者を指定しないように。原則町長で。それはこちらの側で決定します。

10番（鈴木多津枝君） わかりました。細かいところを聞いたものですから、すみません。

じゃ町長は何か今の、前倒しで国がそういう施設の増築、増床、何か前後して申しわけないんですけれども、失礼しますけれども、聞いていらっしゃるでしょうか。民主党政権で進めていることですけれども。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まだ耳にしておりません。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） インターネットなんか見てもわかるんですけれども、私は県のほうに介護保険事業施設整備課というところに電話をして聞いてみました。そうしたら、今第4次介護保険事業計画を町で進めているわけですね。だけれども、その計画になくても待機状態が起きている場合には、国がその計画を前倒しして施設の整備をしていいですよという方針が出されていまして、ベッドを1つ増床することに対して300万円国の補助があるんだそうです。それも22年と23年度に限って前倒しを認めているということで、もし施設整備の要望があれば県のほうでも、もちろん事業者さんが主体ですので、そういう形で要望していただければ県は対応しますという返事をいただきました。

ということで、道はあるわけですから、待機者が、入所を希望している人だけでも、今すぐ入りたいという人だけでも32名もいらっしゃる。そして、入れなくて老人保健施設や病院に入っている人、この中にはそこでなければいけない人もいらっしゃるかもしれませんが、多くの方が近くの特養に入りたい、安くて済むんだけれども、それでも空きがないからそういう施設で何とかしのがざるを得ないという人たちもかなりいらっしゃると思うんです。そういう状態を、介護保険制度というのは保険料をもらっているわけですから選べるし、必要なサービスを提供するという制度ですから、提供されていない状態を町長はどのようにこれからこの町で解決していこうと思われるのか。解決すべきではないかと思うんですけれども。この点についてどうでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） あかいしの郷の例で言いますと、恐らく施設の側からそういうお話があって、それに対してどう対応していくかという形で今来ていると思うんです。ただそうい

うような前倒しですとかいろんなこともあるのであれば、場合によってはこちらのほうから、現に待機者がいるということでもありますので、働きかけていくというアクションも必要なというふうには思っております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） まさに今、町長が答弁されたように、施設経営者のほうからなかなか増築しましょう、増床しましょうということは出てこないと思うんです。今でも経営がうまくいってればそれでいいわけですから。でも、町はそういう待機が起きている状態を解消しなければならないという責任は当然あると思うんです。ですから、やはり行政のほうからそういう待機状態を解消するために話し合いをということをやったり持つて行くべきではないかと。国はこういう制度も今ありますよということを示して、ぜひ話し合いを進めていただきたいと思います。

それで、青部の駅について、次、もう1点。駅のトイレの設置についてもう1点お聞きいたします。

何か青部バイパスルートとあわせて考えていくということで、再編整備が決まってからということなんですけれども、いつごろこれは決まるのでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現在青部バイパスについては、崎平のほうから橋を渡って、これからトンネル、そして鉄橋、橋という部分になっていくわけなんですけれども、トンネルに入る前の駅の先になりますか。千頭のほうから見て先になる部分。あそこのトンネルのズリをあそこで処分してという、当初あそこを埋め立てる計画があったわけなんですけれども、そこら辺のところ今青部地区の中でいろいろワークショップをやったり、土木事務所でやっているようでありますけれども、ですから、そこら辺がもう少し見えてこないとなかなかいい場所へいいトイレをつくるということになりますと、もう少し先が見えてきたほうがいいのかというふうには思っています。ですからそれがまだいつになるのかというのはちょっとはっきりしませんけれども、要はまだ橋の上部工が23ですか、かかる予定ですし、トンネルがその後、トンネルを早く取り組むためにはその部分が早く、何ていいますか、地域と県との間でうまく了解がとれてそこに着手できるという話になればいろいろ決まってくるわけなんですけれども、その部分がまだ確定していないということで、もう少し時間を見たほうがいいのかというふうには思います。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 駅にトイレを設置することで解決できないというか、取り組むことはできないのでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） もちろん駅で考えればそういうことなんですけれども、あそこに道路が通ることになりますと、観光のお客さんもあそこをかなり走ってくるわけで、駅だけで考

えるよりも駅と道路との兼ね合いの中で考えるほうが便利になるんじゃないかなというふうには思いますけれども。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） その道路というのは、バイパスですけども、駅とかなり離れたところに計画されているんでしょうか。

議長（板谷 信君） いいですか、その説明でいいですか。ねらいがわかりますか、それで。

10番（鈴木多津枝君） わかる……

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） ですからその道路が駅と離れているかということですよ。多分あそこを並行して走るものですからそんなに遠くはないと思いますけれども、駅の線路をまたいでトイレを使うような状況になる可能性がありますよね。そうなりますと、あそこにトイレがあることを気がつかないで行ってしまうというようなこともありますし、もう少し、どうせつくるならばっきりした時点で作るほうがより使いやすいトイレになるんじゃないかなというふうに思います。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） そのトイレは県で、国道バイパスをつくるということで県でつくってくれるんですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 恐らく県ではトイレ付きの道路をつくるというふうには思っていません。ですから、町が特定財源、何かそういうものがあればそれを使いながらつくっていくという方向になるんじゃないかなというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） とすると、かなり何年も先のことなんですね、トイレができる可能性があるのは。数年先ですよ。それで、欲しいというのは今欲しいという声が上がっているんです。過去から今現在も。高齢者が増えていて、青部で降りる住民の人たちも、本当に上のほうの人たちは間に合わないと、トイレがなくて。下からずっと電車で我慢してきて、家まで帰れないという苦情も出ているんです。多分聞いていらっしゃると思うんですよ。そういうことでしたら、私、確かに町長が言われるように線路をまたぐようになるかもしれない、今のところにトイレをつくと。今の駅のところに建物がありますよね、駅の前に黒い。かつてはあそこにトイレがあったんだけど、そこは壊してしまって、そこに簡易トイレを置いたんだけど、簡易トイレの利用者が少なかったから大鉄は撤去してしまったんです、経費がかかるからということで。だから場所はあるわけですから、簡易トイレでも本当は、その間まではいいかなとも思うんですけども、大鉄さんがそこをつくるという考え方は、大鉄のお客さんではないからとても考えられないということを言っているんです。でも駅にあるトイレなら大鉄として管理をしていきますよということですので、何とかルートが、

例えば見えてくる、整備が終わってからではなくて、もうほとんどわかっていることでしたら、なるべく県と早く協議をして、早くトイレをつくる場所を決めてつくれるように何とか取り組むことができないでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） できるだけ早く欲しいという声は確かにわかりますけれども、できればもう少し我慢してほしいともなかなか言いにくい話なんです、いずれにしてもつくってはいきたい。だからつくるに当たって、せっかくつくるわけでありますので、利便性を考えながらつくっていきたいということでございますので、できるだけ早くその道路の、何ていいますか、どういうふうにつくのか。そこら辺がはっきりするような、そういう対応をしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

10番（鈴木多津枝君） いいです。

議長（板谷 信君） これで鈴木君の一般質問を終わります。

ここで休憩します。再開は3時20分にします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時20分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

8番、中澤智義君、発言を許します。

8番（中澤智義君） 最後の一般質問になりました。

私は、茶業の振興について、行政当局のいろいろな茶業の認識、それから今後の見通し、そうしたことについてお伺いしたいと。

それから、それらに基づきどうした対応があるか、また方策があるか。

それと、3番目といたしまして、今年度実施している茶業振興策の流通、マーケティング調査等の事業の進捗状況について、どのように進めているか、だれを対象にしてやっているか、そのことについてお伺いしたいと思います。

最後に、4番目といたしまして、私の持っております、お茶をここの地元で消費する、その方策について提案してみたいと思います。

当地の地場産業の茶業については、事の重要性から、今までの定例会のたびに必ずだれかが取り上げて一般質問しております。きょうの一般質問でも、小藪議員を初め原田議員、そして市川議員が取り上げておりますので、事の重要性あるいは関心の深さをうかがえまして、大変うれしく思います。

当町では、茶業の振興のためにいろいろな施策、対策を講じていることも十分承知しております。しかし現在の日本の社会情勢は、急激な経済危機に陥り、二番底とも言われる物価

が下がりつつあるデフレ現象に陥っております。お茶はもうとうにここ数年価格が下がり続け、経費は上がる傾向で、経営が困難な状態が続いております。

こうした状況の中、来年度もお茶の状況は明るさが期待できません。新町長になりました佐藤町長、こうした認識や今後の見通しをお伺いしたいと思います。既にこの質問に対しては原田議員や、あるいはその他の議員でお答えしてある一部がございまして、重複するかと思いますが、つけ加えるものがありましたらひとつよろしくお願ひいたします。

それらの認識に対して今後どのような対策があるか、お持ちであるか、お伺いしたいと思います。これも先ほど申し上げたとおり、既に具体的な策がないと、抽象的だと、原田議員あたりも言っておりましたが、つけ加えるものがあれば答弁していただきたいと思います。

今年度新たに実施を進められております茶業振興策の流通、マーケティング調査等の進捗状況について伺うわけですが、どのような形で、だれを対象に進められているかお伺ひします。

最後に、同僚の原田議員が、お茶と観光が結びついていないと、あるいは市川議員が、思い切った取り組みをする必要がある、そうしたことが強く言われておりましたので、私は、私の持っているこうしたらいいじゃないかというような提案を込めまして、行政の反応を見たいと思います。

川根茶の名声は先人の努力で築き上げられ、高級茶の産地としてブランド化に成功している。現在この地位を維持し次の世代に引き継ぐべきは、今生きている私たちの責務であります。お茶を守り、農業を守り、美しい茶園風景を守りたい。これはここにいるだれもが持っている願いだと思います。いかにお茶を守るか、これは、いかにお茶を消費するか、この1点に絞られると思います。先ほど町長の御答弁にもありましたが、いかに地元でお茶を消費する、地産地消、これができれば一番の策だと私は思います。

私はこの線に沿って私の提案をお話ししてみたいと思います。

現在川根本町には110万の観光客が来ると言われています。大井川や山の自然の景色、美しい茶園の風景、四季折々の新緑や紅葉、ダムや温泉、そしてSLやらアプト、それぞれをセットにして110万の人が訪れています。さきにも述べたとおり、高級茶の産地であるお茶の産地へ訪れても、この観光客がお茶に触れる、そうしたことができないのです。またそうしたことも仕掛けてはおりません。せっかく当地に訪れるのですから、何とかしてこの観光客を相手に何かを仕組み、何かを仕掛ける、このことを私は提案したいと思います。

もう既に一部のところでやっているところがあるわけですが、私はこう考えます。当地を訪れる観光客にお茶摘みの体験ができる観光茶園をつくるのです。お茶は一度摘むと40日後にまた摘める状態になります。ですから、4月の末から5月、6月、7月、8月、9月、10月といつでもお茶摘みが摘めるように、体験ができるような茶園をつくっていくのです。それにはお茶の芽を調整する必要があります。3月の中旬から4月の前半にかけ、お茶の芽を調整するのです。簡単にいえば、春ならしを調整してやるのです。そして同じ面積の茶園で



ずれた茶園を5つつくるのです。そして、1つの茶園で10日間観光客を受け入れます。Aの茶園に10日間、Aの茶園が終わったらBの茶園へ、Bの茶園が終わったらCの茶園へ、Cの茶園が終わったらDの茶園へ、Dの茶園が終わったらEの茶園へと、そしてこのサイクルでいつでも摘める、いつでも体験できる茶園をつくるんです。

そして観光客がお茶に触れるところ、茶摘みをする、これを必ずカメラにおさめておきます。これを後で使います。観光客は摘んでも恐らく100g、あるいは200gで、時間もないし飽きると思います。それで結構なんです。それら摘んだお茶をまとめて揉んで上げます。もちろん揉むところあたりがお客さんに見せてあげられたらこれが理想ですが、初めはなかなかそうはいかないと思います。お茶は3時間から4時間たたないと完成しません。その間はどうぞ川根本町の観光、温泉やらダムやら、そうしたところへ遊びに行ってきたければ結構です。そして帰りにここへ寄りなさいと。そうすれば先ほどみんなが摘んだお茶ができていますよと。それをお土産に持って帰りなさいと。

そして仕掛けるのです。そのお茶の入った袋、この袋に先ほど撮ったカメラの、その写真を張りつけるなり焼きつけるして、そのお客さん独自のオリジナルのお土産をつくってあげるんです。もちろんこれは入園料を取りますので、その1袋はただであげます。これはだれにもない自分だけのお土産です。皆さんが旅行に行きますと、よくホテルや、あるいは施設のところで写真を撮られると思います。それを800円だ1,000円だと出されてみんな買ってくると思います。それを同じようなことをするのです。そうすれば必ずもう一つ欲しい、もう一つ欲しい、そうお客さんが飛びついてきます。それは各自お金を出して買ってもらいます。

こうしたことで、地元でお茶を消費していく仕掛けをつくっていくのです。参考までに1人100g買うと、30万の観光客が買うとなると3万kgです。1人1,000円使いますと30万で3億円です。何とか3分の1のお客さんを目標に、その場所へとめるように何とか工夫して、地元でお茶を消費する、そうした構想を立ち上げてみたい、そのように思います。我々は観光バスが素通りしているのを見ています。1日に何台と来ますが、何も仕掛けていません。

この会場としては、大型バスがどうしても五、六台入れる施設、そしてトイレのあるところ。こういうところがまずお願いしなければならないところだと思います。場所としては茶茗館、あるいは長島のやまびこ付近、あそこには茶工房もありますので、そうした施設が、お茶ができる工程を見せてあげられることができると思います。そうしたところがもうまくいきますと観光拠点になりまして、ほかの産業あたりも受け入れられることになるではないかと思います。

このような仕組みを用意して観光客に仕掛けてはどうかと私は考えるものです。どうかこの話は佐藤町長にも、そして担当の課長にもお話ししてございます。ぜひその反応をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 中澤議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、現況の茶業の認識と今後の見通しについてであります。

川根地域は、自然立地と茶の栽培に適した条件を有していることから地域農業そのものが茶生産に特化し、農業イコールお茶を原則とした土地利用、基盤整備等が重点的に進められてきました。また、全国茶品評会等における産地賞、農林水産大臣賞の受賞歴や地域ブランド認証としての地域登録商標に川根茶が認められた状況から見ても、銘茶川根茶としての産地ブランド形成は広く認知されている状況といえます。

しかし、最近の茶業界を取り巻く状況は厳しく、年々リーフ茶の年間消費量が減少傾向にあり、今後も県内外の新興産地との産地間競争や流通、消費スタイルの変化によるリーフ茶の消費低迷等の影響もあり、地域茶業を取り巻く課題は大きいと思っております。

次に、対応と方策についてであります。本町の現状を見ますと、少子高齢化の影響による後継者、担い手不足、茶業振興上不可欠である緑茶加工施設、茶工場でございますけれども、その多くが施設の老朽化により高品質茶生産への取り組みや食の安心・安全に対応できる食品工場としての機能が危ぶまれている状況にあり、早急にこれらへの対応が求められています。

これらの課題に対応するため、町としても収益向上、コスト削減、安定経営の面から企業的感觉、多面性を持った経営体への転換を進めるため、茶工場の再編を視野に入れた緑茶加工施設整備に向けた取り組みを展開していきます。また、産地として普通せん茶以外の新たな製造方法による茶の製造に積極的に取り組むため、現在取り組んでいる釜炒り茶に加え、新たな技術を導入した乾燥方法等の試験製造にも取り組んでまいります。

次に、今年度実施している茶振興策の流通、マーケティング調査等の事業の進捗についてであります。

2つの調査を今年度実施いたします。1つは発注済みですが、川根茶の流通実態と川根茶に対する評価等に関する調査を実施し、川根茶の目指すべきマーケット及び新しい流通システムと川根茶流通の実情を把握することを目的として現在調査中であります。

もう一つの調査は、県との調査内容での協議が終了しましたので12月中の発注を予定しておりますが、消費者の川根茶に対する嗜好、購入状況を明らかにすることで、消費者が持つ川根茶の商品イメージを把握するものであります。

なお、昨年度農家に対する今後の農業経営に関する意向調査を実施させていただき、その集計、分析結果を踏まえ、町茶業振興協議会内に設置した町農業振興実務担当者会議を中心に川根茶及び町農業の現状の再確認、再認識を進め、急激に変化している地域農業を取り巻く状況へ迅速に対応していくため、今後の町農業振興の目指すべき方向、基本目標等を明確にした川根本町農業振興計画、これは仮称でございます、の策定を進め、活力ある農業振興を目指していくものであります。

次に、中澤議員から提案のございました観光客が茶園でお茶摘み体験をしたり、あるいはお茶のできる工程を見学できる、いわゆるグリーンツーリズムの御提案ということだと思ひ

ますけれども、これにつきまして、提案いただきました観光農園型グリーンツーリズムについてであります。現在耕作放棄地対策の中で市民農園等実施可能でありますので、協力いただける農家の方、共同茶工場などの地域協議会を立ち上げて実施いただく手法であり、川根茶の販路拡大の1つの方法であると思います。

なお、茶業振興協議会においても3年目になりますが、産地そのもののよさをアピールするため、産地である本町を訪れ体験等を通じてPRを行うグリーンティー・ツーリズムツアーを実施しており、川根茶のファンを増やししながら今後とも積極的にお茶の消費拡大に努める活動に取り組んでいきたいと考えております。

中澤議員からグリーンティー・ツーリズムと申しますか、お茶を観光の中にもっと組み込んで、地産地消という意味合いの中でお茶の購買拡大を図ってきたいというお話でございます。以前にもちょっとお伺いしたこともございますけれども、もう少しさらに詳しくお聞かせ願って、そういう中で、できるものなら前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） ありがとうございます。

1つのお茶の振興策としてマーケティング調査等のことを進めていられるということですが、この事業につきましては予算の編成期になってはいますが、来年度の事業あたりに結びつけていく計画があるか、ちょっとお伺いたします。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） このマーケティング調査は、川根茶の目指すべきマーケット及び新しい流通システムの構築に当たって、川根茶流通の実情を把握することを目的としてやっております。調査対象は県内の茶商さん、川根地域近隣の茶商さん、静岡市の茶商さんなど、川根茶を取り扱う茶商さんを中心として250から300件ぐらいを調査いたします。

それから、県内、首都圏の流通ということで、関連機関のリスト提供などの協力を得まして対象企業を抽出し、約2,000件ぐらいの流通調査をいたします。

それから、消費者調査なんです。消費者の茶に対する嗜好、購入状況を明らかにすることで川根茶の目指すべきマーケットを明確にし、新しい流通システムを構築する。そういうことで2本立てでやっていきます。

それから、その調査結果を踏まえて、去年つくりました農業振興指針、それにつなげていまして新たに農業振興計画を策定し、22年度に向けて実施していきたいと、そういうふうに思っております。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 先ほどの町長の説明の中で、先ほど来茶工場の施設などが古くて食品工場としていかなものかというような言葉もありました。そうしたことで、茶工場なんかの補助金なんていうのが非常に中にあるわけですがけれども、一部緊急経済危機対策の中でそ

うしたことがちょっと実行されるのが危ぶまれているというようなことを聞いたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 国のほうの予算づけの関係ですけれども、21年度の補正の中で一部執行が停止されている部分等については、一部こう何ていいますか、前向きに進んでいるものもございまして、これからの2次補正の中で取り上げられてくるものもあるというふうに思っておりますけれども、農業の関係について具体的にどうこうという情報は、私自身は現在まだ持っていない状況でございます。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 私の提案について、グリーンツーリズムですか、そうした中で取り入れたらということをおっしゃっていましたが、何せこういう状況のお茶の中ですので、なかなかそんな悠長なことを言うてはいただけないと私は思います。ここで、地元でお茶が消費できる策があるなら、私は積極的にこれはやるべきだと、そのように考えます。ぜひ関係課長の御意見もちょっとお伺いさせていただきたいと。町長、お願いいたします。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 中澤議員の提案ですが、今年度耕作放棄地対策の一環で市民農園等ができるということでありますので、こういったグリーンツーリズムの事業も耕作放棄地対策としてでも実施可能ですので、地区を決めてその地区協議会を設立してもらいまして、こういう事業を進めていただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 私は、放地茶園を対象にやろうと言っているわけではありません。何もただこれはやるわけではありませんので、当然入園料を取ったり、またお土産に買っただけのお茶は、それはそうしたお茶を管理してくれと。そうした茶園の主に当然それだけのお金が払えるような仕組みをつくってやっていったらよいというように考えておりますので、先ほどちょっと場所的にどうしても大型バスがとまるところじゃないとまずいと。あるいはトイレが完備しているところであればまずいと、そうしたことを言ったわけです。そうしたところでこうしたことをやってみないと、そういうことを言ったので、放地茶園を対象にやるということではありませんので、ちょっとその点をひとつ考慮していただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほど中澤議員、2カ所ほど場所を聞いたわけですがけれども、私は当初、中澤議員の頭の中には既に投資を想定するそれなりの面積を持った茶園があって、具体的に取り組む意欲を持った農家があるのかなという解釈でいたわけですがけれども、今のお話ですと、そういう部分を今後相談していかなければならない、そういうお話ですね。それならそれで、新しい農業の取り組みの方法としてそういう適当な場所があるということなら、

また町のほうからも投げかけて考えていくということはあるかというふうに思います。

ただ、どういう仕掛けでいくのか、そこら辺をもう少し詰めて考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） こうしたことを進めるについて、あるいは仲間を誘うについて、ちょっと町の施設、そうしたものを使うことに当初はなりますので、そうしたことが可能かどうか。そうした点もちょっとお伺いしたいと思いますが。例えば今言いました茶茗館とか、あるいはやまびこの資料館とか、そうしたところなんかを拠点としてやったらどうかというふうに思うんですけども、そこらはどうなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） いわゆる公の施設については、それぞれ目的があって建てられておりますので、その目的の中でかなう利用方法というのは当然考えられるというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 私も、これは自分が仲間を求めてまだ進めているわけじゃございません。自分の頭の中で考えていることですが、そうしたことが可能であるということなら、当然その近くの茶園を持っている人たち、あるいは対象になる人たちに、ただでやるわけじゃございません。もちろんその人たちにもお茶をつくってくださるそれなりのお金が行くような仕組みでやっていける方法があるか検討してみたいと思いますので、またその節はそれぞれの御相談に乗っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私の一般質問を終わります。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 既に茶業振興協議会ですか、では、グリーンティー・ツーリズムということで具体的にツアーを、これ試行的にだと思えますけれども、やっているというような例もございますようですので、そういう体験も踏まえて、お茶のさらなる消費拡大、どうしてもやっていかなければならないことでもありますので、ぜひ新しいそういうニューツーリズムを取り入れて、お茶の消費拡大につなげていければありがたいというふうに思っています。検討していきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） これで中澤君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

## 日程第2 同意第5号 副町長の選任について

議長（板谷 信君） 日程第2、同意第5号 副町長の選任についてを議題とします。

総務課長の退場を求めます。

( 総務課長退場 )

議長(板谷 信君) 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 同意第5号、副町長の選任について、提案理由を申し上げます。

議案1ページをごらんください。

現在空席となっております川根本町の副町長につきましては、本年10月16日の町長就任以来検討を重ねてまいりました。これからの行政運営、また継続中である行財政改革とともに進めていく観点から、行政経験が豊富であり、川根本町の将来を真摯に考えていただける人材を検討してまいりました。

このような中、現川根本町役場総務課長、小坂泰夫氏を副町長に選任したいと考え、御同意をいただく提案をするものであります。

小坂氏は現在59歳で、川根本町上長尾に在住であります。昭和47年、中川根町役場に採用され、平成17年に健康福祉課長を、合併後の川根本町の健康増進課長、教育総務課長を歴任され、平成21年4月1日より総務課長をされ、現在に至っております。

川根本町の行政運営、またこの地域の将来を考えていく上で、私のよき相談相手として、また補佐役として協力いただき、よりよい町政を推進していきたいと考えております。よろしく御審議をいただき、御同意くださるようお願いを申し上げます。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 一応通告を、必要ないんですけれどももさせていただきます。それに基づいて質疑を行います。

15日の全員協議会で初めて提案されまして、今回の人事、2日後のきょう採決ということで、非常に私は乱暴だなというか、性急だなというふうな気がするわけですけれども、このような小さな町で、私もこの短い期間ですけれども何人かの人に聞いてみました。課長さんが、通告には9人と書きましたけれども、実際今数えましたら10人、あるいは室長を入れると11人おられるということで、今こういうふうに慌てて副町長を選任しなければならないのか。その必要性といいますか、町長就任されて2カ月ですけれども、その気持ちといいますか、理由を述べていただきたいと思います。

それから、きのうの新聞に早々と報道されたわけなんです。静岡新聞に載っていました。ということは、全協で私たち議会が報告を受けた、おとといですね。それとほぼ同時に新聞社へ伝わったということになるのかなと思うわけですけれども、採決の前にこういう人事が新聞で公表されるということは余り記憶にないわけですけれども、行政が知らせたのかどうかお聞きいたします。

それから3点目ですけれども、小坂氏を副町長にと考えて提案されているわけですけれども、小坂氏をと考えられたのはいつごろで、だれかにそのことを相談して決められたのか。

また、小坂氏の返事、あるいは副町長職に対する抱負などをお聞きされたのか。もし聞かれたら、どのように答えておられたのか、披露をお願いいたします。

それから4点目ですけれども、町長就任2カ月で行政の要である総務課長を替えるということで、これから年度末に向かって予算書も編成していかなければいけない。行政としては非常に重要なときにその一番要である総務課長を新人に替えるということは、行政運営にマイナスになるのではないかと思うんですけれども、この点、町長はどのようにお考えでしょうか。

それから5点目ですけれども、現総務課長の小坂氏を選任した理由として、全協では、課長職を歴任し、行政経験も豊富で町の将来を真摯に考えている人との説明がされました。そのとき、私が退職についてどのような方法をとるのか、兼職の禁止で失格になるという方法と、自ら辞表を出して退職するという方法とあるわけですけれども、お聞きしましたら、町長は有利な方法を考えてもらうという答弁をされました。1年後の退職を控える職員ということで、もう1件の人事も同じ状態なんですけれども、こういうのが2つ提案されてきたということをもう新聞で多くの町民の方々が知ったわけですから、天下り人事というか、退職後のポストをつくってやったんじゃないかと思われても、思われかねないという懸念があります。せめてこういうことに対して住民の理解を得る期間を設けるとか、あるいは退職金については一時棚上げにして、最終的に退職金を払うとか。何か新しい方法、措置を考える気があるかどうか。その点をお聞きいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、副町長を必要とする理由でございますけれども、副市長、あるいは副町長の設置については自治法第161条に規定されるもので、行政事務を進める上で各課事務を取りまとめるなど、必要不可欠なものだと思っているものであります。

現在各課の事務上の決済を行う上で、町長が各課から上がる膨大な量の文書をすべて見通すことは困難な状況にありますし、副町長の専決事務とのすみ分けを行うことや副町長が所属する約30の委員会が、土地利用対策委員会委員長、行政改革総務委員会委員長、建設工事等指名委員会委員長など多くの進行の取りまとめ役を務めるなど、現在総務課長を主として各課長に負担願っておりますが、このような状態が続くことは事務に多くの支障が生じてくることから、早期の選任をお願いするものであります。

次に2番目、新聞報道に対しての御質問でございます。

15日の全協後に静岡新聞社からの、16日ですね、16日に報道があったわけですけれども、私からは申し上げておりませんので、きょう総務課長にも聞いたんですけれども、総務課長も伝えていないというお話でございました。私に対して取材はありました。その時点で記者は既に名前を知っていたようであります。どこから出たのかはちょっと私にはわかりませ

ん。

それから、総務課長を副町長に考えたのはいつごろかというような御質問でありますけれども、これは12月上旬になりますけれども、私の思いとして小坂氏にお話をし、後日にお答えいただける旨の返事をいただきました。しからばその際に、私の行政執行の補助者として、また役場職員のパイプ役として、川根本町行政の推進のため誠心誠意努力したいという旨のお言葉をいただきました。それを私のほうからお願いして、その後の話でございますけれども、そういうことで努力をしたいというお返事をいただきました。

それから、新しい総務課長により行政運営のマイナスはというような御質問でございますが、各課長にあっては、課長経験はもとより行政経験の豊富な方々であり、現総務課長が4月の任命後にあって確実に職務をこなしてきたように、新総務課長の任命を受ける方であっても同時に問題がないというふうに思っております。

それから、退職金等の見解についてということでありまして、全協のときに、退職の仕方によって退職金が増減する、そういう状態があるならば私としては有利な方法を考えてあげていいんじゃないかというようなことを申し上げました。これは、選任をお願いする上で何かがあればという思いで申し上げたものでありますけれども、既に総務課長からは、事務上の取り扱いから優位となるような条件は存在しないというお話を受けました。

具体的に申しますと、定年退職前に受けられる勸奨による優遇退職制度は、自己都合による退職でありますので、その適用はなく、また退職金は年数計算となりますので、本年4月からの退職等に係る掛け金が掛け捨てとなるなど不利な条件ではありますが、私の副町長の必要性という思いを理解して内諾をいただいたというものであります。

また、川根本町にとっては、一般職である総務課長から特別職である副町長をお願いするものであり、行政執務上の継続性を考えれば、天下り人事であるとの認識は持っておりません。さきに申しましたように、通常の退職をされる方よりも退職金で申せば2年分の不利を承知でお引き受けいただくわけで、退職金の減額等の必要はないというふうに考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第5号、副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。



したがって、同意第5号、副町長の選任については同意することに決定しました。  
総務課長の入場を許可します。

(総務課長入場)

日程第3 同意第6号 教育委員会委員の任命について

議長(板谷 信君) 日程第3、同意第6号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

企画課長の退場を求めます。

(企画課長退場)

議長(板谷 信君) 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(佐藤公敏君) 同意第6号、教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

議案2ページをごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより、学校教育や生涯学習など教育全般についての審議や意思を決定する執行機関として教育委員会が設置されております。この教育委員会委員として平成17年10月26日からの任期を務めていただいていた前教育長、澤村迪男氏が、本年2月6日、任期を残してお亡くなりになられ、以来5人の委員で構成される教育委員会委員の1名の委員が空席となっております。

つきましては、後任の委員として本川根町役場及び川根本町役場に長く勤務され、企画環境課長、企画課長など豊かな行政実績と広い視野を持った課長経験などから、地域の方々に厚い信頼を受けておられ、また千年の学校の設立推進に携わるなど、社会教育への理解と教育、学術及び文化に関して見識を有し、委員としてふさわしい羽根田泰一氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。よろしく御審議いただき、御同意いただくようお願い申し上げます。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

これも先ほどと同様の疑問があるわけですが、教育長不在10カ月以上続いたわけですが、このことについては、この間も町民の方々から1日も早く教育長を置くべきだというふうな声はたくさんいただいております。でも一昨日提案されてきょう採決ということで、私、先ほど副町長の件では賛成をしましたが、反対される議員もいて、私も賛成か反対かには、非常にこういう提案をされると迷うわけです。判断することができない。

でも、総務課長はとってもよく知っているし、総務課長から助役職というのは、業務もそんなにかけ離れてはいないだろうということで、私は町長の答弁もお聞きして、信頼して賛成をしましたけれども、今回この教育委員会委員の選任ということでは、教育長と考えての選任ということで、非常に問題があるのではないかなと思って質問通告を出させていただきました。

反対討論というのができないものですから、一応質問通告で御答弁をいただきたいと思うんですけども、町長がますますこういう課長さん、先ほども申しましたけれども2人目を特別職に選任をされるということでは、先ほどは町長は天下り人事の批判には当たらないというふうにおっしゃられて、不利益な部分もあるということもわかりましたけれども、この件については非常に問題があるんじゃないかなと思います。

それで、まず羽根田課長さんを教育長にということで、全協でも言ったんですけども、およそくっつかないですね。教育委員会で仕事がされたことがないということですので、いつごろそういうふうと考えられたのか。そして、また先ほどと同じですけども、そのことについてだれかに相談されたのか。まず最初にこの点を確認したいと思います。

そして2点目ですけども、羽根田氏の学歴と職歴についてももう一度説明をお願いいたします。

それから、3点目、羽根田氏にどういう点を期待されて教育長にというふうと考えられたのか。そしてまた、そのときの羽根田氏の返事や抱負です、町長に言われたときに、多分了解をいただいたから提案してきたんだと思うんですけども、了解されたときに彼が町長に伝えた抱負などについて御披露をお願いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 私がまず羽根田課長にお話を申し上げたのは、正直いって12月の中旬でございますので、かなり提案する直前であったことは間違いございません。それは今、教育長が長い間不在の中で、何とか早く教育長を置かなければいけないという思いが強かったからということでございます。

職歴等については総務課長のほうからお話いたしますけれども、私が彼を教育委員にお願いしようと思った理由でございますけれども、彼は確かに教育委員会での勤務はございません。しかし企画関係を長く務めてきたわけですけども、当時長島ダムの建設問題がございまして、それを企画の中で担当されたわけでありまして、地域住民の了解をとりながら、さらには県との折衝、国との折衝、そういう大変困難な仕事がある中で、地元の了解も取りつけながらダムを進めてきた、そういう実績がございます。

したがって、確かに教育委員での勤務経験はないわけでありまして、私は彼にはそれだけの能力があると、そういうふうにも思っております。また、きょう一般質問の中でも小中学校の将来の統廃合のような、そういう問題を考えたときにも、私は彼ならやりこなせると、そういう思いで、むしろそこには、教育に関係なかったところで彼が頑張ることができるん

じゃないか、そういう思いを強くいたしまして彼にしたわけであります。彼も当初は意外に思ったのか、そういう状況もございましたけれども、いろいろ私がお話申し上げる中で、彼なりにできることがあれば頑張っていきたいと、そういうお答えをいただいて、今回お諮りするわけであります。

いろいろ学校関係等とのお付き合い、これは、彼もたしかPTA会長等もやっておられると思いますし、それから地域のいろんなスポーツ活動、社会活動等においても、若者とのお付き合いですとか、そういうことも経験してきておりますので、いろいろ不慣れで御心配の向きもあるかと思いますが、仕事をしっかりやっていける人材だというふうに思っております。何とか御理解をお願いしたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 職歴、学歴等についてお答えを申し上げます。

羽根田氏におかましては、49年3月に明治大学を卒業され、本川根町に49年4月1日に採用されました。本川根町の課長といたしまして、企画調整課長を平成14年4月1日から務めております。合併後の平成17年9月20日より企画観光課長、19年4月1日に企画環境課長、20年4月1日に同参事、本年4月1日より企画課長を歴任しております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 彼の抱負について、町長がとても信頼を置いているということですけれども、副町長と違いまして教育長というのは非常に特殊な立場というか、責任が発生すると思うんですけれども、私もきょう初めて見せていただいたんですけれども、町長選任に当たってこういう大事なことです。教育委員会の議員必携第4章に教育長の任命というところがあるんですけれども、ごらんになられたでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 読んでおりません。

議長（板谷 信君） もったいぶらずに……

10番（鈴木多津枝君） そこには、教育長が教育委員会の権限に属するすべてのことをつかさどり、事務局を指導、監督する立場にある極めて重要な職員であることから、教育行政の専門家、すなわち教育に関し専門的見識を有するとともに、行政的にも練達した者であることが要請されるというふうに書かれています。この点に照らして、町長は羽根田氏が適任だとお考えでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） これは本川根の事例でございますけれども、かつて役場の職員で全く建設畑ですとか産業課畑を歩いて来られた方が、全く教育委員会の経験があったかどうか存じ上げませんけれども、教育長として立派にやってこられたという事実もございます。

したがいまして、確かに今現在その専門的な見識を持っていないかもしれませんが、今後

一生懸命勉強していただいて、そして教育というものが全く特殊な世界だというふうに認識することが果たしてどうかという思いもいたします。何ていいますか、隔離された部署ではございませんので。地域の中で、あるいはもうちょっと広い社会の中で考えていくべきものだと思いますので、そういう意味で、むしろ新しい感覚を持って臨めるのではないかなというふうな思いもいたしております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第6号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立少数です。

したがって、同意第6号、教育委員会委員の任命については同意しないことに決定しました。

企画課長の入場を許可します。

（企画課長入場）

#### 日程第4 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町奥大井もりのくに）

議長（板谷 信君） 日程第4、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤公敏君） 議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページをごらんください。

川根本町奥大井もりのくに施設につきましては、平成19年4月1日から指定管理者制度により大新東株式会社静岡支店を指定管理者と定め施設の管理を行っております。平成22年3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、公募により募集した結果、株式会社時之栖ほか3団体より指定管理者指定申請書の提出があり、12月4日に川根本町指定管理者審議委員会を開催し、申請4団体からの事業計画、管理体制等の説明を受けた後、審査を行った結果、当該施設の指定管理者として最も適当と認める団体に株式会社時之栖を指定管理者になるべ

き者として選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程します。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 町内入札というんですか、説明会に町内2団体と大新東さんと時之栖さんの4団体から申請書が出されて、時之栖に審査会では決めたということですけども、地域振興や雇用の点で、時之栖さんがほかの団体よりすぐれていたという点を教えていただきたいと思います。

それから、町が建てた観光施設で営業させるということですので、施設の使用料が、本来だったらこういう観光施設を使わせるときには町に使用料が入って当然ですし、かつてもりのくにでは、組合から町に毎年700万円ですか、入っていたということですけども、今度の提案では、相変わらず大新東さんに払っていた年間500万円の委託料を初年度には時之栖さんにも払うという説明がされました。契約は5年ということですので、説明を聞いていますと大きな企業ですし、とっても好調に事業を展開していて、誘客力もほかの地域ですぐれているというのも、私もインターネットなどで調べて確認しました。こういうところにやってもらわけるので、希望も持てるのかなというふうに思います。そうすると町から委託料500万円、初年度は払うけれども、次年度からはそれをどうするのか。あるいは営業利益が出れば、かつてもりのくにの組合では町に使用料を納めていたように、そういうことも考えているのか、そういうところでの協議をされているのかどうかを確認します。

それから、町内の団体を育成して雇用の場の確保につなげるべきという意見もありました。現にこの町内2団体の方たちは、まだ未成熟ということで今回選定されなかったようですけども、この5年間の間に、そのように町内の団体を、時之栖さんにも手伝ってもらってというか、育成に力を貸してもらって雇用の場の確保をつなげていくような考えがとおりかどうかお聞きいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（小坂泰夫君） 御質問にお答えします。

最初の点でございます。指定管理者の審査委員会におきます審査報告ということで、1番目の質問の時之栖がすぐれている点等についてお答えさせていただきたいと思います。

時之栖の積極的な意見ということにつきましては、実績、会社、組織体制からの公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者と認められる団体であるというのが総合的な見地でございますが、プレゼンテーションの中におきましては、川根本町奥大井もりのくに運営に当たって総括的な責任者として、川根本町出身の現掛川道の駅等の責任者である方が当たられると言われまして、またこの中で、構想としてではありますけれども、

現在雇用されている方々を優先的に雇いたいということ、それから、施設の責任者として地元の若者を積極的に採用したいとの意見がありました。また、千頭駅周辺や接岨峡温泉、寸又峡温泉など、連携した振興を接客業としての時之栖のノウハウを生かした地元に対しての貢献をしたい旨の提案がなされましたので、これをもとに審査委員会では選定したという経緯でございます。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） それでは、最後のほうにありました3点につきまして、担当課より御説明させていただきます。

まず1点目ですが、順序不同になりますけれども、営業利益が出れば使用料を入れてもらうことなどを協議しているのかということですが、まず最初に、もりのくにの指定管理者制度の導入は利用料金制度というのがあります、それによって行われます。指定管理料は、一般的には行政が行わなければならない管理を管理するに当たり、委託料、例えば保守点検や法定検査、それから周辺の美化整備などを考えているわけでございます。

次に、協議ですが、指定管理者が決定してから施設の管理運営に関する協定書を締結することになります。その協定書の中に修繕費積立金等の条項を設け、協議の相手方の協議の上に余剰金等の積み立て等を含めてございます。

なお、もりのくに条例の中にも利用料金として、町長は指定管理者に利用料金を該当指定管理者の収入として収受させるものとするとして定めております。

それから第2点目でございますけれども、その後の見通しはどうかということですが、これにつきましては、指定管理者としての初年度でありますことから、実績を見ていかなければなりません。当然のことながら見直しが必要となってくると思います。

次に、3点目のことですが、これは実績のある業者のノウハウを習得しながらいろんなことで勉強し、指定管理者との連携を密にしていなければならぬと思います。それらを見まして、どの部分が雇用できるのか、どの部分が自分たちでできるのかというのを見ながら雇用の場を確保していくことが望ましいと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。6番、原田君。

6番（原田全修君） 原田でございます。

全協のときにも質問させてもらった、多分その回答になるんだろうと思うんですが、お答えをいただきたいと思っておりますのは、先ほど時之栖選定のメリットということが言われましたけれども、もう少し具体的な地元振興上のメリット、例えば地場産品を使っただけなのか。あるいは利用客の地元のタクシー、バス、こういったようなものを使っただけなのか、鉄道だとか。そういったような地元との連携と申しますか、そういったことを意識して運用される、経営される、多分そのようなことも全協のときには答えられたような感じがいたしますが、そういった点でももう少しメリットというものを詳しく教えていただきたいと思

います。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） これも先ほど指定管理者が決定してから相互に協議していくわけでございますけれども、当然のことながらうちのほうでも説明会を開いたときではありますけれども、雇用につきましては地元の人を使っていたきたいというのが第1点でございます。それから地場産業につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、自分たちがどのように、どのような部分で雇用できるのかというのをやはり見ていただいて、極力、例えば食堂にしたり、地場の直売所にしたり、いろんなものにつきましては地元優先に使っていただきたいということを申し上げていくつもりでございます。

また、先ほども総務課長のほうからお話がありましたように、この方は地元の出身の方でございます、またその方が担当さんだと思いますけれども、よく地元のこと周知している方でございます、恐らく私どもの考え方に同意してくれるんじゃないかと、そういうふう楽しみにしております。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 今の質問をしたその足の利用とか、地元の公共機関の利用だとかこういったようなものも、地元で持っているこういった既設の資源というものを、やはり最大限に活用していただきたい。これは切なる願いであります。その点についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） 足と交通の関係、要するに交通の関係でございますけれども、これは具体的にいいますと、実際に今通っている交通機関がありますので、それをやっぱり利用してもらおう。また利用できないところについては、また検討していかななくてはならないのですけれども、今のところ地元の今通っている交通を利用させてもらうのが当然これ優先になるかと思えます。

ただ、これにつきましてはやはり戦略的なこともありますので、これは今から協議をしていかななくてはなりませんけれども、担当課としてはそれを推進していきたいというふうに考えております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） まさに経営者としましては、時之栖のほうとしましては、その経営戦略というのがあると思うんですが、この公共事業を発注する我が町としましては、経営戦略が当然あるわけでありまして、そういった意味で、ぜひとも先ほど申し上げたようなところへ話を持っていけるような、そんな指導を業者のほうにもしていただければと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 答弁、よろしいですか。

6番（原田全修君） はい。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（西村太一君） 先ほどもちょっと言わなかったんですけども、やはりそれに強力で連携をしていこうという1つの団体もごございます、地元のほうにですね。その人たちも一緒に連携をしていきましょうよというある程度のお話もできているようです。したがって、それを育てていきたいということが一番大きな利点だと考えております。ですので、ここで可決していただければ、それに伴ってすぐ、4月1日からになりますけれども、協定書を結びたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）は原案のとおり可決されました。

#### 会議時間の延長

議長（板谷 信君） ここで、間もなく5時になりますので会議時間を延長したいと思います。

#### 日程第5 議案第59号 川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金 徴収条例の制定について

議長（板谷 信君） 日程第5、議案第59号、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴



収条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。委員長、8番、中澤君。

第1常任委員長（中澤智義君） 第1常任委員会に付託されました議案第59号、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について、委員会の審査報告をいたします。

12月8日、定例会において議案第59号が第1常任委員会に付託されました。

12月8日、2時30分より3時30分まで審査を行いました。審査の場所は、川根本町役場3階大会議室です。

審査の経過と結果を申し上げます。

審査の内容。

議案第59号は、電気通信事業者による携帯電話のサービス提供が見込めない地域の解消を図るために、経済危機対策関連として国の平成21年度補正予算に計上されている事業に要する費用の一部を充てるため、分担金の徴収に必要な事項を定める条例であると担当課長から説明を受け、条文順に審議に入りました。

この地域以外にも携帯電話のサービスが受けられない地域があるかという質問に対し、現時点はあるが、民間業者による改修計画があり、本年度末には解消される予定である。また、通話ができにくい地点はあるが、全くできない地域はないとの説明があった。

施設の帰属、またその後の施設の保守管理はどうなっているかとの質問に、施設は町所有、保守管理は電気通信事業者が行うと回答があった。

この事業に必ず電気通信事業者が参画するかとの質問に、国への要望時点で参画が条件であり、既に事業者からはサービス提供の確約書を取ってあるという回答があった。

分担金90分の1に相当する額とあるが、この根拠は何かという質問に、90分の1は総務省からの通知によるものだとの説明があった。

補正予算の収入1,000円の科目設定がされているが、本年度に実施されるかとの質問に、年度内に事業が完了し分担金額が確定するため、実施されるとの回答があった。

これらのことが確認され、審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決となりました。

委員会報告を終わります。

議長（板谷 信君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町福祉センター)

議長(板谷 信君) 日程第6、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を議題とし、12月8日の議事を続けます。

本案については、質疑の続きから始めます。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

(発言の声あり)

議長(板谷 信君) 説明しなければならぬですか。これは8日から続いている議案ですので、既に鈴木議員は8日の日に3回質疑していますので、3回質疑を超えることはできないということで、質疑を許可しません。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町福祉センター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町福祉センター）は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町高齢者デイサービスセンター）

議長（板谷 信君） 日程第7、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を議題とします。

本案について提案理由の説明は既に終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 4 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)

議長(板谷 信君) 日程第 8、議案第 64 号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)を議題とし、12月 8 日の議事を続けます。

本案について提案理由の説明は既に終了しておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 64 号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立多数です。

したがって、議案第 64 号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 5 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町創造と生きがいの湯)

議長(板谷 信君) 日程第 9、議案第 65 号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町創造と生きがいの湯)を議題とし、12月 8 日の議事を続けます。

本案についても提案理由の説明は既に終了しておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 突然の先ほど質疑を拒否されましたので震えてしまいましたけれども、気を取り直して質疑を行います。

この議案については 3 年間の決算書がつけられて、合計の決算書がつけられています。各

年度ごとの決算書がつけられていて、各年度ごとの繰越金が翌年度の収入に計上されていません。このことで全協を15日に開いて、このことも15日に開いた全協の中での説明に入っていたわけですけれども、3年間で31万1,344円の余剰金が発生していて、その余剰金は指定管理者の努力の結果によるものでシルバーの収益としてよいという契約があって、ここには計上されていないという説明がありました。社協を指定したほうの、今採決された3つの施設についてはそういう同じ疑問がありまして、15日の全協で社協の一般会計の決算書が出されて、最後のところに、福祉センターについては1円の間違いもなく計上されていたということを私たちは確認したものですから、それで納得したわけですけれども、このシルバーについては、その31万1,344円がどのように処理をされているのか、一般会計の確認も私たちはしていないわけですけれども、担当のほうからどのように確認をしているのか、説明をお願いいたします。

それから、管理委託料に対して利用者数が少ないということが全協でも話題になったわけですけれども、それでも余剰金が出ているわけで、余剰金を出すくらいなら高齢者などが全町的に利用しやすいように予約で送迎車両を出すなどの工夫も必要ではないかということも発言をしたんですけれども、行政は利用者を増やす対策をどのように考えているのかお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） それでは、質問にお答えします。

余剰金の管理でございますけれども、指定管理者であるシルバー人材センターの事業会計収支決算書の受託事業収入に組み込まれています。これは決算書をお見せすればいいんですけれども、ちょっとすべての決算が一本化されておりますので、ちょっと事業別の仕分けになっておりませんので、それを見ても確認はできないと思います。したがって、この会計処理につきましては、振替伝票と預金通帳を私のほうで確認させていただきました。間違いなく会計処理されておりました。

2つ目の利用者の増に関する御質問でございますけれども、施設ですけれども、平成11年度に温泉を利用し、高齢者などのいこいの場、閉じこもり防止などを推進する場として整備されたもので、町民を対象に低料金で親しんでもらっている施設でございます。この施設を利用しまして、月1回健康相談や閉じこもり予防教室、乳幼児相談などを実施するなどの活用を図っております。

施設の温泉を引いておりますが、湯量的に制限があり、浴室は一度に5人程度が利用できる規模となっております。したがって利用者を一度に大量に受け入れることは難しい状況でございます。温泉施設ということで維持管理費もかかる中でありますので、利用料金、収入の増を図るために広報紙、口コミ等により利用者が増える努力を進めてまいっておりますけれども、申し上げましたような規模的な問題があることも御理解いただきたいと思います。いろんな御提案もいただけるということなものですから、今後そういったことで施

設の改善に努めてまいりたいというように考えます。

以上であります。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第6号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について

議長（板谷 信君） 日程第10、発議第6号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第6号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

議長(板谷 信君) 日程第11、発議第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 発議第 8 号 公立病院の維持・存続に関する意見書の提出  
について

議長（板谷 信君） 日程第12、発議第 8 号、公立病院の維持・存続に関する意見書の提出  
についてを議題とします。

お諮りします。

発議第 8 号は、会議規則第39条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 8 号は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい  
と思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第 8 号、公立病院の維持・存続に関する意見書の提出についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 8 号、公立病院の維持・存続に関する意見書の提出については原案の  
とおり可決されました。

日程第 1 3 川根本町議会議員派遣の件

議長（板谷 信君） 日程第13、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した議  
員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり



決定いたしました。

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（板谷 信君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（板谷 信君） 日程第15、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

議長（板谷 信君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成21年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年12月17日

議 長 森 照 信

署 名 議 員 小 藪 侃 一 郎

署 名 議 員 原 田 全 修